

令和5年第2回南知多町議会定例会（初日） 議事日程

日 時 令和5年3月3日
 午前9時30分
 場 所 南知多町議場

日程第1		会議録署名議員の指名 番 番	
日程第2		会期の決定 3月3日～ 月 日 日間	
日程第3		町長所信表明	
日程第4		町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明	
日程第5	議案第3号	公の施設の指定管理者の指定について (篠島渡船ターミナル)	即 決
日程第6	議案第4号	財産の処分について (旧師崎保育所)	即 決
日程第7	議案第5号	町道路線の認定及び廃止について	委員会付託 (総務建設)
日程第8	議案第6号	辺地総合整備計画の変更について	委員会付託 (総務建設)
日程第9	議案第7号	南知多町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について	委員会付託 (総務建設)
日程第10	議案第8号	南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	委員会付託 (総務建設)

日程第 11	議案第 9 号	南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	委員会付託 (文教厚生)
日程第 12	議案第 10 号	南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	委員会付託 (文教厚生)
日程第 13	議案第 11 号	南知多町特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例について	委員会付託 (総務建設)
日程第 14	議案第 12 号	南知多町消防団条例の一部を改正する条 例について	委員会付託 (総務建設)
日程第 15	議案第 13 号	南知多町会計年度任用職員の給与及び費 用弁償に関する条例の一部を改正する条 例について	委員会付託 (総務建設)
日程第 16	議案第 14 号	令和 4 年度南知多町一般会計補正予算 (第 10 号)	委員会付託 (文厚・総建)
日程第 17	議案第 15 号	令和 4 年度南知多町国民健康保険特別会 計補正予算 (第 2 号)	委員会付託 (文教厚生)
日程第 18	議案第 16 号	令和 4 年度南知多町後期高齢者医療特別 会計補正予算 (第 2 号)	委員会付託 (文教厚生)
日程第 19	議案第 17 号	令和 4 年度南知多町介護保険特別会計補 正予算 (第 2 号)	委員会付託 (文教厚生)
日程第 20	議案第 18 号	令和 4 年度南知多町師崎港駐車場事業特 別会計補正予算 (第 2 号)	委員会付託 (総務建設)
日程第 21	議案第 19 号	令和 5 年度南知多町一般会計予算	委員会付託 (文厚・総建)
日程第 22	議案第 20 号	令和 5 年度南知多町国民健康保険特別会 計予算	委員会付託 (文教厚生)

日程第 23	議案第 21 号	令和 5 年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算	委員会付託 (文教厚生)
日程第 24	議案第 22 号	令和 5 年度南知多町介護保険特別会計予算	委員会付託 (文教厚生)
日程第 25	議案第 23 号	令和 5 年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算	委員会付託 (総務建設)
日程第 26	議案第 24 号	令和 5 年度南知多町水道事業会計予算	委員会付託 (総務建設)
日程第 27	議案第 25 号	令和 5 年度南知多町漁業集落排水事業会計予算	委員会付託 (総務建設)
日程第 28	発議第 2 号	南知多町議会の会議に関する規則の一部を改正する規則について	即 決
日程第 29	請願第 1 号	「平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大増税に反対する意見書」の採択を求める請願	委員会付託 (総務建設)

議案第 3号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求める。

令和 5年 3月 3日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

1 管理を行わせる公の施設

篠島渡船ターミナル

2 指定管理者となる団体

南知多町大字篠島字浦磯28番地

南知多町観光協会篠島支部 支部長 荒木信昌

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 3号 公の施設の指定管理者の指定についての提案理由の説明

1 提案の理由

令和5年3月31日をもって指定期間の満了を迎える篠島渡船ターミナルの管理については、南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例（平成30年南知多町条例第25号）第18条第1項の規定により指定管理者の指定に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要であるからである。

2 指定の内容

(1) 管理を行わせる公の施設

篠島渡船ターミナル

(2) 指定管理者となる団体

南知多町大字篠島字浦磯28番地

南知多町観光協会篠島支部 支部長 荒木信昌

(3) 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間

議案第 4号

財産の処分について

下記のとおり財産を処分するものとする。

令和 5年 3月 3日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

記

1 処分する財産 旧師崎保育所の土地及び建物

(1) 土地

所在	地番	地目	地積 (㎡)
南知多町大字片名字新師崎	9番1	雑種地	1,000
南知多町大字片名字新師崎	9番2	雑種地	1,000

(2) 建物

用途	構造	床面積 (㎡)
園舎	鉄筋コンクリート造 2階建	772.28

2 処分の理由 南知多町公有財産利活用基本方針に基づく財産の売却

3 売却金額 金40,728,000円

(1) 土地 32,720,000円

(2) 建物 8,008,000円

(うち、建物の取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 728,000円)

- 4 売却の相手方 知多郡南知多町大字片名字新師崎 8 番地の 3
東海愛知経営支援協同組合
- 5 契約の方法 随意契約

議案第 4号 財産の処分の提案理由の説明

1 提案の理由

南知多町大字片名字新師崎9番1始め2筆の土地と建物を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び南知多町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年1月29日条例第3号）第3条の規定に基づき、議会の議決が必要であるからである。

2 処分する財産 旧師崎保育所の土地及び建物

(1) 土地

所在	地番	地目	地積（㎡）
南知多町大字片名字新師崎	9番1	雑種地	1,000
南知多町大字片名字新師崎	9番2	雑種地	1,000

(2) 建物

用途	構造	床面積（㎡）
園舎	鉄筋コンクリート造 2階建	772.28

(3) 処分の理由 南知多町公有財産利活用基本方針に基づく財産の売却

(4) 売却金額 金40,728,000円

ア 土地 32,720,000円

イ 建物 8,008,000円

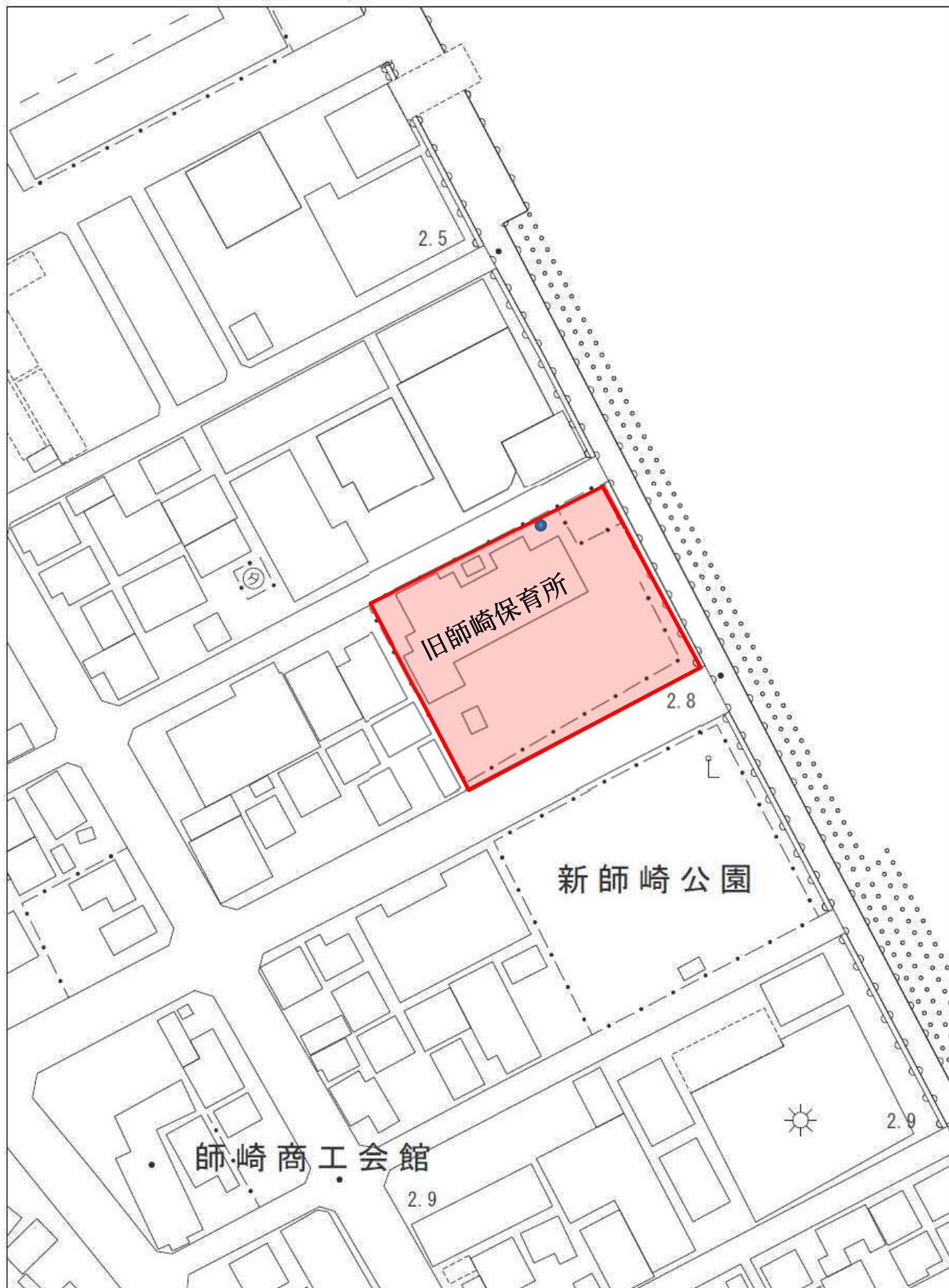
（うち、建物の取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 728,000円）

(5) 売却の相手方 知多郡南知多町大字片名字新師崎8番地の3

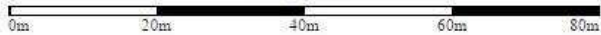
東海愛知経営支援協同組合

(6) 契約の方法 随意契約

< 位置図 >



1/1,000



議案第 5号

町道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、次のとおり町道路線の認定及び廃止をしたいので、同法第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和 5年 3月 3日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

認定路線（道路法第8条第1項）

整理 番号	路 線 名	起 点	延 長
		終 点	
1	町道 1262 号線	南知多町大字内海字中之郷 63 番 1 地先から	17.0 m
		南知多町大字内海字中之郷 66 番地先まで	

廃止路線（道路法第10条第1項）

整理 番号	路 線 名	起 点	延 長
		終 点	
1	町道 1262 号線	南知多町大字内海字中之郷 63 番地先から	22.0 m
		南知多町大字内海字中之郷 65 番地先まで	
2	町道 1283 号線	南知多町大字内海字先苧 45 番地先から	21.1 m
		南知多町大字内海字先苧 42 番地先まで	
3	町道 3195 号線	南知多町大字豊浜字鳥居 58 番 3 地先から	85.0 m
		南知多町大字豊浜字鳥居 63 番地先まで	

議案第 5 号 町道路線の認定及び廃止についての提案理由の説明

提案の理由

町内の道路の実情を調査し、的確な路線の認定及び廃止を実施するため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、議会の議決が必要であるからである。

南知多町道路認定廃止路線図

縮尺

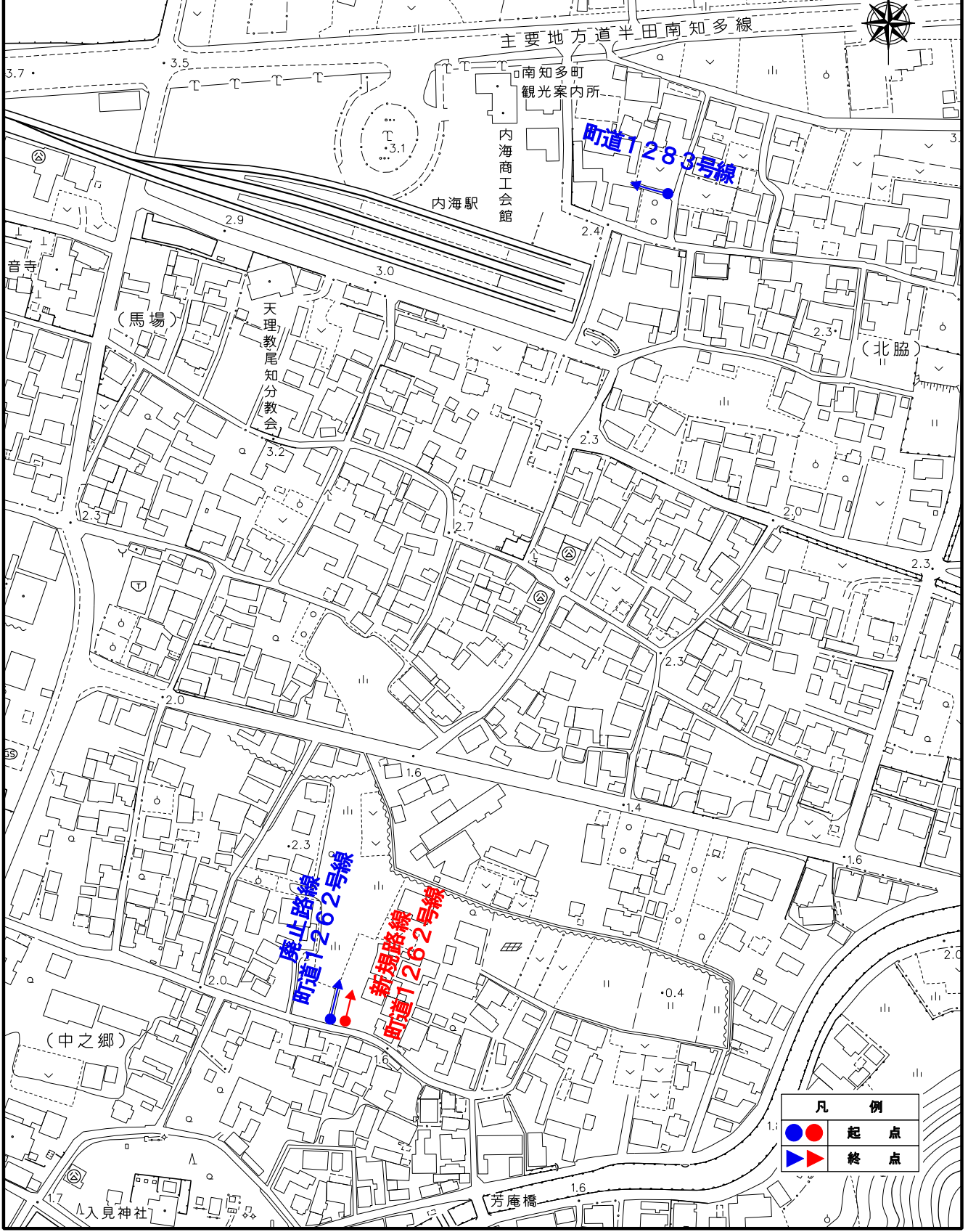
1 : 2,500

凡例

廃止路線



認定路線



凡例	
●	起 点
●	終 点

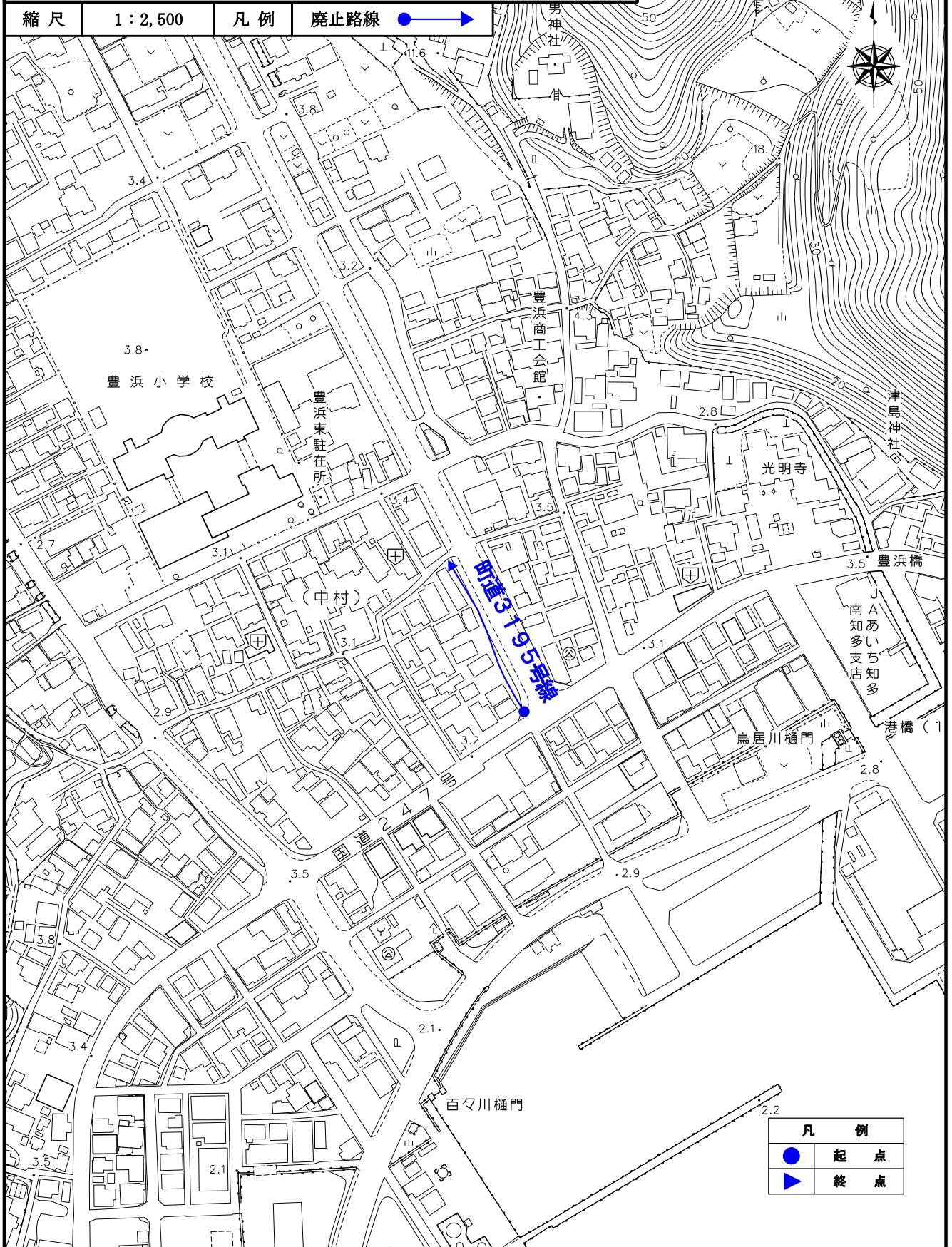
南知多町道路廃止路線図

縮尺

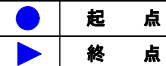
1 : 2,500

凡例

廃止路線



凡例



起
点

終
点

議案第 6号

辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、篠島辺地及び日間賀島辺地における総合整備計画を別紙のとおり変更するものとする。

令和 5年 3月 3日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

総 合 整 備 計 画 書

愛知県 南知多町 篠島辺地
(辺地の人口 1,551 人・面積 0.94 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

愛知県知多郡南知多町篠島

(2) 地域の中心の位置

愛知県知多郡南知多町大字篠島字神戸 299 番 23

(3) 辺地度点数 143 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

昭和 32 年 12 月離島振興法の指定を受けて以来、学校校舎・教員宿舎・漁港・海岸・診療所等の諸事業の推進を図り成果を上げつつあるが、離島という地理的に不利な環境にあつて、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に隔たりが認められることから、これらの施設整備の拡充を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和6年度まで6年間

(単位 千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信 施設	南知多町	5,500	0	5,500	5,500
町道	南知多町	11,295	0	11,295	8,000
		10,489		10,489	7,600
渡船施設	南知多町	444,171	9,000	435,171	426,600
		286,256		277,256	275,800
漁港施設	南知多町	13,100	0	13,100	10,200
消防施設	南知多町	15,500	1,249	14,251	14,000
		16,908	1,209	15,699	15,400
小中学校	南知多町	80,340	0	80,340	77,100
		94,900		94,900	85,000
学校給食 センター	南知多町	133,981	12,550	121,431	65,300
産業振興 施設	南知多町	23,615	7,000	16,615	13,300
		18,885	6,231	12,654	10,900
合 計		727,502	29,799	697,703	620,000
		580,019	28,990	551,029	475,700

総 合 整 備 計 画 書

愛知県 南知多町 日間賀島辺地
(辺地の人口 1,797 人・面積 0.77 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

愛知県知多郡南知多町日間賀島

(2) 地域の中心の位置

愛知県知多郡南知多町大字日間賀島字西浜 6 番

(3) 辺地度数 134 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

昭和 32 年 12 月離島振興法の指定を受けて以来、学校校舎・教員宿舎・漁港・海岸・診療所等の諸事業の推進を図り成果を上げつつあるが、離島という地理的に不利な環境にあつて、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に隔たりが認められることから、これらの施設整備の拡充を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和6年度まで6年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信施設	南知多町	6,500	0	6,500	6,500
町道	南知多町	14,089	606	13,483	11,200
		10,300	900	9,400	6,600
渡船施設	南知多町	595,199		529,594	519,500
		411,040	65,605	344,600	342,900
漁港施設	南知多町	62,746	31,545	31,201	31,100
		32,500	14,000	18,500	18,500
消防施設	南知多町	19,634	718	18,916	18,700
		6,765	678	6,087	5,900
小中学校	南知多町	6,219	2,750	3,469	3,400
		14,000	0	14,000	14,000
教職員住宅	南知多町	1,683	0	1,683	1,600 0
学校給食センター	南知多町	177,727	16,637	161,090	86,700 86,600
診療施設	南知多町	2,629		2,629	2,600
		3,502	0	3,502	3,500
下水処理施設	南知多町	125,162	70,643	54,519	29,500
		113,209	49,537	63,672	30,300
産業振興施設	南知多町	38,869	2,657	36,212	27,500
		168,971	30,339	138,632	138,200
合 計		1,050,457	191,161	859,296	738,300
		946,197	178,531	767,666	653,000

議案第 6 号 辺地総合整備計画の変更についての提案理由の説明

1 提案の理由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、辺地総合整備計画を変更することについて、議会の議決が必要であるからである。

2 計画の変更内容

辺地総合整備計画において整備しようとする公共的施設の事業費及び辺地対策事業債の予定額を増額する。

（単位：千円）

辺地名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
		特定財源	一般財源	
篠 島	727,502 (580,019)	29,799 (28,990)	697,703 (551,029)	620,000 (475,700)
日間賀島	1,050,457 (946,197)	191,161 (178,531)	859,296 (767,666)	738,300 (653,000)
合 計	1,777,959 (1,526,216)	220,960 (207,521)	1,556,999 (1,318,695)	1,358,300 (1,128,700)

（ ）は変更前

3 計画期間

令和元年度から令和 6 年度

議案第 7号

南知多町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

南知多町個人情報保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5年 3月 3日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第8条第5項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限に関する特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい

支障を及ぼすおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、法第87条第1項の規定に基づき、文書又は図画について写しの交付の方法により開示を受けるものにあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録について同項本文に規定する方法により開示を受けるものにあつては写しの交付及び送付に準ずるものとして実施機関の規則で定めるものに要する費用を負担しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により費用を負担する者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、その者が負担すべき費用の額を減額し、又は免除することができる。

(南知多町情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年南知多町条例第 号）第3条第1項に規定する南知多町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運

用上の基準を定めようとする場合

(施行の状況の公表)

第7条 町長は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

2 町長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(南知多町個人情報保護条例の廃止)

第2条 南知多町個人情報保護条例（平成18年南知多町条例第5号）は、廃止する。

(南知多町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の南知多町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第11条又は第12条第3項の規定によるその職務又は事務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前に旧実施機関が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244

条の2第3項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせいた場合において、当該管理の業務における旧個人情報の取扱いに従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第15条、第29条第1項若しくは第2項又は第37条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号及び第3号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、町の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(南知多町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第4条 南知多町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年南知多町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「施設の管理に伴い保有した個人情報の漏えい、損傷又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講ずる」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施する」に改める。

（南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正）

第5条 南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成25年南知多町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「南知多町個人情報保護条例（平成18年南知多町条例第5号）の町の実施機関」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の行政機関等」に改める。

議案第 7号 南知多町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定理由の説明

1 制定の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が令和5年4月1日に施行され、これまで条例で規律されていた地方公共団体の個人情報保護制度が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）により一元的に規律されることとなることに伴い、法により委任された事項等を規定するため、条例を制定する必要があるからである。

2 制定の主な内容

- (1) 開示決定等の期限について現行制度を継続するため、法に規定される日数を短縮する規定 （第3条及び第4条関係）
- (2) 開示請求に係る手数料等に関する規定 （第5条関係）
- (3) 個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について、南知多町情報公開・個人情報保護審査会への諮問を可能とする規定 （第6条関係）

3 施行期日等

- (1) 施行期日
令和5年4月1日
- (2) 南知多町個人情報保護条例の廃止
南知多町個人情報保護条例（平成18年南知多町条例第5号）は、廃止する。
- (3) 南知多町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置
 - ア 従事者の義務に関する経過措置 （附則第3条第1項関係）
 - イ 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する経過措置
（附則第3条第2項関係）
 - ウ 個人の秘密に属する個人情報ファイルの提供に関する罰則

(附則第3条第3項関係)

エ 保有個人情報の提供又は盗用に関する罰則 (附則第3条第4項関係)

オ ウ及びエの罰則の適用に関する規定 (附則第3条第5項関係)

カ 旧条例廃止前の違反行為に対する罰則に関する経過措置

(附則第3条第6項関係)

(4) 関係条例の一部改正

地方公共団体の個人情報保護制度が法により一元的に規律されることとなること
に伴う関係条例の改正

ア 南知多町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年南知
多町条例第17号）の一部改正 (附則第4条関係)

イ 南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条
例（平成25年南知多町条例第9号）の一部改正 (附則第5条関係)

南知多町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(個人情報の取扱い等)</p> <p>第12条 指定管理者及び施設を管理する業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、施設の管理に関し知り得た秘密又は個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は自己の利益若しくは不当な目的に利用してはならない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(個人情報の取扱い等)</p> <p>第12条 指定管理者及び施設を管理する業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>施設の管理に伴い保有した個人情報の漏えい、損傷又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、施設の管理に関し知り得た秘密又は個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は自己の利益若しくは不当な目的に利用してはならない。</u></p> <p>2 (略)</p>

南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(説明会の開催等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業主は、前2項に規定する説明会において取得した個人情報については、<u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の行政機関等の例により</u>、収集、保有、管理等するものとし、この条例の施行の限度において利用することができる。</p>	<p>(説明会の開催等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業主は、前2項に規定する説明会において取得した個人情報については、<u>南知多町個人情報保護条例(平成18年南知多町条例第5号)の町の実施機関の例により</u>、収集、保有、管理等するものとし、この条例の施行の限度において利用することができる。</p>

議案第 8号

南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5年 3月 3日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、南知多町情報公開・個人情報保護審議会の設置及び組織並びに調査審議の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語であつて、南知多町情報公開条例（平成12年南知多町条例第42号。以下「情報公開条例」という。）又は南知多町個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年南知多町条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において使用するものとする。

(設置)

第3条 情報公開制度における審査請求並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、南知多町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、情報公開及び個人情報保護に関する事項について調査審議し、実施機関に意見を述べることができる。

(所掌事項)

第4条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 情報公開条例第18条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は情報公開条例第5条に規定する開示請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為につ

いての審査請求に関する事項

- (3) 個人情報保護法施行条例第6条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

(組織)

第5条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第6条 委員は、優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。

この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」とい

う。)に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第11条 審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、審査請求人等から、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、

この限りではない。

(調査審議手続の非公開)

第12条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第13条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(個人情報 の適正な取扱いの確保に関する調査審議)

第14条 審査会は、第4条第3号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、町の機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第4条第3号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは、町の機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(委員の委嘱に関する準備行為)

第2条 町長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第6条第1項の規定の例により、審査会の委員を委嘱することができる。この場合に

において、その委嘱された委員は、施行日において同項の規定により委嘱されたものとみなす。

(南知多町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第3条 南知多町証人等の実費弁償に関する条例（昭和37年南知多町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「南知多町情報公開条例（平成12年南知多町条例第42号）第20条第4項」を「南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年南知多町条例第 号）第8条第4項」に改め、同条第8号を削る。

(情報公開条例の一部改正)

第4条 南知多町情報公開条例（平成12年南知多町条例第42号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第18条」に、「第22条」を「第19条」に、「第25条」を「第22条」に改める。

第13条中「すべて」を「全て」に改める。

第17条第1号中「南知多町個人情報保護条例（平成18年南知多町条例第5号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

第18条第1項中「南知多町情報公開審査会」を「南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年南知多町条例第 号）第3条第1項に規定する南知多町情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第19条から第21条までを削る。

第4章中第22条を第19条とし、第23条から第25条までを3条ずつ繰り上げる。

(情報公開条例の改正に伴う経過措置)

第5条 施行日前に前条の規定による改正前の情報公開条例（以下「旧情報公開条

例」という。)第19条第1項の規定により設置された南知多町情報公開審査会(以下「旧情報公開審査会」という。)にされた諮問(この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。)は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧情報公開審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

- 2 この条例の施行の際現に旧情報公開審査会の委員である者又は施行日前において旧情報公開審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第19条第6項の規定による職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(個人情報保護条例の廃止による個人情報保護審査会の廃止に伴う経過措置)

第6条 施行日前に個人情報保護法施行条例附則第2条の規定による廃止前の個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)第45条第1項の規定により設置された南知多町個人情報保護審査会(以下「旧個人情報保護審査会」という。)にされた諮問(この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。)は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧個人情報保護審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

- 2 この条例の施行の際現に旧個人情報保護審査会の委員である者又は施行日前において旧個人情報保護審査会の委員であった者に係る旧個人情報保護条例第45条第6項の規定による職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 8 号 南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定理由の説明

1 制定の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が令和5年4月1日に施行され、これまで条例で規律されていた地方公共団体の個人情報保護制度が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）により一元的に規律されることとなることに伴い、法の規定に基づく諮問機関として南知多町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置するため、条例を制定する必要があるからである。

2 制定の主な内容

- (1) 審査会の設置に関する規定 (第3条関係)
- (2) 審査会の所掌事項に関する規定 (第4条関係)
- (3) 審査会の組織及び委員に関する規定 (第5条及び第6条関係)
- (4) 審査会の調査審議手続に関する規定 (第8条から第13条関係)
- (5) 個人情報の適正な取扱いの確保に係る調査審議に関する規定 (第14条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日から施行する。ただし、委員の委嘱に関する準備行為の規定は、公布の日から施行する。

(2) 委員の委嘱に関する準備行為

町長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第6条第1項の規定の例により、審査会の委員を委嘱することができる。この場合において、その委嘱された委員は、施行日において同項の規定により委嘱されたものとみなす。

(3) 関係条例の一部改正

現行の情報公開審査会及び個人情報保護審査会を廃止し、新たに審査会を設置することに伴う関係条例の改正

ア 南知多町証人等の実費弁償に関する条例（昭和37年南知多町条例第3号）の一部改正（附則第3条関係）

イ 南知多町情報公開条例（平成12年南知多町条例第42号）の一部改正（附則第4条関係）

(4) 経過措置の主な内容

ア 旧情報公開審査会にされた諮問に係る経過措置（附則第5条関係）

イ 旧個人情報保護審査会にされた諮問に係る経過措置（附則第6条関係）

南知多町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(実費弁償を支給する者及びその額)</p> <p>第2条 次に掲げる者に対し南知多町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年南知多町条例第12号)別表第2に定める旅費を支給する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年南知多町条例第号)第8条第4項の規定により審査会が適当と認めて出頭を求めた者</u></p>	<p>(実費弁償を支給する者及びその額)</p> <p>第2条 次に掲げる者に対し南知多町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年南知多町条例第12号)別表第2に定める旅費を支給する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>南知多町情報公開条例(平成12年南知多町条例第42号)第20条第4項の規定により審査会が適当と認めて出頭を求めた者</u></p> <p>(8) <u>南知多町個人情報保護条例(平成18年南知多町条例第5号)第46条第4項の規定により審査会が適当と認めて出頭を求めた者</u></p>

南知多町情報公開条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次 第3章 審査請求等 (第17条の2—<u>第18条</u>) 第4章 雑則 (<u>第19条—第22条</u>)</p> <p>(開示決定等の期限の特例) 第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその<u>全て</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)・(2) (略)</p> <p>(他の制度との調整) 第17条 この章の規定は、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、当該各号に定める方法による当該公文書の開示については、適用しない。 (1) 法令等 (<u>個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)</u> を除く。以下同じ。) の規定に基づき、閲覧し、又は縦覧することができる文書等 閲覧 (2)・(3) (略)</p> <p>(審査会への諮問等) 第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、<u>南知多町情報公開・個人情報保護審査会条例 (令和5年南知多町条例第 号) 第3条第1項に規定する南知多町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</u> (1)・(2) (略) 2・3 (略)</p>	<p>目次 第3章 審査請求等 (第17条の2—<u>第21条</u>) 第4章 雑則 (<u>第22条—第25条</u>)</p> <p>(開示決定等の期限の特例) 第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその<u>すべて</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)・(2) (略)</p> <p>(他の制度との調整) 第17条 この章の規定は、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、当該各号に定める方法による当該公文書の開示については、適用しない。 (1) 法令等 (<u>南知多町個人情報保護条例 (平成18年南知多町条例第5号)</u> を除く。以下同じ。) の規定に基づき、閲覧し、又は縦覧することができる文書等 閲覧 (2)・(3) (略)</p> <p>(審査会への諮問等) 第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、<u>南知多町情報公開審査会に諮問しなければならない。</u> (1)・(2) (略) 2・3 (略)</p>

新	旧
	<p style="text-align: center;"><u>(南知多町情報公開審査会)</u></p> <p>第19条 前条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、<u>南知多町情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p> <p>2 <u>審査会は、情報公開に関する事項について調査審議し、実施機関に意見を述べる</u>ことができる。</p> <p>3 <u>審査会は、委員5人以内で組織する。</u></p> <p>4 <u>委員は、学識経験のある者のうちから町長が委嘱する。</u></p> <p>5 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>6 <u>委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(審査会の調査審議の手続)</u></p> <p>第20条 審査会は、前条第1項の規定による調査審議を行うため必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求め</u>ることができる。この場合においては、<u>何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求め</u>ることができない。</p> <p>2 <u>諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んでは</u>ならない。</p> <p>3 <u>審査会は、前条第1項の規定による調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求め</u>ることができる。</p> <p>4 <u>第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め</u>ること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め</u>ることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>5 <u>審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を</u>与えなければならない。ただし、審査会がその必要がない</p>

新	旧
<p>(施行の状況の公表)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(情報提供の充実)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(財政的援助を与える法人等への協力要請)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第22条 (略)</p>	<p><u>と認めるときは、この限りではない。</u></p> <p><u>6 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</u></p> <p><u>7 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料の提出をすることができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u></p> <p><u>8 審査会は、審査請求人等から、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求められたときは、これに応じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>9 審査会の行う前条第1項の規定による調査審議の手続きは、公開しない。</u></p> <p><u>10 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u></p> <p><u>(規則への委任)</u></p> <p><u>第21条 前2条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(施行の状況の公表)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(情報提供の充実)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(財政的援助を与える法人等への協力要請)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第25条 (略)</p>

議案第 9号

南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

南知多町国民健康保険条例（昭和36年南知多町条例第22号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5年 3月 3日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例

南知多町国民健康保険条例（昭和36年南知多町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第5条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 9号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由の
説明

1 改正の理由

出産育児一時金については、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」
(令和4年12月15日)において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設
の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引
き上げるべき」とされた。

これに基づき、令和5年4月1日より出産育児一時金の支給基準額を引き上げ
るため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

出産育児一時金の支給額を「40万8,000円」から「48万8,000円」に引き上げる。

(第5条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

施行日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

南知多町国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、1万2,000円を超えない範囲内で加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、1万2,000円を超えない範囲内で加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

議案第10号

南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

南知多町国民健康保険税条例（昭和36年南知多町条例第24号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5年 3月 3日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南知多町国民健康保険税条例（昭和36年南知多町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.53」を「100分の8」に改める。

第5条中「3万800円」を「3万7,500円」に改める。

第5条の2第1号中「2万1,500円」を「2万4,200円」に改め、同条第2号中「1万750円」を「1万2,100円」に改め、同条第3号中「1万6,125円」を「1万8,150円」に改める。

第6条中「100分の2.45」を「100分の2.87」に改める。

第7条中「9,900円」を「1万2,000円」に改める。

第7条の2第1号中「6,900円」を「7,700円」に改め、同条第2号中「3,450円」を「3,850円」に改め、同条第3号中「5,175円」を「5,775円」に改める。

第8条中「100分の2.12」を「100分の2.48」に改める。

第9条中「1万900円」を「1万2,900円」に改める。

第9条の2中「5,600円」を「6,300円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同項第1号ア中「2万1,560円」を「2万6,250円」に改め、同号イ（ア）中「1万5,050円」を「1万6,940円」に改め、同号イ（イ）中「7,525円」を「8,470円」に改め、同号イ（ウ）中「1万1,288円」を「1万2,705円」に改め、同号ウ中「6,930円」を「8,400円」に改め、同号エ（ア）中「4,830円」を「5,390円」に改め、同号エ（イ）中「2,415円」を「2,695円」に改め、同号エ（ウ）中「3,623円」を「4,043

円」に改め、同号オ中「7,630円」を「9,030円」に改め、同号カ中「3,920円」を「4,410円」に改め、同項第2号ア中「1万5,400円」を「1万8,750円」に改め、同号イ（ア）中「1万750円」を「1万2,100円」に改め、同号イ（イ）中「5,375円」を「6,050円」に改め、同号イ（ウ）中「8,063円」を「9,075円」に改め、同号ウ中「4,950円」を「6,000円」に改め、同号エ（ア）中「3,450円」を「3,850円」に改め、同号エ（イ）中「1,725円」を「1,925円」に改め、同号エ（ウ）中「2,588円」を「2,888円」に改め、同号オ中「5,450円」を「6,450円」に改め、同号カ中「2,800円」を「3,150円」に改め、同項第3号ア中「6,160円」を「7,500円」に改め、同号イ（ア）中「4,300円」を「4,840円」に改め、同号イ（イ）中「2,150円」を「2,420円」に改め、同号イ（ウ）中「3,225円」を「3,630円」に改め、同号ウ中「1,980円」を「2,400円」に改め、同号エ（ア）中「1,380円」を「1,540円」に改め、同号エ（イ）中「690円」を「770円」に改め、同号エ（ウ）中「1,035円」を「1,155円」に改め、同号オ中「2,180円」を「2,580円」に改め、同号カ中「1,120円」を「1,260円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,620円」を「5,625円」に改め、同号イ中「7,700円」を「9,375円」に改め、同号ウ中「12,320円」を「1万5,000円」に改め、同号エ中「15,400円」を「1万8,750円」に改め、同項第2号ア中「1,485円」を「1,800円」に改め、同号イ中「2,475円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「3,960円」を「4,800円」に改め、同号エ中「4,950円」を「6,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第10号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由
の説明

1 改正の理由

愛知県へ納付する国民健康保険事業費納付金の主たる財源である国民健康保険税の税率等を県から提示された標準保険税率等を基本に改定するため、及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が令和4年3月31日に公布され、法定限度額が引き上げられたことに伴い、本町においても課税限度額を引き上げるため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

(1) 基礎課税額の改正（第2条、第3条、第5条、第5条の2及び第23条関係）

項 目	現 行	改正案	現行との比較
所得割額の税率	7.53%	8.00%	0.47%引き上げ
被保険者均等割額	30,800円	37,500円	6,700円引き上げ
世帯別平等割額	21,500円	24,200円	2,700円引き上げ
（特定世帯）	(10,750円)	(12,100円)	(1,350円引き上げ)
（特定継続世帯）	(16,125円)	(18,150円)	(2,025円引き上げ)
賦課限度額	630,000円	650,000円	20,000円引き上げ
被保険者均等割 7割軽減額	21,560円	26,250円	4,690円引き上げ
被保険者均等割 5割軽減額	15,400円	18,750円	3,350円引き上げ
被保険者均等割 2割軽減額	6,160円	7,500円	1,340円引き上げ
世帯別平等割 7割軽減額	15,050円	16,940円	1,890円引き上げ
（特定世帯）	(7,525円)	(8,470円)	(945円引き上げ)

(特定継続世帯)	(11,288円)	(12,705円)	(1,417円引き上げ)
世帯別平等割 5割軽減額	10,750円	12,100円	1,350円引き上げ
(特定世帯)	(5,375円)	(6,050円)	(675円引き上げ)
(特定継続世帯)	(8,063円)	(9,075円)	(1,012円引き上げ)
世帯別平等割 2割軽減額	4,300円	4,840円	540円引き上げ
(特定世帯)	(2,150円)	(2,420円)	(270円引き上げ)
(特定継続世帯)	(3,225円)	(3,630円)	(405円引き上げ)
未就学児均等割 7割軽減額	4,620円	5,625円	1,005円引き上げ
未就学児均等割 5割軽減額	7,700円	9,375円	1,675円引き上げ
未就学児均等割 2割軽減額	12,320円	15,000円	2,680円引き上げ
未就学児均等割軽減額	15,400円	18,750円	3,350円引き上げ

(2) 後期高齢者支援金等課税額の改正

(第2条、第6条、第7条、第7条の2及び第23条関係)

項 目	現 行	改正案	現行との比較
所得割額の税率	2.45%	2.87%	0.42%引き上げ
被保険者均等割額	9,900円	12,000円	2,100円引き上げ
世帯別平等割額	6,900円	7,700円	800円引き上げ
(特定世帯)	(3,450円)	(3,850円)	(400円引き上げ)
(特定継続世帯)	(5,175円)	(5,775円)	(600円引き上げ)
賦課限度額	190,000円	200,000円	10,000円引き上げ
被保険者均等割 7割軽減額	6,930円	8,400円	1,470円引き上げ
被保険者均等割 5割軽減額	4,950円	6,000円	1,050円引き上げ
被保険者均等割 2割軽減額	1,980円	2,400円	420円引き上げ
世帯別平等割 7割軽減額	4,830円	5,390円	560円引き上げ

(特定世帯)	(2,415円)	(2,695円)	(280円引き上げ)
(特定継続世帯)	(3,623円)	(4,043円)	(420円引き上げ)
世帯別平等割 5割軽減額	3,450円	3,850円	400円引き上げ
(特定世帯)	(1,725円)	(1,925円)	(200円引き上げ)
(特定継続世帯)	(2,588円)	(2,888円)	(300円引き上げ)
世帯別平等割 2割軽減額	1,380円	1,540円	160円引き上げ
(特定世帯)	(690円)	(770円)	(80円引き上げ)
(特定継続世帯)	(1,035円)	(1,155円)	(120円引き上げ)
未就学児均等割 7割軽減額	1,485円	1,800円	315円引き上げ
未就学児均等割 5割軽減額	2,475円	3,000円	525円引き上げ
未就学児均等割 2割軽減額	3,960円	4,800円	840円引き上げ
未就学児均等割軽減額	4,950円	6,000円	1,050円引き上げ

(3) 介護納付金課税額の改正 (第8条、第9条、第9条の2及び第23条関係)

項 目	現 行	改正案	現行との比較
所得割額の税率	2.12%	2.48%	0.36%引き上げ
被保険者均等割額	10,900円	12,900円	2,000円引き上げ
世帯別平等割額	5,600円	6,300円	700円引き上げ
被保険者均等割 7割軽減額	7,630円	9,030円	1,400円引き上げ
被保険者均等割 5割軽減額	5,450円	6,450円	1,000円引き上げ
被保険者均等割 2割軽減額	2,180円	2,580円	400円引き上げ
世帯別平等割 7割軽減額	3,920円	4,410円	490円引き上げ
世帯別平等割 5割軽減額	2,800円	3,150円	350円引き上げ
世帯別平等割 2割軽減額	1,120円	1,260円	140円引き上げ

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

南知多町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.53</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3万7,500円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3万800円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継</p>

新	旧
<p>続して同一世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌日から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。) 以外の世帯 <u>2万4,200円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>1万2,100円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>1万8,150円</u></p>	<p>続して同一世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌日から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。) 以外の世帯 <u>2万1,500円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>1万750円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>1万6,125円</u></p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.87</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.45</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万2,000円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,900円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,850円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,775円</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,900円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,450円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,175円</u></p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の</p>

新	旧
<p>総所得金額等に<u>100分の2.48</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万2,900円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,300円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」</p>	<p>総所得金額等に<u>100分の2.12</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万900円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」</p>

新	旧
<p>という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>2万6,250円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万6,940円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>8,470円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1万2,705円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>8,400円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,390円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,695円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,043円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>9,030円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>4,410円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>1万8,750円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる</p>	<p>という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>2万1,560円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万5,050円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,525円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1万1,288円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>6,930円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,830円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,415円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,623円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>7,630円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>3,920円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>1万5,400円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる</p>

新	旧
<p>世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万2,100円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,050円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>9,075円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,000円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,850円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,925円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,888円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,450円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,150円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>7,500円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,840円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,420円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,630円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について</p>	<p>世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万750円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,375円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>8,063円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,950円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,450円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,725円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,588円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,450円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,800円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,160円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,300円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,150円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,225円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について</p>

新	旧
<p><u>2,400円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,540円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>770円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,155円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>2,580円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>1,260円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,625円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9,375円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万5,000円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万8,750円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,800円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,000円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,800円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,000円</u></p>	<p><u>1,980円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,380円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>690円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,035円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>2,180円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>1,120円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,620円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,700円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,320円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,400円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,485円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,475円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,960円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,950円</u></p>

議案第 1 1 号

南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について

南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 6
年南知多町条例第 1 2 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 3 月 3 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

南知多町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年南知多町条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「情報公開審査会委員」を「情報公開・個人情報保護審査会委員」に改め、同表個人情報保護審査会委員の項を削り、同表団員の項報酬の額の欄中「22,500」を「36,500」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第11号 南知多町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明

1 改正の理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づく諮問機関として南知多町情報公開・個人情報保護審査会を設置するため及び消防団員のうち団員の階級にある者の年額報酬の額について「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防庁長官通知）により示された基準に基づき引き上げを行うため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

- (1) 南知多町情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う改正（別表第1関係）
- (2) 消防団員のうち団員の階級にある者の年額報酬の額の引上げ
(別表第1関係)

3 施行期日

令和5年4月1日

南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新		旧	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
(略)		(略)	
情報公開・個人情報保護審査会委員	〃 6,300	情報公開審査会委員	〃 6,300
行政不服審査会委員	〃 6,300	個人情報保護審査会委員	〃 6,300
(略)		行政不服審査会委員	
団員	〃 36,500	(略)	
(略)		団員	〃 22,500
		(略)	

議案第12号

南知多町消防団条例の一部を改正する条例について

南知多町消防団条例（昭和41年南知多町条例第21号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5年 3月 3日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町消防団条例の一部を改正する条例

南知多町消防団条例（昭和41年南知多町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中「366人」を「346人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第12号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例の提案理由の説明

1 改正の理由

南知多町消防団員の定数を見直すため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

団員の定数を「366人」から「346人」に改める。 (第4条関係)

3 施行期日

令和5年4月1日

南知多町消防団条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(定員) 第4条 団員の定数は <u>346</u> 人とする。	(定員) 第4条 団員の定数は <u>366</u> 人とする。

令和5年度 南知多町消防団編成表

※（ ）は、令和4年度の値

団長	副団長	分団名	班名	分団長	副分団長	部長	班長	団員	班合計	地区合計	団員総数						
1	1	第1分団 内海	1班 内海	(1)	1	(1)	1	(18)	18	(25)	25	(45)	45	(66)	66		
			2班 山海			(1)	1	(1)	1	(8)	8	(10)	10			(20)	20
			小計	(1)	1	(1)	1	(2)	2	(26)	26	(35)	35			(65)	65
	1	第2分団 豊浜	(1班 中洲)	1班 豊浜			(1)		(6)		(10)		(18)		(96)	76	
			(2班 半月)				(1)		(4)		(4)		(9)				
			(2班 中村)				(1)		(3)		(5)		(9)				
			(2班 初神)			1	(1)		1	(2)	20	(5)	33	(8)			55
			(3班 東部)		(1)				(7)		(11)		(19)				
			(3班 鳥居)				(1)		(3)		(3)		(7)				
			(3班 小佐)						(3)		(2)		(5)				
			(4班 豊丘)	2班 豊丘		(1)	1	(1)	1	(8)	8	(10)	10	(20)			20
	小計	(1)	1	(3)	1	(5)	2	(36)	28	(50)	43	(95)	75				
	1	第3分団 師崎	1班 大井		(1)	1	(1)	1	(11)	11	(17)	17	(30)	30	(81)	81	
			2班 片名		(1)	1	(1)	1	(8)	8	(10)	10	(20)	20			
			3班 師崎	(1)	1	(1)	1	(11)	11	(17)	17	(30)	30				
			小計	(1)	1	(2)	2	(3)	3	(30)	30	(44)	44	(80)			80
	1	第4分団 篠島	—		(1)	1	(1)	1	(14)	14	(43)	43	(60)	60	(61)	61	
			小計	(1)	1	(1)	1	(1)	1	(14)	14	(43)	43	(60)			60
	1	第5分団 日間賀島	—		(1)	1	(1)	1	(14)	14	(43)	43	(60)	60	(61)	61	
			小計	(1)	1	(1)	1	(1)	1	(14)	14	(43)	43	(60)			60
	1	5	—	合計	(5)	5	(8)	6	(12)	9	(120)	112	(215)	208	(360)	340	(365)

議案第13号

南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年南知多町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5年 3月 3日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年南知多町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

1 行政職報酬表

職務の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
	円	円
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900

25	185,200	237,900
26	186,900	239,400
27	188,500	240,700
28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100
33	198,500	247,200
34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200
39	206,700	253,400
40	208,000	254,700
41	209,300	256,000
42	210,600	257,400
43	211,900	258,600
44	213,200	259,800
45	214,300	260,900
46	215,600	262,100
47	216,900	263,400
48	218,200	264,500
49	219,200	265,600
50	220,300	266,600
51	221,300	267,800
52	222,300	268,900
53	223,300	269,900
54	224,200	270,900
55	225,100	272,000
56	226,000	273,100
57	226,300	274,000
58	227,100	275,000
59	227,800	275,900
60	228,500	277,000
61	229,200	278,100
62	230,000	279,100
63	230,700	280,000
64	231,300	281,000
65	231,900	281,500

66	232,500	282,400
67	233,100	283,100
68	233,800	284,000
69	234,500	285,000
70	235,100	285,800
71	235,600	286,600
72	236,300	287,400
73	237,000	288,200
74	237,600	288,700
75	238,200	289,100
76	238,700	289,600
77	239,300	289,800
78	240,000	290,100
79	240,700	290,300
80	241,200	290,700
81	241,700	290,900
82	242,300	291,100
83	242,900	291,500
84	243,400	291,800
85	243,900	292,100
86	244,500	292,400
87	245,100	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600

107	299,000
108	299,300
109	299,500
110	299,900
111	300,300
112	300,600
113	300,800
114	301,000
115	301,300
116	301,700
117	301,900
118	302,100
119	302,400
120	302,700
121	303,100
122	303,300
123	303,600
124	303,900
125	304,200

備考 この表は、他の報酬表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 特定専門職報酬表

職務の級	1 級
号俸	報酬月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第13号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の提案理由の説明

1 改正の理由

会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与改定に合わせて報酬額を見直すため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

常勤職員の給料表の改定に合わせて、別表第1の報酬表を改正する。

(別表第1関係)

3 施行期日

令和5年4月1日

南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第1 (第3条関係)			別表第1 (第3条関係)		
1 行政職報酬表			1 行政職報酬表		
職務の級	1 級	2 級	職務の級	1 級	2 級
号給	報酬月額	報酬月額	号給	報酬月額	報酬月額
	円	円		円	円
1	<u>150,100</u>	<u>198,500</u>	1	<u>146,100</u>	<u>195,500</u>
2	<u>151,200</u>	<u>200,300</u>	2	<u>147,200</u>	<u>197,300</u>
3	<u>152,400</u>	<u>202,100</u>	3	<u>148,400</u>	<u>199,100</u>
4	<u>153,500</u>	<u>203,900</u>	4	<u>149,500</u>	<u>200,900</u>
5	<u>154,600</u>	<u>205,400</u>	5	<u>150,600</u>	<u>202,400</u>
6	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>	6	<u>151,700</u>	<u>204,200</u>
7	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>	7	<u>152,800</u>	<u>206,000</u>
8	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>	8	<u>153,900</u>	<u>207,800</u>
9	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>	9	<u>154,900</u>	<u>209,400</u>

新			旧		
10	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>	10	<u>156,300</u>	<u>211,200</u>
11	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>	11	<u>157,600</u>	<u>213,000</u>
12	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>	12	<u>158,900</u>	<u>214,800</u>
13	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>	13	<u>160,100</u>	<u>216,200</u>
14	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>	14	<u>161,600</u>	<u>218,000</u>
15	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>	15	<u>163,100</u>	<u>219,700</u>
16	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>	16	<u>164,700</u>	<u>221,500</u>
17	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>	17	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>
18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>	18	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>
19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	19	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>
20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	20	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>
21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	21	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>
22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	22	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>
23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	23	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>

新			旧		
24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	24	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>
25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	25	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>
26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	26	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>
27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	27	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>
28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	28	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>
29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>
30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>
32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>
34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>

新			旧		
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	48	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	49	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	50	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	51	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>

新			旧		
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	52	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	53	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	54	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	55	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>
56	<u>226,000</u>	(略)	56	<u>223,500</u>	(略)
57	<u>226,300</u>		57	<u>223,800</u>	
58	<u>227,100</u>		58	<u>224,600</u>	
59	<u>227,800</u>		59	<u>225,400</u>	
60	<u>228,500</u>		60	<u>226,100</u>	
61	<u>229,200</u>		61	<u>226,800</u>	
62	<u>230,000</u>		62	<u>227,800</u>	
63	<u>230,700</u>		63	<u>228,600</u>	
64	<u>231,300</u>		64	<u>229,400</u>	
65	<u>231,900</u>		65	<u>230,100</u>	

新				旧			
66	<u>232,500</u>	(略)		66	<u>230,800</u>	(略)	
67	<u>233,100</u>			67	<u>231,700</u>		
68	<u>233,800</u>			68	<u>232,700</u>		
69	<u>234,500</u>			69	<u>233,400</u>		
70	<u>235,100</u>			70	<u>234,000</u>		
71	<u>235,600</u>			71	<u>234,500</u>		
72	<u>236,300</u>			72	<u>235,200</u>		
73	<u>237,000</u>			73	<u>236,000</u>		
74	<u>237,600</u>			74	<u>236,600</u>		
75	<u>238,200</u>			75	<u>237,200</u>		
76	<u>238,700</u>			76	<u>237,700</u>		
77	<u>239,300</u>			77	<u>238,400</u>		
78	<u>240,000</u>			78	<u>239,100</u>		
79	<u>240,700</u>			79	<u>239,800</u>		

新				旧			
80	<u>241,200</u>	(略)		80	<u>240,300</u>	(略)	
81	<u>241,700</u>			81	<u>240,800</u>		
82	<u>242,300</u>			82	<u>241,500</u>		
83	<u>242,900</u>			83	<u>242,200</u>		
84	<u>243,400</u>			84	<u>242,900</u>		
85	<u>243,900</u>			85	<u>243,500</u>		
86	<u>244,500</u>			86	<u>244,200</u>		
87	<u>245,100</u>			87	<u>244,900</u>		
(略)	(略)			(略)	(略)		

この表は、他の報酬表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 特定専門職報酬表

職務の級	1 級
号俸	報酬月額
	円
1	<u>376,000</u>

この表は、他の報酬表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 特定専門職報酬表

職務の級	1 級
号俸	報酬月額
	円
1	<u>375,000</u>

新		旧	
(略)	(略)	(略)	(略)

議案第14号

令和4年度南知多町一般会計補正予算（第10号）

令和4年度南知多町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207,202千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,329,819千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和 5年 3月 3日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		2,390,000	184,052	2,574,052
	1 地方交付税	2,390,000	184,052	2,574,052
14 国庫支出金		1,054,279	△12,783	1,041,496
	1 国庫負担金	420,117	△5,269	414,848
	2 国庫補助金	627,600	△7,514	620,086
15 県支出金		844,320	17,667	861,987
	1 県負担金	236,208	814	237,022
	2 県補助金	544,051	16,853	560,904
16 財産収入		4,403	40,728	45,131
	2 財産売払収入	4	40,728	40,732
18 繰入金		103,730	△51,665	52,065
	1 基金繰入金	72,165	△51,665	20,500
19 繰越金		170,232	138,643	308,875
	1 繰越金	170,232	138,643	308,875
21 町債		296,140	△109,440	186,700
	1 町債	296,140	△109,440	186,700
歳入合計		8,122,617	207,202	8,329,819

歳出

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,471,809	203,463	1,675,272
	1 総務管理費	1,213,464	203,463	1,416,927
3 民生費		2,448,654	3,500	2,452,154
	1 社会福祉費	1,731,336	11,201	1,742,537
	2 児童福祉費	717,318	△7,701	709,617
4 衛生費		923,183	△20,833	902,350
	1 保健衛生費	698,604	△29,662	668,942
	2 清掃費	224,579	8,829	233,408
6 農林水産業費		619,366	30,970	650,336
	1 農業費	139,688	30,970	170,658
7 商工費		340,862	△9,898	330,964
	1 商工費	340,862	△9,898	330,964
8 土木費		210,151	0	210,151
	2 道路橋りょう費	36,205	0	36,205
	3 河川費	12,000	0	12,000
歳出合計		8,122,617	207,202	8,329,819

第2表 繰越明許費補正
(追加)

款	項	事業名	金額
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費 戸籍情報システム改修業務委託事業	4,422千円
6	農林水産業費	1 農業費 経営体育成支援事業	30,000千円
6	農林水産業費	3 水産業費 水産業強化対策整備事業	288,116千円
6	農林水産業費	3 水産業費 漁港施設整備事業	4,440千円
7	商工費	1 商工費 師崎港観光センター周辺整備事業アドバイザー事業	18,865千円
8	土木費	2 道路橋りょう費 道路橋りょう維持補修事業	2,904千円
11	災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費 道路橋りょう施設災害復旧事業	30,052千円

第3表 地方債補正
(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業用施設整備事業	千円 9,200	普通貸借又は証券発行	年利4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借り換えすることができる。	千円 18,300	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
道路橋りょう整備事業	16,000				16,400			
急傾斜地崩壊対策事業	6,300				6,800			
臨時財政対策債	119,440				0			
計	150,940				41,500			

令和4年度南知多町一般会計

補正予算（第10号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款
10 地方交付税
14 国庫支出金
15 県支出金
16 財産収入
18 繰入金
19 繰越金
21 町債
歳 入 合 計

(△印は減)(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
2,390,000	184,052	2,574,052
1,054,279	△12,783	1,041,496
844,320	17,667	861,987
4,403	40,728	45,131
103,730	△51,665	52,065
170,232	138,643	308,875
296,140	△109,440	186,700
8,122,617	207,202	8,329,819

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	1,471,809	203,463	1,675,272
3 民生費	2,448,654	3,500	2,452,154
4 衛生費	923,183	△20,833	902,350
6 農林水産業費	619,366	30,970	650,336
7 商工費	340,862	△9,898	330,964
8 土木費	210,151		210,151
歳 出 合 計	8,122,617	207,202	8,329,819

(△印は減)(単位:千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			203,463
△4,455			7,955
△11,565			△9,268
20,904	9,100		966
			△9,898
	900		△900
4,884	10,000		192,318

2 歳 入

1 0 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	2,390,000	184,052	2,574,052
計	2,390,000	184,052	2,574,052

1 4 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	321,953	△5,269	316,684
計	420,117	△5,269	414,848

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

3 衛生費国庫補助金	48,865	△7,514	41,351
計	627,600	△7,514	620,086

1 5 款 県支出金

1 項 県負担金

1 民生費県負担金	236,171	814	236,985
計	236,208	814	237,022

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	184,052	普通交付税	184,052

1 社会福祉費負担金	1,531	国民健康保険保険基盤安定負担金 未就学児均等割保険税負担金	1,601 △70
2 児童福祉費負担金	△6,800	児童手当支給費	△6,800

1 保健衛生費補助金	△7,514	浄化槽整備事業費	△7,514
------------	--------	----------	--------

1 社会福祉費負担金	2,507	国民健康保険保険基盤安定負担金 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 未就学児均等割軽減分負担金	4,286 △1,744 △35
2 児童福祉費負担金	△1,693	児童手当支給費	△1,693

1 0 款 地方交付税

1 4 款 国庫支出金

1 5 款 県支出金

1 5 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
3 衛生費県補助金	20,881	△4,051	16,830
4 農林水産業費県補助金	396,345	20,904	417,249
計	544,051	16,853	560,904

1 6 款 財産収入

2 項 財産売払収入

1 不動産売払収入	3	40,728	40,731
計	4	40,728	40,732

1 8 款 繰入金

1 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	51,665	△51,665	0
計	72,165	△51,665	20,500

1 9 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	170,232	138,643	308,875
計	170,232	138,643	308,875

2 1 款 町債

1 項 町債

2 農林水産業債	71,300	9,100	80,400
4 土木債	30,900	900	31,800

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
1 保健衛生費補助金	△4,051	浄化槽設置整備事業費	△4,051
1 農業費補助金	20,904	経営体育成支援事業費	20,904

1 土地売払収入	32,720	土地売払収入	32,720
2 建物売払収入	8,008	建物売払収入	8,008

1 財政調整基金繰入金	△51,665	財政調整基金繰入金	△51,665
-------------	---------	-----------	---------

1 繰越金	138,643	繰越金	138,643
-------	---------	-----	---------

1 農業債	9,100	農業用施設整備事業債	9,100
1 道路橋りょう債	400	道路橋りょう整備事業債	400

1 5 款 県支出金

1 6 款 財産収入

1 8 款 繰入金

1 9 款 繰越金

2 1 款 町債

2 1 款 町債

1 項 町債

目	補正前の額	補正額	計
7 臨時財政対策債	119,440	△119,440	0
計	296,140	△109,440	186,700

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
2 河川債	500	急傾斜地崩壊対策事業債 500
1 臨時財政対策債	△119,440	臨時財政対策債 △119,440

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 基金費	133,417	203,463	336,880				203,463
計	1,213,464	203,463	1,416,927	0	0	0	203,463

(△印は減)(単位:千円)

区 分	金 額	説 明	
24 積立金	203,463	●基金積立金(企画財政課)	203,463
		24積立金	(203,463)
		財政調整基金積立金	162,653
		都市計画事業基金積立金	49
		高齢者福祉基金積立金	2
		公共施設等整備基金積立金	40,759

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

4 国民健康保険費	219,450	9,310	228,760	5,782 国庫支出金			3,528
				1,531 県支出金			
				4,251			
5 社会福祉医療費	533,124	△2,325	530,799	△1,744 県支出金			△581
7 障害者福祉費	370,033	4,216	374,249				4,216
計	1,731,336	11,201	1,742,537	4,038	0	0	7,163

27 繰出金	9,310	●国民健康保険特別会計繰出金(保険年金室)	9,310
		27繰出金	(9,310)
		国民健康保険特別会計繰出金	9,310
27 繰出金	△2,325	●後期高齢者医療特別会計繰出金(保険年金室)	△2,325
		27繰出金	(△2,325)
		後期高齢者医療特別会計繰出金	△2,325
22 償還金、利息及び割引料	4,216	●障害者総合支援事業費(住民福祉課)	4,216
		22償還金、利息及び割引料	(4,216)
		国県支出金等返還金	4,216

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	237,563	△10,185	227,378	△8,493 国庫支出金			△1,692
				△6,800 県支出金			
				△1,693			

19 扶助費	△10,185	●児童手当等支給事業費(健康子育て室)	△10,185
		19扶助費	(△10,185)
		児童手当	△10,185

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 児童運営費	429,386	2,484	431,870				2,484
計	717,318	△7,701	709,617	△8,493	0	0	792

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	1,884	●保育所一般管理費(健康子育て室) 1報酬 (3,149)
19 扶助費	126	会計年度任用職員報酬 23人 3,149 19扶助費 (126)
22 償還金、利子及び割引料	474	施設等利用給付費 126 22償還金、利子及び割引料 (474) 国県支出金等返還金 474
		●ファミリー・サポート・センター事業費(健康子育て室) △1,265
		1報酬 (△1,265) 会計年度任用職員報酬 1人 △1,265

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

2 予防費	168,330	311	168,641				311
3 環境衛生費	52,849	△26,588	26,261	△11,565 国庫支出金 △7,514 県支出金 △4,051			△15,023
4 母子衛生費	13,091	5	13,096				5
5 知多南部衛生組合費	359,337	△3,390	355,947				△3,390
計	698,604	△29,662	668,942	△11,565	0	0	△18,097

22 償還金、利子及び割引料	311	●予防接種事業費(健康子育て室) 311 22償還金、利子及び割引料 (311) 国県支出金等返還金 311
18 負担金、補助及び交付金	△26,588	●環境保全対策事業費(環境課) △26,588 18負担金、補助及び交付金 (△26,588) 合併処理浄化槽設置事業費補助金 △26,588
22 償還金、利子及び割引料	5	●母子保健事業費(健康子育て室) 5 22償還金、利子及び割引料 (5) 国県支出金等返還金 5
18 負担金、補助及び交付金	△3,390	●知多南部衛生組合分担金(環境課) △3,390 18負担金、補助及び交付金 (△3,390) 知多南部衛生組合分担金 △3,390

3 款 民生費 4 款 衛生費

4 款 衛生費

2 項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 知多南部広域環境組合費	36,078	8,829	44,907				8,829
計	224,579	8,829	233,408	0	0	0	8,829

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	8,829	●知多南部広域環境組合分担金(環境課) 18負担金、補助及び交付金 知多南部広域環境組合分担金
		8,829 (8,829) 8,829

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

3 農業振興費	40,459	20,904	61,363	20,904			
				県支出金			
5 農地費	52,759	10,066	62,825		9,100		966
					町債		
計	139,688	30,970	170,658	20,904	9,100	0	966

18 負担金、補助及び交付金	20,904	●農業振興対策事業費(産業振興課) 18負担金、補助及び交付金 経営体育成支援事業費補助金
		20,904 (20,904) 20,904
18 負担金、補助及び交付金	10,066	●県営ため池整備事業費(建設課) 18負担金、補助及び交付金 県営防災ダム事業負担金
		10,066 (10,066) 10,066

7 款 商工費

1 項 商工費

4 観光振興費	214,938	△9,898	205,040				△9,898
計	340,862	△9,898	330,964	0	0	0	△9,898

14 工事請負費	△9,898	●観光施設整備事業費(産業振興課) 14工事請負費 内海観光センター解体工事
		△9,898 (△9,898) △9,898

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

1 道路橋りょう費	36,205	0	36,205		400		△400
					町債		
計	36,205	0	36,205	0	400	0	△400

		財源更正
--	--	------

4 款 衛生費

6 款 農林水産業費

7 款 商工費

8 款 土木費

8款 土木費
3項 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 急傾斜地崩壊対策事業費	7,000	0	7,000		500 町債		△500
計	12,000	0	12,000	0	500	0	△500

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

地方債の令和2年度末及び令和3年度末における現在高
並びに令和4年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位：千円)

区 分	令和2年度末 現在高	令和3年度末 現在高	令和4年度中増減見込				令和4年度末現在高見込額		
			令和4年度中起債見込額			元 金 償 還 見 込 額	補正前の額	補 正 額	補正後の額
			補正前の額	補 正 額	補正後の額				
1 普通債	3,287,848	3,744,890	153,400	10,000	163,400	310,504	3,587,786	10,000	3,597,786
(1) 総務	188,760	173,555				15,261	158,294		158,294
(2) 民生	136,700	136,700	4,700		4,700		141,400		141,400
(3) 衛生		2,600					2,600		2,600
(4) 農林水産	578,201	587,538	71,300	9,100	80,400	76,114	582,724	9,100	591,824
(5) 商工	77,206	73,900	9,600		9,600	5,530	77,970		77,970
(6) 土木	172,262	176,451	30,900	900	31,800	18,869	188,482	900	189,382
(7) 消防	659,657	626,417	12,900		12,900	58,189	581,128		581,128
(8) 教育	1,475,062	1,967,729	24,000		24,000	136,541	1,855,188		1,855,188
2 災害復旧債	43,502	49,936	35,600		35,600	6,271	79,265		79,265
(1) 農林水産	2,782	2,254				529	1,725		1,725
(2) 土木	40,555	47,599	35,600		35,600	5,659	77,540		77,540
(3) 教育	165	83				83			
3 その他	3,989,976	3,659,482	119,440	△ 119,440		339,390	3,439,532	△ 119,440	3,320,092
(1) 町民税減税 補てん債	32,908	22,967				8,142	14,825		14,825
(2) 臨時財政 対策債	3,957,068	3,636,515	119,440	△ 119,440		331,248	3,424,707	△ 119,440	3,305,267
合 計	7,321,326	7,454,308	308,440	△ 109,440	199,000	656,165	7,106,583	△ 109,440	6,997,143

議案第15号

令和4年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59,999千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,897,388千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5年 3月 3日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		785,201	△101,367	683,834
	1 国民健康保険税	785,201	△101,367	683,834
2 県支出金		1,839,198	45,500	1,884,698
	1 県負担金・補助金	1,839,197	45,500	1,884,697
3 財産収入		1	4	5
	1 財産運用収入	1	4	5
4 繰入金		182,197	9,310	191,507
	1 他会計繰入金	182,196	9,310	191,506
5 繰越金		24,389	106,552	130,941
	1 繰越金	24,389	106,552	130,941
歳入合計		2,837,389	59,999	2,897,388

令和4年度南知多町国民健康保険特別会計

補正予算(第2号)に関する説明書

歳出

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金		1	59,999	60,000
	1 基金積立金	1	59,999	60,000
歳出合計		2,837,389	59,999	2,897,388

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款
1 国民健康保険税
2 県支出金
3 財産収入
4 繰入金
5 繰越金
歳入合計

(△印は減)(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
785,201	△101,367	683,834
1,839,198	45,500	1,884,698
1	4	5
182,197	9,310	191,507
24,389	106,552	130,941
2,837,389	59,999	2,897,388

歳出

款	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金	1	59,999	60,000
歳出合計	2,837,389	59,999	2,897,388

(△印は減)(単位:千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		4	59,995
		4	59,995

2 歳 入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
1 一般被保険者国民健康保険税	785,201	△101,367	683,834
計	785,201	△101,367	683,834

(△印は減)(単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明
1	医療給付費分 現年課税分		△72,367	医療給付費分現年課税分 △72,367
3	後期高齢者支 援金分現年課 税分		△20,000	後期高齢者支援金分現年課税分 △20,000
5	介護納付金分 現年課税分		△9,000	介護納付金分現年課税分 △9,000

2 款 県支出金

1 項 県負担金・補助金

1 保険給付費等交付金	1,839,196	45,500	1,884,696
計	1,839,197	45,500	1,884,697

2 保険給付費等 交付金(特別 交付金)	45,500	特別調整交付金分	45,500
----------------------------	--------	----------	--------

3 款 財産収入

1 項 財産運用収入

1 利子及び配当金	1	4	5
計	1	4	5

1 利子及び配当 金	4	国民健康保険事業安定化基金利子収入	4
---------------	---	-------------------	---

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	182,196	9,310	191,506
-----------	---------	-------	---------

1 保険基盤安定 繰入金	7,851	保険基盤安定繰入金	7,851
3 財政安定化支 援事業繰入金	1,662	財政安定化支援事業繰入金	1,662

国民健康保険特別会計

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
計	182,196	9,310	191,506

5 款 繰越金

1 項 繰越金

1 その他繰越金	24,389	106,552	130,941
計	24,389	106,552	130,941

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
4 その他一般会計繰入金	△64	その他一般会計繰入金 △64
5 未就学児税減 充分繰入金	△139	未就学児均等割保険税繰入金 △139

1 その他繰越金	106,552	繰越金	106,552
----------	---------	-----	---------

3 歳 出

6 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 国民健康保険事業安定化基金積立金	1	59,999	60,000			4 財産収入	59,995
計	1	59,999	60,000	0	0	4	59,995

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	59,999	●国民健康保険事業安定化基金積立金 59,999 24積立金 (59,999) 国民健康保険事業安定化基金積立金 59,999

議案第16号

令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,325千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ308,593千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5年 3月 3日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		76,512	△2,325	74,187
	1 一般会計繰入金	76,512	△2,325	74,187
歳入合計		310,918	△2,325	308,593

令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計

補正予算(第2号)に関する説明書

歳出

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		303,651	△2,325	301,326
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	303,651	△2,325	301,326
歳出合計		310,918	△2,325	308,593

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款
2 繰入金
歳入合計

(△印は減)(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
76,512	△2,325	74,187
310,918	△2,325	308,593

歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	303,651	△2,325	301,326
歳出合計	310,918	△2,325	308,593

(△印は減)(単位:千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定	財源		
国県支出金	地方債	その他	
			△2,325
			△2,325

2 歳 入

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	76,512	△2,325	74,187
計	76,512	△2,325	74,187

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰入金	△2,325	保険基盤安定繰入金 △2,325

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	303,651	△2,325	301,326				△2,325
計	303,651	△2,325	301,326	0	0	0	△2,325

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	△2,325	●後期高齢者医療広域連合納付金 18負担金、補助及び交付金 保険料等負担金 △2,325 (△2,325) △2,325

議案第 17 号

令和 4 年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 096, 944 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 3 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		374,739	△11,012	363,727
	1 介護保険料	374,739	△11,012	363,727
2 国庫支出金		491,678	9,260	500,938
	2 国庫補助金	157,211	9,260	166,471
6 繰入金		317,258	1,752	319,010
	2 基金繰入金	18,972	1,752	20,724
歳入合計		2,096,944	0	2,096,944

令和4年度南知多町介護保険特別会計

補正予算(第2号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款
1 保険料
2 国庫支出金
6 繰入金
歳入合計

(△印は減)(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
374,739	△11,012	363,727
491,678	9,260	500,938
317,258	1,752	319,010
2,096,944		2,096,944

2 歳入

1 款 保険料

1 項 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計
1 第1号被保険者保険料	374,739	△11,012	363,727
計	374,739	△11,012	363,727

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	△11,012	特別徴収分	△11,012

2 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 調整交付金	123,887	9,260	133,147
計	157,211	9,260	166,471

1 現年度分	9,260	調整交付金	9,260
--------	-------	-------	-------

6 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	18,972	1,752	20,724
計	18,972	1,752	20,724

1 介護給付費準備基金繰入金	1,752	介護給付費準備基金繰入金	1,752
----------------	-------	--------------	-------

議案第18号

令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,406千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5年 3月 3日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		44	46	90
	1 財産運用収入	44	46	90
3 繰越金		2,078	27,360	29,438
	1 繰越金	2,078	27,360	29,438
歳入合計		95,494	27,406	122,900

令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計

補正予算(第2号)に関する説明書

歳出

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		17,946	27,406	45,352
	1 基金積立金	17,946	27,406	45,352
歳出合計		95,494	27,406	122,900

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款
2 財産収入
3 繰越金
歳入合計

(△印は減)(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
44	46	90
2,078	27,360	29,438
95,494	27,406	122,900

歳出

款	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金	17,946	27,406	45,352
歳出合計	95,494	27,406	122,900

(△印は減)(単位:千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定	財源		
国県支出金	地方債	その他	
		46	27,360
		46	27,360

2 歳 入

2 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1 利子及び配当金	44	46	90
計	44	46	90

3 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	2,078	27,360	29,438
計	2,078	27,360	29,438

3 歳 出

3 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 師崎港駐車場事業基金積立金	17,946	27,406	45,352			46 財産収入	27,360
計	17,946	27,406	45,352	0	0	46	27,360

(△印は減)(単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明
1	利子及び配当金		46	師崎港駐車場事業基金利子
				46

1	繰越金	27,360	繰越金	27,360
---	-----	--------	-----	--------

(△印は減)(単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明
24	積立金		27,406	●師崎港駐車場事業基金積立金
				24積立金
				師崎港駐車場事業基金積立金
				27,406
				(27,406)

令和5年度

愛知県知多郡南知多町予算書及び予算説明書

〔
一般会計
特別会計
企業会計
〕

目 次

一般会計予算書	
一般会計予算	5
第1表 歳入歳出予算	6
第2表 債務負担行為	13
第3表 地方債	14
一般会計予算説明書	
歳入歳出予算事項別明細書	16
給与費明細書	236
債務負担行為に関する調書	244
地方債に関する調書	246
国民健康保険特別会計予算書	
国民健康保険特別会計予算	249
第1表 歳入歳出予算	250
国民健康保険特別会計予算説明書	
歳入歳出予算事項別明細書	254
給与費明細書	280
地方債に関する調書	282
後期高齢者医療特別会計予算書	
後期高齢者医療特別会計予算	285
第1表 歳入歳出予算	286
後期高齢者医療特別会計予算説明書	
歳入歳出予算事項別明細書	290
介護保険特別会計予算書	
介護保険特別会計予算	305
第1表 歳入歳出予算	306
介護保険特別会計予算説明書	
歳入歳出予算事項別明細書	312
給与費明細書	348
師崎港駐車場事業特別会計予算書	
師崎港駐車場事業特別会計予算	357
第1表 歳入歳出予算	358
師崎港駐車場事業特別会計予算説明書	
歳入歳出予算事項別明細書	362
地方債に関する調書	372
水道事業会計予算書	
予算	375
予算説明書	377
予算明細書	399

漁業集落排水事業会計予算書

予 算	420
予 算 説 明 書	423
予 算 明 細 書	441

令和5年度

南知多町一般会計予算書

議案第19号

令和5年度南知多町一般会計予算

令和5年度南知多町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,314,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月3日提出

南知多町長 石黒和彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 町税		2,099,842
	1 町民税	859,901
	2 固定資産税	1,026,509
	3 軽自動車税	79,744
	4 町たばこ税	120,727
	5 入湯税	12,961
2 地方譲与税		80,500
	1 地方揮発油譲与税	19,800
	2 自動車重量譲与税	58,500
	3 森林環境譲与税	2,200
3 利子割交付金		696
	1 利子割交付金	696
4 配当割交付金		15,988
	1 配当割交付金	15,988
5 株式等譲渡所得割交付金		11,246
	1 株式等譲渡所得割交付金	11,246
6 法人事業税交付金		39,272
	1 法人事業税交付金	39,272
7 地方消費税交付金		438,072

(単位：千円)

款	項	金額
	1 地方消費税交付金	438,072
8 環境性能割交付金		20,675
	1 環境性能割交付金	20,675
9 地方特例交付金		6,821
	1 地方特例交付金	6,821
10 地方交付税		2,410,000
	1 地方交付税	2,410,000
11 交通安全対策特別交付金		1,600
	1 交通安全対策特別交付金	1,600
12 分担金及び負担金		6,088
	1 負担金	6,088
13 使用料及び手数料		80,225
	1 使用料	39,814
	2 手数料	40,411
14 国庫支出金		411,127
	1 国庫負担金	312,141
	2 国庫補助金	93,059
	3 委託金	5,927
15 県支出金		597,611

(単位：千円)

款	項	金額
	1 県負担金	235,557
	2 県補助金	317,796
	3 委託金	43,746
	4 県交付金	512
16 財産収入		3,900
	1 財産運用収入	3,896
	2 財産売却収入	4
17 寄附金		401,397
	1 寄附金	401,397
18 繰入金		281,433
	1 基金繰入金	281,430
	2 特別会計繰入金	3
19 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
20 諸収入		197,693
	1 延滞金及び過料	3,501
	2 町預金利子	5
	3 貸付金元利収入	15,300
	4 雑入	178,887

(単位：千円)

款	項	金額
21 町債		159,814
	1 町債	159,814
歳入合計		7,314,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		82,869
	1 議会費	82,869
2 総務費		1,261,570
	1 総務管理費	1,065,895
	2 徴税費	124,855
	3 戸籍住民基本台帳費	56,178
	4 選挙費	9,080
	5 統計調査費	4,994
	6 監査委員費	568
3 民生費		2,282,179
	1 社会福祉費	1,600,986
	2 児童福祉費	681,193
4 衛生費		975,151
	1 保健衛生費	651,956
	2 清掃費	323,195
5 労働費		3,399
	1 労働諸費	3,399
6 農林水産業費		325,356
	1 農業費	133,354

(単位：千円)

款	項	金額
	2 林業費	9,235
	3 水産業費	182,767
7 商工費		133,663
	1 商工費	133,663
8 土木費		280,660
	1 土木管理費	112,001
	2 道路橋りょう費	105,624
	3 河川費	12,000
	4 港湾費	8,908
	5 都市計画費	38,375
	6 住宅費	3,752
9 消防費		478,313
	1 消防費	478,313
10 教育費		721,488
	1 教育総務費	180,283
	2 小学校費	95,363
	3 中学校費	125,340
	4 社会教育費	102,964
	5 保健体育費	217,538

(単位：千円)

款	項	金額
11 災害復旧費		7
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	4
	3 文教施設災害復旧費	1
12 公債費		748,213
	1 公債費	748,213
13 諸支出金		1
	1 普通財産取得費	1
14 予備費		21,131
	1 予備費	21,131
歳 出 合 計		7,314,000

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
師崎港観光センター周辺整備運営事業	令和5年度から 令和27年度まで	2,989,000千円に、 金利変動、物価変動、 制度の変更等に伴う増減を 加算又は減算した額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
防犯対策事業	1,200	普通貸借 又は 証券発行	年利4.0% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利率 の見直しを 行った後に おいては、当 該利率見直 し後の利率)	政府資金につい てはその融資条件によ り、銀行その他の場合 にはその債権者と協 定するものとする。 ただし、町財政の都 合により据置期間及 び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還、又 は低利に借り換えす ることができる。
公用車購入事業	4,600			
農業用施設整備事業	11,600			
県営経営体育成基盤整備事業	22,500			
漁港整備事業	23,700			
離島道路整備事業	4,000			
道路橋りょう整備事業	16,400			
急傾斜地崩壊対策事業	6,300			
河川改良事業	4,000			
港湾整備事業	2,400			
公園照明灯整備事業	2,300			
消防施設整備事業	4,100			
消火栓整備事業	2,800			
総合体育館整備事業	1,700			
尾州廻船主内田家整備事業	2,400			
篠島小学校厚生室空調設備整備 事業	1,100			
臨時財政対策債	48,714			
計	159,814			

令和5年度

南知多町一般会計予算説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款
1 町税
2 地方譲与税
3 利子割交付金
4 配当割交付金
5 株式等譲渡所得割交付金
6 法人事業税交付金
7 地方消費税交付金
8 環境性能割交付金
9 地方特例交付金
10 地方交付税
11 交通安全対策特別交付金
12 分担金及び負担金
13 使用料及び手数料
14 国庫支出金
15 県支出金
16 財産収入
17 寄附金
18 繰入金
19 繰越金
20 諸収入

(△印は減)(単位:千円)

本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較増減	増減率 (%)
2,099,842	28.7	2,096,664	28.8	3,178	0.2
80,500	1.1	82,000	1.1	△1,500	△1.8
696	0.0	990	0.0	△294	△29.7
15,988	0.2	12,600	0.2	3,388	26.9
11,246	0.2	5,400	0.1	5,846	108.3
39,272	0.5	18,700	0.2	20,572	110.0
438,072	6.0	447,600	6.1	△9,528	△2.1
20,675	0.3	24,100	0.3	△3,425	△14.2
6,821	0.1	6,186	0.1	635	10.3
2,410,000	32.9	2,390,000	32.8	20,000	0.8
1,600	0.0	1,800	0.0	△200	△11.1
6,088	0.1	14,838	0.2	△8,750	△59.0
80,225	1.1	86,746	1.2	△6,521	△7.5
411,127	5.6	477,944	6.6	△66,817	△14.0
597,611	8.2	801,888	11.0	△204,277	△25.5
3,900	0.1	4,403	0.1	△503	△11.4
401,397	5.5	201,207	2.8	200,190	99.5
281,433	3.8	106,535	1.5	174,898	164.2
50,000	0.7	50,000	0.7	0	0.0
197,693	2.7	195,559	2.7	2,134	1.1

1 総括
歳入

款
21 町債
歳 入 合 計

(△印は減)(単位:千円)

本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較増減	増減率 (%)
159,814	2.2	258,840	3.5	△99,026	△38.3
7,314,000	100.0	7,284,000	100.0	30,000	0.4

歳 出

款	本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較増減	増減率 (%)
1 議会費	82,869	1.1	80,700	1.1	2,169	2.7
2 総務費	1,261,570	17.3	1,271,320	17.5	△9,750	△0.8
3 民生費	2,282,179	31.2	2,215,405	30.4	66,774	3.0
4 衛生費	975,151	13.3	878,578	12.1	96,573	11.0
5 労働費	3,399	0.1	3,453	0.0	△54	△1.6
6 農林水産業費	325,356	4.5	609,114	8.4	△283,758	△46.6
7 商工費	133,663	1.8	139,524	1.9	△5,861	△4.2
8 土木費	280,660	3.8	210,993	2.9	69,667	33.0
9 消防費	478,313	6.5	474,928	6.5	3,385	0.7
10 教育費	721,488	9.9	692,316	9.5	29,172	4.2
11 災害復旧費	7	0.0	7	0.0	0	0.0
12 公債費	748,213	10.2	684,979	9.4	63,234	9.2
13 諸支出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
14 予備費	21,131	0.3	22,682	0.3	△1,551	△6.8
歳 出 合 計	7,314,000	100.0	7,284,000	100.0	30,000	0.4

注 「国庫支出金」の内訳 国庫支出金 411,127千円 県支出金 597,099千円

「その他」の内訳 地方譲与税 2,200千円 分担金及び負担金 6,088千円
 使用料及び手数料 80,225千円 財産収入 3,900千円 特定寄附金 396千円
 公共施設等整備基金繰入金 39,700千円 都市計画事業基金繰入金 15,900千円
 諸収入 179,846千円

(△印は減) (単位:千円)

本年度予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国庫支出金	地方債	その他	
			82,869
74,039	5,800	51,924	1,129,807
696,513		39,656	1,546,010
49,463		54,125	871,563
		300	3,099
100,176	57,800	11,757	155,623
		41,133	92,530
48,494	35,400	6,688	190,078
7,535	6,900	18,700	445,178
32,006	5,200	64,272	620,010
			7
		39,700	708,513
			1
			21,131
1,008,226	111,100	328,255	5,866,419

注 「一般財源」の内訳

町税 2,099,842千円 地方譲与税 78,300千円 利子割交付金 696千円 配当割交付金 15,988千円
 株式等譲渡所得割交付金 11,246千円 法人事業税交付金 39,272千円 地方消費税交付金 438,072千円
 環境性能割交付金 20,675千円 地方特例交付金 6,821千円 地方交付税 2,410,000千円
 交通安全対策特別交付金 1,600千円 市町村移譲事務交付金 512千円 一般寄附金 401,001千円
 繰入金 225,833千円 繰越金 50,000千円 延滞金及び過料 3,501千円 町預金利子 5千円
 過年度収入 1千円 市町村振興協会交付金 14,340千円 臨時財政対策債 48,714千円

2 歳 入

1 款 町税

1 項 町民税

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 個人	773,521	770,955	2,566
2 法人	86,380	76,855	9,525
計	859,901	847,810	12,091

1 款 町税

2 項 固定資産税

1 固定資産税	1,004,345	1,016,105	△11,760
2 国有資産等所在市町村交付金	22,164	22,076	88
計	1,026,509	1,038,181	△11,672

1 款 町税

3 項 軽自動車税

1 環境性能割	4,183	4,710	△527
2 種別割	75,561	73,839	1,722
計	79,744	78,549	1,195

1 款 町税

4 項 町たばこ税

1 町たばこ税	120,727	119,162	1,565
計	120,727	119,162	1,565

(△印は減)(単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明
1 現年課税分	767,924			
2 滞納繰越分	5,597	滞納繰越分	5,597	
1 現年課税分	86,040	現年課税分	86,040	
2 滞納繰越分	340	滞納繰越分	340	

1 現年課税分	993,589	現年課税分	993,589
2 滞納繰越分	10,756	滞納繰越分	10,756
1 現年課税分	22,164	交付金	22,164

1 現年課税分	4,183	現年課税分	4,183
1 現年課税分	75,004	現年課税分	75,004
2 滞納繰越分	557	滞納繰越分	557

1 現年課税分	120,727	現年課税分	120,727
---------	---------	-------	---------

1 款 町税

1 款 町税
5 項 入湯税

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 入湯税	12,961	12,961	0
計	12,961	12,961	0

1 款 町税
項 都市計画税

都市計画税	0	1	△1
計	0	1	△1

2 款 地方譲与税
1 項 地方揮発油譲与税

1 地方揮発油譲与税	19,800	20,900	△1,100
計	19,800	20,900	△1,100

2 款 地方譲与税
2 項 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	58,500	58,900	△400
計	58,500	58,900	△400

2 款 地方譲与税
3 項 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税	2,200	2,200	0
計	2,200	2,200	0

(△印は減)(単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明	
1	現年課税分		12,960	現年課税分	12,960
2	滞納繰越分		1	滞納繰越分	1

1	地方揮発油譲与税		19,800	地方揮発油譲与税	19,800

1	自動車重量譲与税		58,500	自動車重量譲与税	58,500

1	森林環境譲与税		2,200	森林環境譲与税	2,200

1 款 町税 2 款 地方譲与税

3款 利子割交付金

1項 利子割交付金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 利子割交付金	696	990	△294
計	696	990	△294

4款 配当割交付金

1項 配当割交付金

1 配当割交付金	15,988	12,600	3,388
計	15,988	12,600	3,388

5款 株式等譲渡所得割交付金

1項 株式等譲渡所得割交付金

1 株式等譲渡所得割交付金	11,246	5,400	5,846
計	11,246	5,400	5,846

6款 法人事業税交付金

1項 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金	39,272	18,700	20,572
計	39,272	18,700	20,572

7款 地方消費税交付金

1項 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	438,072	447,600	△9,528
計	438,072	447,600	△9,528

(△印は減)(単位:千円)

箇 節		説 明	
区 分	金 額		
1 利子割交付金	696	利子割交付金	696

1 配当割交付金	15,988	配当割交付金	15,988
----------	--------	--------	--------

1 株式等譲渡所得割交付金	11,246	株式等譲渡所得割交付金	11,246
---------------	--------	-------------	--------

1 法人事業税交付金	39,272	法人事業税交付金	39,272
------------	--------	----------	--------

1 地方消費税交付金	438,072	地方消費税交付金	438,072
------------	---------	----------	---------

3款 利子割交付金

4款 配当割交付金

5款 株式等譲渡所得割交付金

6款 法人事業税交付金

7款 地方消費税交付金

8 款 環境性能割交付金

1 項 環境性能割交付金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 環境性能割交付金	20,675	24,100	△3,425
計	20,675	24,100	△3,425

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 環境性能割交付金	20,675	環境性能割交付金	20,675

9 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

1 地方特例交付金	6,821	6,186	635
計	6,821	6,186	635

1 地方特例交付金	6,821	減収補てん特例交付金(住宅借入金等特別控除分)	6,821
-----------	-------	-------------------------	-------

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税

1 地方交付税	2,410,000	2,390,000	20,000
計	2,410,000	2,390,000	20,000

1 地方交付税	2,410,000	普通交付税	2,260,000
		特別交付税	150,000

11 款 交通安全対策特別交付金

1 項 交通安全対策特別交付金

1 交通安全対策特別交付金	1,600	1,800	△200
計	1,600	1,800	△200

1 交通安全対策特別交付金	1,600	交通安全対策特別交付金	1,600
---------------	-------	-------------	-------

12 款 分担金及び負担金

1 項 負担金

1 民生費負担金	5,693	14,435	△8,742
----------	-------	--------	--------

1 社会福祉費負担金	1,498	老人保護施設入所者徴収金	1,498
2 児童福祉費負担金	4,195	保育所児童運営費徴収金	4,140
		保育所災害共済保護者負担金	54
		保育所児童運営費徴収金滞納繰越分	1

8 款 環境性能割交付金 9 款 地方特例交付金 10 款 地方交付税
11 款 交通安全対策特別交付金 12 款 分担金及び負担金

1 2 款 分担金及び負担金

1 項 負担金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
2 教育費負担金	395	403	△8
計	6,088	14,838	△8,750

1 3 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

1 総務使用料	2,416	2,416	0
2 民生使用料	723	715	8
3 農林水産業使用料	11,474	11,440	34
4 商工使用料	14,154	14,154	0
5 土木使用料	6,466	7,217	△751

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 教育総務費負担金	395	学校災害共済保護者負担金	395

1 駐車場使用料	2,416	師崎天神山駐車場	2,416
1 保育所使用料	723	保育所長時間保育使用料	690
		一時保育使用料	33
1 漁港使用料	11,268	大井漁港	4,380
		日間賀漁港	6,843
		山海漁港	33
		豊丘漁港	12
2 海岸使用料	206	海岸占用料	206
1 観光施設使用料	9,268	師崎港観光センター	8,296
		師崎港観光センター附属施設	972
2 渡船施設使用料	4,886	篠島渡船ターミナル	3,325
		日間賀島渡船ターミナル	1,561
1 道路使用料	4,027	道路占用料	4,027
2 河川使用料	564	河川占用料	91
		法定外公共用物使用料	473
3 港湾使用料	180	内海港	180
4 住宅使用料	1,668	町営住宅	1,668
5 公園使用料	27	公園占用料	27

1 2 款 分担金及び負担金

1 3 款 使用料及び手数料

1 3 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
6 教育使用料	4,581	6,552	△1,971
計	39,814	42,494	△2,680

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 社会教育施設 使用料	4,581	公民館	533
		町民会館	265
		体育施設	428
		運動公園照明施設	212
		総合体育館	2,403
		学校開放施設	353
		尾州廻船主内田家入館料	387

1 3 款 使用料及び手数料

2 項 手数料

1 総務手数料	7,172	7,215	△43
2 民生手数料	25	51	△26
3 衛生手数料	33,164	36,934	△3,770
4 農林水産業手数料	45	47	△2

1 総務管理手数料	100	複写	100
2 徴税手数料	922	税務証明	682
		閲覧	240
3 戸籍住民基本 台帳手数料	6,150	戸籍関係	3,897
		住民基本台帳関係	1,324
		印鑑登録証明	828
		臨時運行許可	37
		諸証明	64
1 社会福祉手数料	25	在宅老人短期宿泊事業	25
1 保健衛生手数料	876	犬の登録・注射済票交付	876
2 清掃手数料	823	し尿汲取	823
3 ごみ処理手数料	31,465	指定ごみ袋売捌金	30,900
		粗大ごみ処理	565
1 農業手数料	1	農業証明	1

1 3 款 使用料及び手数料

1 3 款 使用料及び手数料

2 項 手数料

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 土木手数料	5	5	0
計	40,411	44,252	△3,841

1 4 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	311,411	311,363	48
2 衛生費国庫負担金	730	39,672	△38,942
計	312,141	351,035	△38,894

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	18,893	57,109	△38,216
------------	--------	--------	---------

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 水産手数料	44	船員手帳交付・書換	29
		船員手帳訂正及び諸証明	1
		船員法一般証明	13
		その他諸証明	1
1 土木手数料	1	諸証明	1
2 都市計画手数料	4	屋外広告物許可	2
		都市計画関係証明	1
		優良宅地等認定申請	1

1 社会福祉費負担金	171,671	国民健康保険保険基盤安定負担金	23,500
		未就学児均等割保険税負担金	1,750
		障害者総合支援給付費	121,279
		障害者自立支援医療費	5,553
		障害児施設措置費(給付費等)	8,498
		介護保険低所得者保険料軽減負担金	11,091
2 児童福祉費負担金	139,740	子どものための教育・保育給付費	19,412
		児童手当支給費	120,328
1 保健衛生費負担金	730	未熟児養育医療費	46
		新型コロナウイルスワクチン接種対策費	684

1 総務管理費補助金	11,447	空き家対策総合支援事業費	3,073
		地方創生推進交付金	2,830
		デジタル基盤改革支援事業費	5,544

1 3 款 使用料及び手数料

1 4 款 国庫支出金

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
2 民生費国庫補助金	15,328	11,133	4,195
3 衛生費国庫補助金	26,404	33,608	△7,204
4 土木費国庫補助金	2,840	1,236	1,604
5 教育費国庫補助金	29,594	17,261	12,333
計	93,059	120,347	△27,288

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 戸籍住民基本台帳費補助金	7,446	個人番号カード交付事務費	7,446
1 社会福祉費補助金	4,265	地域生活支援事業費	4,265
2 児童福祉費補助金	11,063	子ども・子育て支援交付金	5,832
		子育てのための施設等利用給付交付金	222
		出産・子育て応援交付金	5,009
1 保健衛生費補助金	26,404	浄化槽整備事業費	12,763
		マテリアルリサイクル推進事業費	2,507
		緊急風しん抗体検査等事業費	404
		母子保健衛生費	1,989
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	8,741
1 住宅費補助金	1,535	住宅・建築物耐震改修等事業費	1,535
2 都市計画費補助金	1,305	景観改善推進事業費	1,305
1 教育総務費補助金	6,984	離島高校生修学支援費	6,984
2 小学校費補助金	423	特別支援教育就学奨励費	423
3 中学校費補助金	20,558	特別支援教育就学奨励費	384
		へき地児童生徒援助費	20,174
4 保健体育費補助金	183	へき地児童生徒援助費	183
5 社会教育費補助金	1,446	文化芸術振興費	1,446

1 4 款 国庫支出金

1 4 款 国庫支出金

3 項 委託金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務費委託金	902	1,142	△240
2 民生費委託金	5,025	5,420	△395
計	5,927	6,562	△635

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務管理費委託金	20	自衛官募集事務費	20
2 戸籍住民基本台帳費委託金	882	中長期在留者住居地届出等事務費	882
1 社会福祉費委託金	4,990	国民年金等事務交付金 年金生活者支援給付金事務交付金	4,700 290
2 児童福祉費委託金	35	特別児童扶養手当事務取扱費	35

1 5 款 県支出金

1 項 県負担金

1 民生費県負担金	235,534	230,877	4,657
2 衛生費県負担金	23	37	△14
計	235,557	230,914	4,643

1 社会福祉費負担金	197,808	国民健康保険保険基盤安定負担金 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 未就学児均等割軽減分負担金 行旅死亡人取扱費 障害者総合支援給付費 障害者自立支援医療費 障害児施設措置費(給付費等) 民生委員・児童委員活動等費用弁償費 介護保険低所得者保険料軽減負担金	66,500 53,946 875 202 60,639 2,776 4,249 3,076 5,545
2 児童福祉費負担金	37,726	施設型教育・保育給付費等 児童手当支給費 子育て支援施設等利用給付費	9,152 28,463 111
1 保健衛生費負担金	23	未熟児養育医療費	23

1 4 款 国庫支出金 1 5 款 県支出金

1 5 款 県支出金

2 項 県補助金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務費県補助金	19,047	16,400	2,647
2 民生費県補助金	129,229	61,531	67,698
3 衛生費県補助金	17,214	14,901	2,313
4 農林水産業費県補助金	100,164	395,529	△295,365

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	18,147	空家等対策推進事業費 1,075 離島航路補助事業費 10,322 首都圏人材確保支援事業費 750 元氣な愛知の市町村づくり補助金 6,000
2 総務費補助金	900	社会資本整備総合交付金 900
1 社会福祉費補助金	121,629	障害者医療費 9,649 子ども医療費 6,721 母子家庭等医療費 5,569 精神障害者医療費 4,123 後期高齢者福祉医療費 24,094 地域生活支援事業費 2,132 共同生活援助支援事業費 752 重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費 30 軽度・中等度難聴児支援事業費 25 老人クラブ運営事業費 1,592 介護人材資質向上事業費 157 介護施設等整備事業費 66,666 低所得者利用者負担軽減制度事業費 119
2 児童福祉費補助金	7,600	第三子保育料無料化等事業費 475 地域子ども・子育て支援事業費 5,832 出産・子育て応援交付金 1,293
1 保健衛生費補助金	17,214	浄化槽設置整備事業費 4,929 あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業費 667 海岸漂着物等地域対策推進事業費 11,066 健康増進事業費 424 風しんワクチン接種事業費 8 骨髄提供者助成事業費 70 がん患者アピアランスケア支援事業費 50
1 農業費補助金	47,333	農業委員会費 2,816 水田農業経営所得安定対策事業費 127 経営体育成支援事業費 12,500 環境保全型農業推進事業費 3,988

1 5 款 県支出金

1 5 款 県支出金

2 項 県補助金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 土木費県補助金	45,018	4,587	40,431
6 消防費県補助金	4,854	8,539	△3,685
7 教育費県補助金	2,270	3,476	△1,206
商工費県補助金	0	2,250	△2,250
計	317,796	507,213	△189,417

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		農業人材強化総合支援事業費 14,250 農地集積・集約化対策事業費 223 土地改良事業費 5,700 農業農村多面的機能支払事業費 7,729
2 林業費補助金	7,313	里山林整備事業費 7,313
3 水産業費補助金	45,518	漁業無線局整備事業費 2,460 水産業強化支援事業費 14,000 のり養殖食害防止対策事業費 3,800 漁業生産力強化総合対策事業費 3,277 漁港海岸改良事業費 6,000 漁港整備事業費 15,981
1 道路橋りょう費補助金	42,991	道路改築事業費 35,841 道路メンテナンス事業費 7,150
2 都市計画費補助金	9	土地取引規制等事務費 9
3 住宅費補助金	768	住宅・建築物安全ストック形成事業費(耐震診断) 118 住宅・建築物安全ストック形成事業費(耐震改修) 650
4 港湾費補助金	1,250	港湾整備事業費 1,250
1 消防費補助金	4,854	南海トラフ地震等対策事業費 3,122 篠島照浜消火栓移設工事費補償金 1,732
1 教育総務費補助金	2,270	離島航路補助事業費 1,296 「ふるさと 出会いの創造」推進事業費 75 スクールソーシャルワーカー活用事業費 899

1 5 款 県支出金

3 項 委託金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務費委託金	41,104	60,670	△19,566
2 民生費委託金	66	46	20
3 衛生費委託金	12	12	0
4 農林水産業費委託金	12	12	0
5 土木費委託金	636	593	43
6 消防費委託金	1,781	1,781	0
7 教育費委託金	135	160	△25
計	43,746	63,274	△19,528

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 徴税費委託金	27,270	個人県民税徴収取扱費	27,270
2 戸籍住民基本台帳費委託金	87	人口動態調査事務費	23
		県人口動向調査事務費	64
3 選挙費委託金	8,831	在外選挙人名簿登録事務費	5
		県議会議員選挙費	8,826
4 統計調査費委託金	4,916	統計調査員確保対策事業費	30
		経済センサス調査区管理費	10
		学校基本調査費	7
		住宅・土地統計調査費	1,139
		国勢調査(準備経費)	6
		漁業センサス調査費	3,724
1 社会福祉費委託金	66	遺族援護法事務費	66
1 保健衛生費委託金	12	地下水位調査費	12
1 水産業費委託金	12	流油防止資器材保管倉庫管理費	12
1 土木管理費委託金	636	港湾統計調査費	56
		篠島前浜海岸トイレ管理費	580
1 消防費委託金	1,781	県極門操作費	1,781
1 教育総務費委託金	135	キャリアプロジェクト事業費	135

1 5 款 県支出金

4 項 県交付金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 市町村移譲事務交付金	512	487	25
計	512	487	25

(△印は減)(単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明
1	市町村移譲事務交付金		512	市町村移譲事務交付金
				512

1 6 款 財産収入

1 項 財産運用収入

1 財産貸付収入	2,572	3,131	△559
2 利子及び配当金	1,324	1,268	56
計	3,896	4,399	△503

1 土地建物貸付収入	2,572	駐在所用地貸付料	447
		普通財産貸付料	279
		豊浜商工会事務所用地貸付料	20
		知多南部卸売市場駐車場等用地貸付料	125
		教職員住宅貸付料	1,701
1 利子及び配当金	1,324	財政調整基金利子	760
		減債基金利子	1
		都市計画事業基金利子	448
		中学校図書購入基金利子	5
		高齢者福祉基金利子	3
		公共施設等整備基金利子	56
		森林環境譲与税基金利子	1
		株配当金	50

1 6 款 財産収入

2 項 財産売払収入

1 不動産売払収入	3	3	0
2 物品売払収入	1	1	0
計	4	4	0

1 土地売払収入	1	土地売払収入	1
2 建物売払収入	1	建物売払収入	1
3 その他不動産売払収入	1	その他不動産売払収入	1
1 物品売払収入	1	物品売払収入	1

1 5 款 県支出金 1 6 款 財産収入

17款 寄附金

1項 寄附金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 一般寄附金	401,001	200,001	201,000
2 商工費寄附金	396	1,206	△810
計	401,397	201,207	200,190

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 一般寄附金	1	一般寄附金	1
2 ふるさと納税	400,000	ふるさと納税	400,000
3 企業版ふるさと納税	1,000	企業版ふるさと納税	1,000
1 商工費寄附金	396	観光施設維持管理費寄附金	396

18款 繰入金

1項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	225,830	86,031	139,799
2 公共施設等整備基金繰入金	39,700	20,500	19,200
3 都市計画事業基金繰入金	15,900	0	15,900
計	281,430	106,531	174,899

1 財政調整基金繰入金	225,830	財政調整基金繰入金	225,830
1 公共施設等整備基金繰入金	39,700	公共施設等整備基金繰入金	39,700
1 都市計画事業基金繰入金	15,900	都市計画事業基金繰入金	15,900

18款 繰入金

2項 特別会計繰入金

1 国民健康保険特別会計繰入金	1	1	0
2 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1	0
3 介護保険特別会計繰入金	1	1	0

1 国民健康保険特別会計繰入金	1	国民健康保険特別会計繰入金	1
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	後期高齢者医療特別会計繰入金	1
1 介護保険特別会計繰入金	1	介護保険特別会計繰入金	1

17款 寄附金 18款 繰入金

18款 繰入金

2項 特別会計繰入金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
漁業集落排水事業特別会計繰入金	0	1	△1
計	3	4	△1

19款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	50,000	50,000	0
計	50,000	50,000	0

20款 諸収入

1項 延滞金及び過料

1 延滞金	3,500	6,000	△2,500
2 過料	1	1	0
計	3,501	6,001	△2,500

20款 諸収入

2項 町預金利子

1 町預金利子	5	1	4
計	5	1	4

20款 諸収入

3項 貸付金元利収入

1 貸付金元利収入	15,300	15,300	0
計	15,300	15,300	0

20款 諸収入

4項 雑入

1 滞納処分費	1	1	0
---------	---	---	---

(△印は減) (単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	

1 繰越金	50,000	繰越金	50,000
-------	--------	-----	--------

1 延滞金	3,500	町税滞納延滞金	3,500
1 過料	1	過料	1

1 町預金利子	5	金融機関等預金利子	5
---------	---	-----------	---

1 貸付金元利収入	15,300	勤労者住宅資金預託金返済金	300
		小規模企業等振興資金預託金返済金	15,000

1 滞納処分費	1	滞納処分費	1
---------	---	-------	---

18款 繰入金 19款 繰越金 20款 諸収入

20款 諸収入

4項 雑入

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
2 過年度収入	1	1	0
3 雑入	178,885	174,255	4,630

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 過年度収入	1	過年度収入	1
1 総務費雑入	38,086	組合等派遣職員人件費返還金	13,469
		会計年度任用職員等雇用保険料被保険者負担金	1,002
		生命保険取扱費	643
		私用電話料	1
		総合賠償補償保険金	1
		地方公務員災害補償基金負担金精算金	1
		公衆電話取扱手数料	10
		職員駐車場利用料	1,800
		互助会室自動販売機設置手数料	81
		庁舎自動販売機設置手数料	117
		自動車損害共済金	1
		建物災害共済金	1
		自動車事故損害賠償保険金	1
		公用車広告掲載料	162
		郵便差出箱用地貸付料	1
		地図案内板設置料	63
		公式ホームページ広告掲載料	120
		広報広告掲載料	325
		総合住民情報システム等利用負担金	3,313
		共済組合メンタルヘルス関連講座助成金	173
		ナンバー再交付料	1
		企画書籍等売却代金	1
		姉妹都市等交流事業参加費	385
		地域公共交通確保維持改善事業費	16,324
		県証紙売却手数料	90
2 民生費雑入	33,215	後期高齢者医療広域連合受託事業収入	7,786
		福祉医療費高額療養費等返納金	6,000
		第三者行為にかかる福祉医療給付費納付金	1
		後期高齢者歯科健康診査補助金	129
		福祉用地貸付料	75
		保育所職員給食費徴収金	4,498
		放課後児童クラブ利用料	5,400
		保育実習協力金	40
		保育所主食費徴収金	792

20款 諸収入

20款 諸収入

4項 雑入

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		どんぐり園施設利用料	165
		どんぐり園職員等給食費徴収金	446
		どんぐり園主食費徴収金	38
		放課後児童クラブ利用料滞納繰越分	1
		保育所副食費徴収金	7,344
		福祉敬老フェア負担金	500
3 衛生費雑入	5,061	胃がん検診自己負担金	210
		大腸がん検診自己負担金	155
		子宮頸がん検診自己負担金	84
		乳がん検診自己負担金	66
		前立腺がん検診自己負担金	54
		骨粗しょう症検査自己負担金	90
		ヤング健診自己負担金	250
		ピロリ菌検査自己負担金	72
		子宮頸がん・乳がんセット検診自己負担金	319
		乳幼児歯科健診歯ブラシ代	1
		地域看護学実習指導料	19
		自動車リサイクル法離島対策支援事業出えん金	330
		離島環境衛生センター私用水道料	2
		離島環境衛生センター私用電気料	76
		日間賀島環境衛生センター集落排水私用使用料	2
		指定ごみ袋売捌金	2,715
		エコステーション売捌金	533
		不法投棄未然防止事業協力金	47
		食用廃油売捌金	36
4 農林水産業費雑入	319	農業者年金業務費	175
		地図売捌代金	3
		青年就農給付金(経営開始型)等返還金	140
		漁港施設維持管理協力金	1
5 商工費雑入	11,563	師崎港観光センター附属施設港湾占用料	114
		師崎港観光センター光熱水費	3,728
		小規模企業等振興資金信用保証料補助金返還金	1
		内海商工会館用地借地料	720
		駐車場事業特別会計職員人件費負担金	7,000

20款 諸収入

2 1 款 町債

1 項 町債

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務債	5,800	0	5,800
2 農林水産業債	57,800	71,300	△13,500
3 土木債	35,400	30,900	4,500
4 消防債	6,900	12,900	△6,000
5 教育債	5,200	13,500	△8,300
10 臨時財政対策債	48,714	119,440	△70,726
民生債	0	4,700	△4,700
商工債	0	6,100	△6,100
計	159,814	258,840	△99,026

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務管理債	5,800	防犯対策事業債	1,200
		公用車購入事業債	4,600
1 農業債	34,100	農業用施設整備事業債	11,600
		県営経営体育成基盤整備事業債	22,500
2 水産業債	23,700	漁港整備事業債	23,700
1 道路橋りょう債	20,400	離島道路整備事業債	4,000
		道路橋りょう整備事業債	16,400
2 河川債	10,300	急傾斜地崩壊対策事業債	6,300
		河川改良事業債	4,000
3 港湾債	2,400	港湾整備事業債	2,400
4 都市計画債	2,300	公園照明灯整備事業債	2,300
1 消防債	6,900	消防施設整備事業債	4,100
		消火栓整備事業債	2,800
2 社会教育債	4,100	総合体育館整備事業債	1,700
		尾州廻船主内田家整備事業債	2,400
5 小学校債	1,100	篠島小学校厚生室空調設備整備事業債	1,100
1 臨時財政対策債	48,714	臨時財政対策債	48,714

2 1 款 町債

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	82,869	80,700	2,169				82,869

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	36,781	●議会一般管理費(議会事務局) 4,049
		1 報酬 (733)
2 給料	9,737	会計年度任用職員報酬 1人 733
		7 報償費 (6)
3 職員手当等	18,849	自動車借上謝礼 6
		8 旅費 (369)
4 共済費	14,186	費用弁償 34
		普通旅費 3
7 報償費	6	特別旅費 332
		9 交際費 (100)
8 旅費	369	交際費 100
		10 需用費 (1,676)
9 交際費	100	消耗品費 317
		印刷製本費 1,359
10 需用費	1,676	11 役務費 (787)
		クリーニング代 12
11 役務費	787	筆耕翻訳料 775
		13 使用料及び賃借料 (91)
13 使用料及び賃借料	91	自動車借上料 16
		船舶借上料 75
		18 負担金、補助及び交付金 (287)
18 負担金、補助及び交付金	287	全国離島振興市町村議会議長会負担金 50
		県町村議会議長会負担金 237
		●議員給与費(議会事務局) 59,011
		1 報酬 (36,048)
		議員報酬 12人 36,048
		3 職員手当等 (11,896)
		議員期末手当 11,896
		4 共済費 (11,067)
		議員共済会負担金 11,067
		●職員給与費 19,809
		2 給料 (9,737)
		職員給 9,737
		2人
		3 職員手当等 (6,953)
		管理職手当 1,144

1 款 議会費

1 款 議会費

1 項 議会費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
計	82,869	80,700	2,169	0	0	0	82,869

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		扶養手当 258
		通勤手当 101
		期末手当 2,176
		勤勉手当 1,813
		退職手当組合負担金 1,461
		4共済費 (3,119)
		職員共済組合負担金 3,119

2 款 総務費

1 項 総務管理費

1 一般管理費	384,443	387,960	△3,517			18,418	366,025
						使用料及び 手数料	
						2,516	
						財産収入	
						386	
						諸収入	
						15,516	

1 報酬	9,610	●総務一般管理費(総務課)	33,773
		1報酬	(2,471)
2 給料	152,044	固定資産評価審査会委員 3人	19
		行政不服審査会委員 3人	19
3 職員手当等	116,700	情報公開・個人情報保護審査会委員 5人	32
		会計年度任用職員報酬 1人	2,401
4 共済費	70,101	3職員手当等	(462)
		会計年度任用職員期末手当	462
5 災害補償費	25	8旅費	(405)
		費用弁償	159
7 報償費	341	普通旅費	75
		特別旅費	171
8 旅費	916	10需用費	(4,833)
		消耗品費	4,803
9 交際費	400	食糧費	30
		11役務費	(9,017)
10 需用費	4,987	郵便料	3,600
		電話料	2,415
11 役務費	10,217	官報情報等検索サービス料	828
		町村会総合賠償補償保険料	1,314
12 委託料	15,819	コミュニティ活動補償保険料	857
		無事故・無違反証明書交付手数料	3
		12委託料	(14,056)

1 款 議会費 2 款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
13	2,543	町例規集データベース更新業務委託料 2,444 本庁舎直業務委託料 4,946 マイクロバス運転業務委託料 220
18	739	電話交換業務委託料 5,676 顧問弁護士委託料 770
13		13使用料及び賃借料 (2,488)
21	1	有料道路通行料 900 駐車料金 285 自動車借上料 10 船舶借上料 11 印刷機借上料 870 複写機借上料 412
18		18負担金、補助及び交付金 (40)
		半田安全運転管理協議会負担金 20 知多南部防火危険物安全協会負担金 7 日本公衆電話会負担金 3 平和首長会議負担金 2 防火管理者講習負担金 8
21		21補償、補填及び賠償金 (1)
		損害賠償金 1
		●職員研修費(総務課) 1,344
7		7報償費 (66)
		新規採用職員研修参加報償 66
8		8旅費 (301)
		普通旅費 165 特別旅費 136
10		10需用費 (24)
		消耗品費 24
11		11役務費 (526)
		新規採用職員研修傷害保険料 4 研修講師派遣手数料 522
12		12委託料 (5)
		安全運転講習委託料 5
18		18負担金、補助及び交付金 (422)
		市町村アカデミー研修負担金 10 研修等負担金 40

2款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		知多5町職員研修協議会負担金 372
		●職員福利厚生費(総務課) 2,158
		1報酬 (130)
		産業医 1人 130
		7報償費 (275)
		産業医面接指導報償 275
		12委託料 (1,670)
		職員健康診断委託料 1,477
		ストレスチェック実施委託料 193
		13使用料及び賃借料 (55)
		船舶借上料 55
		18負担金、補助及び交付金 (28)
		知多5町職員競技大会参加負担金 28
		●人事関係費(総務課) 33,792
		1報酬 (7,009)
		報酬等審議会委員 7人 89
		会計年度任用職員報酬 4人 6,920
		3職員手当等 (1,504)
		会計年度任用職員期末手当 1,504
		4共済費 (23,503)
		会計年度任用職員雇用保険料 2,464
		会計年度任用職員社会保険料 12,679
		会計年度任用職員等労災保険料 595
		会計年度任用職員共済組合負担金 7,765
		5災害補償費 (25)
		公務災害補償費 25
		8旅費 (210)
		費用弁償 210
		9交際費 (400)
		交際費 400
		10需用費 (130)
		消耗品費 90
		印刷製本費 40
		11役務費 (674)
		災害対策費用保険料 674
		12委託料 (88)

2 款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 文書広報費	13,640	7,697	5,943			375 財産収入 50 諸収入 325	13,265

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		公平事務委託料 88
		18負担金、補助及び交付金 (249)
		町村会負担金 249
		●特別職及び職員給与費 313,376
		2給料 (152,044)
		職員給 152,044
		42人
		3職員手当等 (114,734)
		管理職手当 5,564
		扶養手当 4,122
		住居手当 1,916
		通勤手当 3,872
		時間外勤務手当 7,431
		休日勤務手当 94
		宿日直手当 1,242
		期末手当 33,682
		勤勉手当 23,409
		児童手当 8,755
		退職手当組合負担金 24,647
		4共済費 (46,598)
		職員共済組合負担金 42,813
		常勤職員公務災害補償負担金 1,147
		再任用職員社会保険料 2,172
		再任用職員雇用保険料 466
7 報償費	2	●広報広聴事業費(総務課) 13,640
		7報償費 (2)
8 旅費	9	広報協力者謝礼 2
		8旅費 (9)
10 需用費	5,374	普通旅費 9
		10需用費 (5,374)
12 委託料	2,640	消耗品費 23
		印刷製本費 5,351
18 負担金、補助 及び交付金	5,615	12委託料 (2,640)
		ケーブルテレビ行政情報制作委託料 2,640
		18負担金、補助及び交付金 (5,615)

2款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 財政管理費	241,001	100,019	140,982				241,001
4 会計管理費	2,501	2,212	289			90 諸収入	2,411

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		日本広報協会負担金 15 地域活性化起業人制度負担金 5,600
1 報酬	1,730	● 財政一般管理費(企画財政課) 70 8旅費 (11)
3 職員手当等	376	普通旅費 11
8 旅費	73	10需用費 (59) 消耗品費 59
10 需用費	75	● ふるさと納税事業費(企画財政課) 240,931 1報酬 (1,730)
11 役務費	5,464	会計年度任用職員報酬 1人 1,730 3職員手当等 (376)
12 委託料	233,283	会計年度任用職員期末手当 376 8旅費 (62) 費用弁償 51 普通旅費 11 10需用費 (16) 消耗品費 16 11役務費 (5,464) 郵便料 84 クレジット決済等手数料 5,380 12委託料 (233,283) ふるさと南知多応援需附金取扱業務委託料 233,283
8 旅費	6	● 会計一般管理費(会計課) 2,501 8旅費 (6)
10 需用費	402	普通旅費 6 10需用費 (402)
11 役務費	2,093	消耗品費 50 印刷製本費 352 11役務費 (2,093) 郵便振替取扱手数料 20 指定金融機関出納事務取扱手数料 1,870 振込組戻手数料 53 再振込手数料 84 ネットバンク利用料 66

2 款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 財産管理費	40,320	28,472	11,848		4,600 町債	2,012 財産収入 1 諸収入 2,011	33,708

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	15,782	●財産一般管理費(総務課)	17,597
		10 需用費	(5,321)
		消耗品費	159
		燃料費	2,736
		修繕料	2,426
11 役務費	10,289	11 役務費	(5,765)
		自動車保険料	1,065
		公共公用建物共済保険料	4,700
12 委託料	4,852	17 備品購入費	(6,287)
13 使用料及び賃借料	441	庁用備品	198
		公用車	6,089
14 工事請負費	2,445	26 公課費	(224)
17 備品購入費	6,287	自動車重量税	224
26 公課費	224	●庁舎等維持管理費(総務課)	20,278
		10 需用費	(10,461)
		消耗品費	281
		燃料費	1,979
		光熱水費	7,201
		修繕料	1,000
		11 役務費	(4,524)
		草刈手数料	225
		電力デマンド監視業務手数料	47
		クリーニング代	120
		樹木伐採手数料	50
		植木せん定手数料	387
		防火設備保守点検手数料	139
		浄化槽保守点検手数料	508
		浄化槽清掃手数料	132
		浄化槽法定検査手数料	27
		電話交換機保守点検手数料	613
		受水槽・高架水槽清掃手数料	196
		じゅうたん清掃手数料	117
		非常用放送設備定期点検手数料	21
		誘導灯設備定期点検手数料	28
		簡易専用水道検査手数料	19
		自動扉保守点検手数料	149

2款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6 検査管財費	3,459	3,404	55			343 財産収入	3,116

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		庁舎空調機フィルター清掃手数料 131 保健センター空調設備保守点検手数料 614 保健センター昇降機保守点検手数料 767 排水管清掃手数料 64 非常用発電機点検手数料 49 議場音響等設備保守点検手数料 121 12委託料 (4,852) 電気保安業務委託料 296 庁舎清掃委託料 3,366 産業廃棄物等収集運搬処分委託料 1,080 害獣等駆除委託料 110 13使用料及び賃借料 (441) テレビ受信料 38 ケーブルテレビ視聴料 30 トイレ用洗浄脱臭装置借上料 373 ●庁舎等整備事業費(総務課) 2,445 14工事請負費 (2,445) 議場空調機取替工事 2,445
1 報酬	1,236	●検査事務費(企画財政課) 3,116 1報酬 (1,236)
3 職員手当等	269	会計年度任用職員報酬 1人 1,236 3職員手当等 (269)
8 旅費	110	会計年度任用職員期末手当 269 8旅費 (101)
10 需用費	33	費用弁償 51 普通旅費 50
11 役務費	200	10需用費 (9) 消耗品費 9
12 委託料	110	18負担金、補助及び交付金 (1,501) あいち電子自治体推進協議会負担金(電子入札) 1,501
18 負担金、補助 及び交付金	1,501	●管財事務費(企画財政課) 343 8旅費 (9) 普通旅費 9 10需用費 (24) 消耗品費 24

2 款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
7 基金費	3,469	103,417	△99,948			3,469 地方譲与税 2,200 財産収入 1,269	
8 企画費	38,627	37,386	1,241	13,152 国庫支出金 2,830 県支出金 10,322		386 諸収入	25,089

節		説明
区分	金額	
		11 役務費 (200) 草刈手数料 200 12 委託料 (110) 師崎天神山駐車場業務委託料 110
24 積立金	3,469	●基金積立金(企画財政課) 3,469 24 積立金 (3,469) 財政調整基金積立金 760 減債基金積立金 1 都市計画事業基金積立金 448 高齢者福祉基金積立金 3 公共施設等整備基金積立金 56 森林環境譲与税基金積立金 2,201
7 報償費	546	●一般企画費(企画財政課) 11,089 7 報償費 (472)
8 旅費	217	企画振興謝礼 472
10 需用費	467	8 旅費 (145) 普通旅費 41 特別旅費 104
11 役務費	83	10 需用費 (376) 消耗品費 123
12 委託料	9,618	食糧費 253 11 役務費 (53)
13 使用料及び賃借料	909	郵便料 53 12 委託料 (9,438) 南知多町公共施設再配置計画策定業務委託料 9,438
18 負担金、補助及び交付金	26,787	13 使用料及び賃借料 (357) 自動車借上料 304 船舶借上料 33 交流事業入場料 20 18 負担金、補助及び交付金 (248) リニア中央新幹線建設促進県期成同盟会負担金 3 県国際交流協会負担金 10 市町会負担金 19 県産業立地推進協議会負担金 20

2款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9 電算管理費	106,197	102,951	3,246	5,544		3,433	97,220

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		空港を核とした知多地域振興協議会負担金 50
		産業まつりテント等使用料負担金 126
		姉妹都市等宿泊助成事業補助金 20
		●離島振興費(まちづくり推進室) 21,681
		8旅費 (50)
		普通旅費 50
		10需用費 (61)
		消耗品費 6
		印刷製本費 55
		13使用料及び賃借料 (72)
		船舶借上料 27
		会場資材借上料 45
		18負担金、補助及び交付金 (21,498)
		全国離島振興協議会負担金 304
		日本離島センター負担金 12
		離島交通費助成事業補助金 21,182
		●まちづくり推進事業費(まちづくり推進室) 5,857
		7報償費 (74)
		まちづくり講師等報償 74
		8旅費 (22)
		普通旅費 22
		10需用費 (30)
		消耗品費 25
		食糧費 5
		11役務費 (30)
		振込手数料 30
		12委託料 (180)
		ドライブレコーダー解析業務委託料 180
		13使用料及び賃借料 (480)
		Q L U E アプリ使用料 480
		18負担金、補助及び交付金 (5,041)
		地域活性化センター負担金 70
		まちづくり協議会活動運営費補助金 4,971
8 旅費	17	●電算一般管理費(総務課) 106,197
		8旅費 (17)

2款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				国庫支出金		諸収入	
10 交通安全対策費	11,112	9,999	1,113	1,000 県支出金	1,200 町債		8,912

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	2,517	普通旅費	17
		10需用費	(2,517)
11 役務費	22,215	消耗品費	2,417
		修繕料	100
12 委託料	18,898	11役務費	(22,215)
		インターネット使用料	1,728
13 使用料及び賃借料	56,584	電算機及び周辺装置保守手数料	10,938
		磁気テープ保管料	111
		行政情報システム保守手数料	8,706
18 負担金、補助及び交付金	5,966	L G W A Nアクセス回線使用料	732
		12委託料	(18,898)
		総合住民情報システム運用支援委託料	9,504
		番号制度導入に向けた総合住民情報システム等改修業務委託料	880
		標準化システム導入に係る調査分析等業務委託料	5,544
		統合型GIS再構築業務委託料	2,970
		13使用料及び賃借料	(56,584)
		ソフトウェアライセンス等使用料	1,554
		総合住民情報システム使用料	18,480
		自治体メール配信サービス使用料	723
		電算機及び周辺装置借上料	35,298
		L G W A N接続ルータ使用料	123
		自治体情報セキュリティ向上プラットフォーム利用料	100
		A I - O C R利用料	306
		18負担金、補助及び交付金	(5,966)
		あいち電子自治体推進協議会負担金	485
		地方公共団体情報システム機構負担金	3,146
		あいち情報セキュリティクラウド運用負担金	2,335
1 報酬	3,227	●交通安全推進費(防災危機管理室)	1,341
		7報償費	(777)
3 職員手当等	646	交通安全推進員謝礼	378
		交通安全テント基地協力者謝礼	3
7 報償費	777	運転免許証自主返納者謝礼	396
		8旅費	(14)
8 旅費	153	普通旅費	14
		10需用費	(411)

2 款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
11 サービスセンター費	28,033	26,890	1,143				28,033

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	3,645	消耗品費	160
		食糧費	19
11 役務費	48	被服費	232
		11 役務費	(26)
13 使用料及び賃借料	94	運搬料	3
		クリーニング代	23
		13 使用料及び賃借料	(11)
14 工事請負費	2,420	船舶借上料	11
		18 負担金、補助及び交付金	(102)
		東知多交通安全推進連絡協議会負担金	92
		半田交通安全協会南知多支部賛助金	10
18 負担金、補助及び交付金	102	●交通安全施設整備費 (防災危機管理室)	2,420
		14 工事請負費	(2,420)
		カーブミラー新設工事	420
		区画線工、カラー舗装工	2,000
		●交通安全施設維持管理費 (防災危機管理室)	3,335
		10 需用費	(3,230)
		光熱水費	1,109
		修繕料	2,121
		11 役務費	(22)
		放置自転車等処分手数料	22
		13 使用料及び賃借料	(83)
		内海駅高架下駐輪場用地借地料	83
		●交通指導員設置費 (防災危機管理室)	4,016
		1 報酬	(3,227)
		会計年度任用職員報酬 3 人	3,227
		3 職員手当等	(646)
		会計年度任用職員期末手当	646
		8 旅費	(139)
		費用弁償	139
		10 需用費	(4)
		消耗品費	4
1 報酬	21,721	●サービスセンター一般管理費 (総務課)	28,033
		1 報酬	(21,721)
3 職員手当等	4,345	会計年度任用職員報酬 15 人	21,721

2 款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
12 自治振興費	25,441	25,437	4				25,441
13 防犯対策費	10,437	17,608	△7,171	4,898 国庫支出金			5,539
				3,073			
				1,825			

節		説明	
区分	金額		
8 旅費	404	3職員手当等	(4,345)
		会計年度任用職員期末手当	4,345
10 需用費	770	8旅費	(404)
		費用弁償	404
11 役務費	731	10需用費	(770)
		消耗品費	20
17 備品購入費	30	燃料費	253
		修繕料	497
26 公課費	32	11役務費	(731)
		電話料	413
		運搬料	172
		自動車保険料	146
		17備品購入費	(30)
		庁用備品	30
		26公課費	(32)
		自動車重量税	32
7 報償費	5,433	●自治振興費(総務課)	25,441
		7報償費	(5,433)
18 負担金、補助 及び交付金	20,008	区長報償	5,433
		18負担金、補助及び交付金	(20,008)
		地区活動助成費	20,008
1 報酬	101	●防犯対策費(防災危機管理室)	2,265
		8旅費	(14)
8 旅費	78	普通旅費	14
		10需用費	(323)
10 需用費	357	消耗品費	47
		燃料費	84
11 役務費	111	光熱水費	58
		修繕料	134
12 委託料	1,848	11役務費	(36)
		自動車保険料	36
13 使用料及び賃 借料	73	13使用料及び賃借料	(73)
		防犯カメラ借上料	22
		防犯カメラネットワーク利用料	51

2款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
14 公共交通対 策事業費	113,933	119,271	△5,338			16,324 諸収入	97,609

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	7,860	18負担金、補助及び交付金	(1,810)
		半田防犯協会連合会負担金	156
		暴力追放半田知多郡連絡協議会分担金	30
26 公課費	9	防犯灯設置費補助金	1,224
		防犯カメラ設置費補助金	300
		特殊詐欺防止装置購入費補助金	100
		26公課費	(9)
		自動車重量税	9
		●空家等対策事業費(まちづくり推進室)	8,172
		1報酬	(101)
		空家等対策協議会委員 4人	101
		8旅費	(64)
		費用弁償	17
		普通旅費	47
		10需用費	(34)
		消耗品費	34
		11役務費	(75)
		郵便料	75
		12委託料	(1,848)
		特定空家等候補調査業務委託料	515
		空き家バンク物件登録支援業務委託料	1,333
		18負担金、補助及び交付金	(6,050)
		特定空家等対策支援事業補助金	4,000
		空き家対策総合支援事業補助金	300
		首都圏人材確保支援事業補助金	1,000
		空き家バンク制度補助金	750
7 報償費	20	●公共交通対策事業費(まちづくり推進室)	113,933
		7報償費	(20)
8 旅費	17	海っ子バスイベント出展報償	20
		8旅費	(17)
10 需用費	336	普通旅費	17
		10需用費	(336)
11 役務費	424	消耗品費	101
		印刷製本費	235
12 委託料	103,063	11役務費	(424)

2 款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
15 諸費	43,282	43,198	84	20 国庫支出金			43,262
計	1,065,895	1,015,921	49,974	24,614	5,800	44,850	990,631

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
13 使用料及び賃借料	126	海っ子バス簡易乗降カウンター保守点検等手数料 424 12委託料 (103,063) 海っ子バス運行委託料 101,116
18 負担金、補助及び交付金	9,947	地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務委託料 1,947 13使用料及び賃借料 (126) 船舶借上料 22 知多乗合バス停留所使用料 104 18負担金、補助及び交付金 (9,947) 運賃改定に伴う減収額補てん金 9,947
7 報償費	133	●自治功労者表彰関係費 (総務課) 52 7報償費 (50)
8 旅費	12	自治功労者表彰記念品 50
10 需用費	30	10需用費 (2) 消耗品費 2
18 負担金、補助及び交付金	43,107	●水道事業対策費 (企画財政課) 43,080 18負担金、補助及び交付金 (43,080) 水道施設整備事業費補助金 (離島分) 3,500 水道事業運営費補助金 (離島分) 39,580
		●自衛官募集事務費 (防災危機管理室) 20 8旅費 (6) 普通旅費 6 10需用費 (14) 消耗品費 14
		●人権行政相談事務費 (住民福祉課) 130 7報償費 (83) 人権擁護委員等報償 82 人権啓発謝礼 1 8旅費 (6) 普通旅費 6 10需用費 (14) 消耗品費 14 18負担金、補助及び交付金 (27) 半田人権擁護委員協議会負担金 27

2款 総務費

2款 総務費
2項 徴税費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 税務総務費	96,844	94,397	2,447	27,270 県支出金		923 材料及び 手数料 922 諸収入 1	68,651

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	2,310	●税務一般管理費(税務課)	11,537
		1報酬	(2,310)
2 給料	43,018	会計年度任用職員報酬 2人	2,310
3 職員手当等	29,898	3職員手当等	(376)
		会計年度任用職員期末手当	376
4 共済費	12,767	8旅費	(182)
		費用弁償	76
		普通旅費	106
8 旅費	182	10需用費	(186)
		消耗品費	145
10 需用費	186	印刷製本費	41
11 役務費	35	11役務費	(35)
		電話料	35
12 委託料	210	12委託料	(210)
		軽自動車税環境性能割徴収取扱費委託料	210
18 負担金、補助及び交付金	1,638	18負担金、補助及び交付金	(1,638)
		半田税務推進協議会分担金	2
		軽自動車税課税資料取扱費分担金	176
		資産評価システム研究センター負担金	45
22 償還金、利子及び割引料	6,600	22償還金、利子及び割引料	908
		地方税共同機構負担金	500
		知多地方税滞納整理機構負担金	500
		軽自動車税県外転出課税資料収集業務分担金	7
		町税等還付金	(6,600)
		町税還付加算金	6,500
		町税還付加算金	100
		●職員給与費	85,307
2 給料	43,018	2給料	(43,018)
		職員給	43,018
		14人	
3 職員手当等	29,898	3職員手当等	(29,522)
		管理職手当	1,650
		扶養手当	558
		住居手当	1,788
		通勤手当	1,055
		時間外勤務手当	2,074
		休日勤務手当	50

2款 総務費

2款 総務費
2項 徴税費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 賦課徴収費	28,011	51,878	△23,867			1 諸収入	28,010

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		期末手当 8,641 勤勉手当 7,180 退職手当組合負担金 6,526 4共済費 (12,767) 職員共済組合負担金 12,767
10 需用費	1,871	●町民税賦課事務費(税務課) 9,621 10需用費 (262)
11 役務費	4,930	消耗品費 14 印刷製本費 248
12 委託料	18,056	11役務費 (1,179) 郵便料 1,178 還付金送付為替手数料 1
13 使用料及び賃借料	3,154	12委託料 (5,863) 特別徴収税額通知電子化対応システム改修業務委託料 3,245 森林環境税創設対応システム改修業務委託料 1,991 町民税課税業務電算委託料 579 申告書類等共同発送事務委託料 48
		13使用料及び賃借料 (2,317) エルタックス審査システム利用料 2,317
		●固定資産税賦課事務費(税務課) 14,119 10需用費 (20) 消耗品費 20
		11役務費 (1,448) 郵便料 1,118 固定資産税情報検索システム保守手数料 330
		12委託料 (11,814) 固定資産税課税業務電算委託料 112 土地家屋管理図補正業務委託料 3,432 土地評価替え業務委託料 6,650 鑑定評価価格時点修正業務委託料 410 太陽光発電施設用地時点修正業務委託料 396 太陽光発電施設用地鑑定評価業務委託料 319 家屋評価計算システム修正業務委託料 495
		13使用料及び賃借料 (837) 家屋評価計算機器借上料 837

2款 総務費

2款 総務費

2項 徴税費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
計	124,855	146,275	△21,420	27,270	0	924	96,661

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		●諸税賦課事務費(税務課) 619
		10需用費 (40)
		消耗品費 40
		11役務費 (505)
		郵便料 505
		12委託料 (74)
		軽自動車情報提供委託料 74
		●町税徴収費(税務課) 3,652
		10需用費 (1,549)
		消耗品費 34
		印刷製本費 1,515
		11役務費 (1,798)
		郵便料 715
		町税収納取扱手数料 374
		預金照会手数料 6
		インターネット公売手数料 30
		差押取立金納付手数料 9
		町税コンビニ収納取扱手数料 664
		12委託料 (305)
		公売に伴う不動産等鑑定委託料 305

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	56,178	66,230	△10,052	8,415		6,150	41,613
				国庫支出金		使用料及び	
				8,328		手数料	
				県支出金			
				87			

1 報酬	4,696	●戸籍住民基本台帳一般管理費(住民福祉課) 25,729
		1報酬 (4,696)
2 給料	15,092	会計年度任用職員報酬 3人 4,696
		3職員手当等 (864)
3 職員手当等	11,518	会計年度任用職員期末手当 864
		8旅費 (491)
4 共済費	4,703	費用弁償 451
		普通旅費 40
8 旅費	491	10需用費 (894)
		消耗品費 618

2款 総務費

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	56,178	66,230	△10,052	8,415	0	6,150	41,613

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
10	894	印刷製本費 276
11	4,818	11 役務費 (4,818) 郵便料 789 電話料 461
12	506	12 委託料 506 住民基本台帳ネットワークシステム機器保守点検手数料 3,449 戸籍電算機器保守点検手数料 44 証明等送付為替手数料 20 電動回転保管庫保守点検手数料 55
13	12,391	13 使用料及び賃借料 12,391 12 委託料 (506) 戸籍事務遠隔入力支援業務委託料 264 住基ネットワークシステム改修業務委託料 242
18	1,069	18 負担金、補助及び交付金 1,069 13 使用料及び賃借料 (12,391) ファクシミリ及びコピー機器借上料 963 住民基本台帳ネットワークシステム機器借上料 1,707 戸籍総合システム・ブックレスクラウドネットワーク利用料 1,331 戸籍総合システム・ブックレスクラウドサービス利用料 5,808 戸籍総合システム・ブックレスクラウド借上料 2,582
		18 負担金、補助及び交付金 (1,069) 愛知戸籍住民基本台帳事務協議会負担金 3 旅券発給事務負担金 1,066
		●職員給与費 30,449
		2 給料 (15,092) 職員給 15,092 4人
		3 職員手当等 (10,654) 管理職手当 858 扶養手当 240 住居手当 300 通勤手当 518 時間外勤務手当 534 期末手当 3,240 勤勉手当 2,700 退職手当組合負担金 2,264
		4 共済費 (4,703) 職員共済組合負担金 4,703

2款 総務費

2款 総務費

4項 選挙費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 選挙管理委員会費	254	254	0	5 県支出金			249
2 県議会議員選挙費	8,826	6,009	2,817	8,826 県支出金			

節		説明
区分	金額	
1 報酬	189	●選挙管理委員会費(総務課) 254 1報酬 (189)
7 報償費	4	選挙管理委員 4人 189 7報償費 (4)
8 旅費	22	選挙啓発ポスター募集賞品 4 8旅費 (22)
10 需用費	34	費用弁償 16 普通旅費 6
11 役務費	5	10需用費 (34) 消耗品費 34 11役務費 (5) 郵便料 5
1 報酬	1,201	●県議会議員選挙費(総務課) 3,865 1報酬 (1,201)
3 職員手当等	4,961	期日前投票管理者(本庁) 8人 91 期日前投票管理者(両島) 8人 91
7 報償費	115	期日前投票立会人(本庁) 16人 154 期日前投票立会人(両島) 16人 154
8 旅費	76	開票管理者 1人 11 開票立会人 10人 89
10 需用費	638	投票管理者 11人 141 投票立会人 22人 240
11 役務費	710	会計年度任用職員報酬 20人 230
12 委託料	639	7報償費 (115) ポスター掲示場設置協力者謝礼 100 個人演説会協力者謝礼 15
13 使用料及び賃借料	486	8旅費 (76) 費用弁償 12 普通旅費 64 10需用費 (638) 消耗品費 400 食糧費 77 印刷製本費 61 修繕料 100 11役務費 (710)

2款 総務費

2款 総務費

4項 選挙費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
町長選挙費	0	8,831	△8,831				
県知事選挙費	0	12,264	△12,264				
参議院議員選挙費	0	14,353	△14,353				
計	9,080	41,711	△32,631	8,831	0	0	249

2款 総務費

5項 統計調査費

1 統計調査費	1,270	615	655	1,185			85
				県支出金			

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		郵便料 637
		運搬料 10
		計数機等調整点検手数料 63
		12委託料 (639)
		選挙公報封入委託料 94
		選挙公報配布委託料 322
		ポスター掲示場撤去委託料 223
		13使用料及び賃借料 (486)
		船舶借上料 70
		ポスター掲示板借上料 396
		投票所借上料 9
		投票所携帯電話借上料 11
		●職員給与費 4,961
		3職員手当等 (4,961)
		時間外勤務手当 4,668
		管理職員特別勤務手当 293

1 報酬	1,003	●統計一般管理費(企画財政課) 45
		8旅費 (11)
3 職員手当等	70	普通旅費 11
		10需用費 (23)
7 報償費	5	消耗品費 23
		11役務費 (8)

2款 総務費

2款 総務費

5項 統計調査費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 漁業センサ ス調査費	3,724	0	3,724	3,724 県支出金			
計	4,994	615	4,379	4,909	0	0	85

節		説明
区分	金額	
8 旅費	36	郵便料 8 18負担金、補助及び交付金 (3)
10 需用費	95	県統計協会負担金 3 ●基幹統計調査費(企画財政課) 1,155
11 役務費	58	1報酬 (1,003) 調査員 8人 1,003
18 負担金、補助 及び交付金	3	7報償費 (5) 調査協力者謝礼 5 8旅費 (25) 普通旅費 25 10需用費 (72) 消耗品費 72 11役務費 (50) 郵便料 50 ●職員給与費 70 3職員手当等 (70) 時間外勤務手当 70
1 報酬	3,174	●漁業センサ調査費(産業振興課) 3,541 1報酬 (3,174)
3 職員手当等	183	漁業センサ調査員 45人 2,946 会計年度任用職員報酬 1人 228
8 旅費	48	8旅費 (48) 費用弁償 7
10 需用費	250	普通旅費 41 10需用費 (250)
11 役務費	10	消耗品費 250 11役務費 (10)
13 使用料及び賃 借料	59	電話料 10 13使用料及び賃借料 (59) 船舶借上料 41 会場借上料 18 ●職員給与費 183 3職員手当等 (183) 時間外勤務手当 183

2款 総務費

2 款 総務費

6 項 監査委員費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 監査委員費	568	568	0				568
計	568	568	0	0	0	0	568

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	524	●監査事務一般管理費(企画財政課) 568 1報酬 (524)
8 旅費	44	監査委員 2人 524 8旅費 (44) 費用弁償 41 普通旅費 3

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	61,802	79,801	△17,999	1,808		75	59,919
				県支出金		諸収入	

1 報酬	19	●社会福祉一般管理費(住民福祉課) 3,108 1報酬 (19)
2 給料	11,197	民生委員推薦会委員 3人 19
3 職員手当等	6,862	7報償費 (2,446) 民生委員活動報償 2,276 民生委員研修等参加報償 170
4 共済費	3,875	8旅費 (82) 費用弁償 2
7 報償費	2,446	普通旅費 80
8 旅費	82	10需用費 (30) 消耗品費 30
10 需用費	30	11役務費 (511) 災害時要配慮者支援管理システム保守手数料 308 行旅死亡人取扱手数料 203
11 役務費	511	18負担金、補助及び交付金 (20) 民生団体研修参加負担金 20
18 負担金、補助及び交付金	36,780	●社会福祉団体助成事業費(住民福祉課) 36,760 18負担金、補助及び交付金 (36,760) 社会福祉協議会補助金 35,540 保護司会補助金 346 更生保護女性会補助金 148 民生委員児童委員協議会補助金 26 遺族会補助金 700
		●職員給与費 21,934

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(△印は減) (単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 老人福祉費	89,578	24,311	65,267	68,534 県支出金	2,023 分担金及び 負担金 1,498 使用料及び 手数料 25 諸収入 500	19,021	

節		説明
区分	金額	
		2給料 (11,197) 職員給 11,197 4人 3職員手当等 (6,862) 通勤手当 195 特殊勤務手当 24 時間外勤務手当 1,053 期末手当 1,944 勤勉手当 1,620 退職手当組合負担金 2,026 4共済費 (3,875) 職員共済組合負担金 3,875
7 報償費	460	●老人福祉一般管理費 (健康介護課) 69,906 8旅費 (118) 普通旅費 118 10需用費 (15) 消耗品費 15 12委託料 (2,877) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料 2,877 18負担金、補助及び交付金 (66,896) 訪問介護業務従事者確保等補助金 210 介護施設等整備事業費補助金 66,666 社会福祉法人利用者負担額軽減補助金 20
8 旅費	118	
10 需用費	538	
11 役務費	94	
12 委託料	4,673	
18 負担金、補助及び交付金	75,737	
19 扶助費	7,958	●高齢者敬老事業費 (健康介護課) 1,087 7報償費 (460) 福祉敬老フェアコンテスト記念品 30 福祉敬老フェア運営支援者報償 400 福祉敬老フェア講師報償 30 10需用費 (523) 消耗品費 404 印刷製本費 119 11役務費 (82) 郵便料 17 クリーニング代 20 福祉敬老フェア来場者公共交通利用券 45

3 款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 国民年金費	8,013	5,491	2,522	4,990			3,023
				国庫支出金			

(△印は減) (単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		12委託料 (22)
		バス運転委託料 22
		●在宅福祉事業費 (健康介護課) 5,204
		11役務費 (2)
		審査支払手数料 2
		12委託料 (1,774)
		寝具洗濯乾燥サービス事業委託料 36
		紙おむつ給付事業委託料 1,680
		在宅老人短期宿泊事業委託料 58
		19扶助費 (3,428)
		障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業扶助 139
		緊急連絡通報システム扶助 85
		介護保険離島交通費扶助 3,204
		●老人保護措置費 (健康介護課) 4,540
		11役務費 (10)
		郵便料 10
		19扶助費 (4,530)
		老人保護措置費 4,530
		●高齢者福祉団体助成事業費 (健康介護課) 8,841
		18負担金、補助及び交付金 (8,841)
		老人クラブ補助金 2,541
		シルバー人材センター運営費補助金 6,300
2 給料	4,095	●国民年金一般管理費 (保険年金室) 156
		8旅費 (11)
3 職員手当等	2,558	普通旅費 11
		10需用費 (120)
4 共済費	1,204	消耗品費 120
		11役務費 (25)
8 旅費	11	郵便料 25
		●職員給与費 7,857
10 需用費	120	2給料 (4,095)
		職員給 4,095
11 役務費	25	1人
		3職員手当等 (2,558)
		通勤手当 324

3款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
4 国民健康保険費	212,885	224,803	△11,918	92,625 国庫支出金 25,250 県支出金 67,375			120,260
5 社会福祉医療費	531,803	522,449	9,354	104,102 県支出金		6,001 諸収入	421,700

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		時間外勤務手当 55 期末手当 853 勤勉手当 711 退職手当組合負担金 615 4共済費 (1,204) 職員共済組合負担金 1,204
1 報酬	1,483	●国民健康保険特別会計繰出金(保険年金室) 176,833 27繰出金 (176,833)
2 給料	17,589	国民健康保険特別会計繰出金 176,833 ●国民健康保険費(保険年金室) 1,857
3 職員手当等	11,903	1報酬 (1,483) 会計年度任用職員報酬 1人 1,483
4 共済費	5,026	3職員手当等 (323) 会計年度任用職員期末手当 323
8 旅費	51	8旅費 (51) 費用弁償 51
27 繰出金	176,833	●職員給与費 34,195 2給料 (17,589) 職員給 17,589 6人 3職員手当等 (11,580) 管理職手当 638 扶養手当 180 通勤手当 665 時間外勤務手当 931 休日勤務手当 14 期末手当 3,491 勤勉手当 2,887 退職手当組合負担金 2,774 4共済費 (5,026) 職員共済組合負担金 5,026
2 給料	11,558	●障害者医療費(保険年金室) 25,306 8旅費 (6)
3 職員手当等	8,330	普通旅費 6

3款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

節		説明
区分	金額	
4 共済費	3,725	11 役務費 (122) 審査支払手数料 122
8 旅費	6	12 委託料 (1) 第三者行為求償事務委託料 1
10 需用費	64	19 扶助費 (25,177) 障害者医療給付費 25,177
11 役務費	1,532	●子ども医療費(保険年金室) 52,254
12 委託料	5	10 需用費 (21) 消耗品費 21
18 負担金、補助 及び交付金	276,533	11 役務費 (577) 郵便料 9 審査支払手数料 568
19 扶助費	154,949	12 委託料 (1) 第三者行為求償事務委託料 1
27 繰出金	75,101	18 負担金、補助及び交付金 (280) 不妊治療費助成金 280
		19 扶助費 (51,375) 子ども医療給付費 51,375
		●母子家庭等医療費(保険年金室) 11,169
		10 需用費 (3) 消耗品費 3
		11 役務費 (125) 郵便料 26 審査支払手数料 99
		12 委託料 (1) 第三者行為求償事務委託料 1
		19 扶助費 (11,040) 母子家庭等医療給付費 11,040
		●精神障害者医療費(保険年金室) 17,192
		10 需用費 (28) 印刷製本費 28
		11 役務費 (188) 審査支払手数料 188
		12 委託料 (1) 第三者行為求償事務委託料 1
		19 扶助費 (16,975)

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 介護保険費	341,430	338,212	3,218	16,636			324,794

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		精神障害者医療給付費 16,975
		●後期高齢者福祉医療費(保険年金室) 50,795
		10需用費 (12)
		消耗品費 12
		11役務費 (520)
		郵便料 84
		審査支払手数料 436
		12委託料 (1)
		第三者行為求償事務委託料 1
		19扶助費 (50,262)
		後期高齢者福祉医療給付費 50,262
		●広域連合負担金(保険年金室) 276,253
		18負担金、補助及び交付金 (276,253)
		愛知県後期高齢者医療広域連合負担金 276,253
		●後期高齢者医療特別会計繰出金(保険年金室) 75,101
		27繰出金 (75,101)
		後期高齢者医療特別会計繰出金 75,101
		●訪問看護サービス助成事業費(保険年金室) 120
		19扶助費 (120)
		医療保険訪問看護サービス離島交通費扶助 120
		●職員給与費 23,613
		2給料 (11,558)
		職員給 11,558
		4人
		3職員手当等 (8,330)
		管理職手当 507
		通勤手当 395
		時間外勤務手当 698
		期末手当 2,563
		勤勉手当 1,988
		退職手当組合負担金 2,179
		4共済費 (3,725)
		職員共済組合負担金 3,725
2 給料	21,326	●介護保険特別会計繰出金(健康介護課) 299,268
		27繰出金 (299,268)

3款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
				国庫支出金 11,091			
				県支出金 5,545			
7 障害者福祉費	346,569	348,852	△2,283	210,198			136,371
				国庫支出金 139,595			
				県支出金 70,603			

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	14,291	介護保険特別会計繰出金	299,268
		●職員給与費	42,162
4 共済費	6,545	2給料	(21,326)
		職員給	21,326
27 繰出金	299,268	6人	
		3職員手当等	(14,291)
		管理職手当	638
		扶養手当	576
		通勤手当	651
		時間外勤務手当	1,171
		休日勤務手当	7
		期末手当	4,390
		勤勉手当	3,659
		退職手当組合負担金	3,199
		4共済費	(6,545)
		職員共済組合負担金	6,545
1 報酬	988	●障害者援護事業費(住民福祉課)	42,415
		10需用費	(30)
7 報償費	252	印刷製本費	30
		11役務費	(13)
8 旅費	56	郵便料	13
		18負担金、補助及び交付金	(10)
10 需用費	30	南知多・美浜地域家族会賛助会員負担金	10
		19扶助費	(42,362)
11 役務費	525	在宅障害者手当	36,120
		障害者交通費扶助	4,440
12 委託料	3,983	障害児(者)通園通学費扶助	1,580
		障害福祉サービス離島交通費扶助	222
13 使用料及び賃借料	634	●障害者総合支援事業費(住民福祉課)	302,938
		7報償費	(252)
		障害福祉計画策定委員報償	252
18 負担金、補助及び交付金	17,912	8旅費	(17)
		費用弁償	17
		11役務費	(323)
19 扶助費	322,188	障害者医療給付支払事務手数料	26

3款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	金額
区分	金額		
22	償還金、利子及び割引料	1	
		障害介護給付費等支払事務手数料	297
		12委託料	(3,983)
		地域生活支援委託料	307
		在宅身体障害者入浴サービス事業委託料	1,119
		障害福祉計画策定委託料	2,557
		13使用料及び賃借料	(634)
		障害福祉業務総合支援ソフト使用料	634
		18負担金、補助及び交付金	(17,902)
		地域活動支援事業費負担金	7,121
		相談支援事業費負担金	9,447
		成年後見利用促進事業負担金	1,328
		セキュリティ対策ソフト利用負担金	3
		銀行振込手数料負担金	3
		19扶助費	(279,826)
		介護給付費(訓練等給付含む)	239,132
		療養介護医療給付費	1,528
		地域生活支援給付費	7,517
		自立支援医療給付費	9,580
		身体障害者・児補装具費(購入・修理)	3,428
		共同生活援助支援事業費	1,505
		重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費	60
		障害児通所給付費等	16,998
		軽度・中等度難聴児補聴器費(購入・修理)	78
		22償還金、利子及び割引料	(1)
		国県支出金等返還金	1
		●認定審査会費(住民福祉課)	1,216
		1報酬	(988)
		障害者介護給付認定審査会委員 4人	988
		8旅費	(39)
		費用弁償	39
		11役務費	(189)
		郵便料	7
		主治医意見書作成手数料	179
		主治医意見書作成支払手数料	3

3款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
8 後期高齢者 保健事業費	8,906	7,305	1,601			7,915 諸収入	991
計	1,600,986	1,551,224	49,762	498,893	0	16,014	1,086,079

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
7 報償費	25	●後期高齢者保健事業費(保険年金室) 8,906 7報償費 (25)
8 旅費	8	健康診査報償 25 8旅費 (8)
10 需用費	109	普通旅費 8 10需用費 (109)
11 役務費	482	消耗品費 42 印刷製本費 67
12 委託料	8,282	11役務費 (482) 郵便料 478 健診用海っ子バス乗車券 4 12委託料 (8,282) 健康診査データ処理業務委託料 204 後期高齢者保健事業委託料 7,858 後期高齢者歯科健診事業委託料 220

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総 務費	218,324	230,287	△11,963	150,362 国庫支出金 120,363 県支出金 29,999			67,962
---------------	---------	---------	---------	---	--	--	--------

1 報酬	1,236	●児童福祉一般管理費(健康子育て室) 8,245 7報償費 (3,755)
2 給料	13,349	児童委員活動報償 2,280 保育所運営委員会委員活動報償 12
3 職員手当等	9,591	子育て支援金 1,400 子ども・子育て会議委員報償 63
4 共済費	4,227	8旅費 (6) 普通旅費 6
7 報償費	3,755	10需用費 (9) 消耗品費 9
8 旅費	63	11役務費 (6) 郵便料 6
10 需用費	119	12委託料 (1,346) 子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料 1,346
11 役務費	60	18負担金、補助及び交付金 (3,123)

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 児童運営費	454,749	425,651	29,098	40,956		23,642	390,151

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	1,346	おうちで子育て応援金	3,123
		●児童手当等支給事業費(健康子育て室)	183,181
18 負担金、補助 及び交付金	3,123	1報酬	(1,236)
		会計年度任用職員報酬 1人	1,236
19 扶助費	181,454	3職員手当等	(269)
		会計年度任用職員期末手当	269
22 償還金、利子 及び割引料	1	8旅費	(57)
		費用弁償	51
		普通旅費	6
		10需用費	(110)
		消耗品費	110
		11役務費	(54)
		郵便料	54
		19扶助費	(181,454)
		児童手当	177,255
		遺児手当	4,199
		22償還金、利子及び割引料	(1)
		国県支出金等返還金	1
		●職員給与費	26,898
		2給料	(13,349)
		職員給	13,349
		3人	
		3職員手当等	(9,322)
		管理職手当	1,144
		扶養手当	378
		通勤手当	48
		時間外勤務手当	324
		休日勤務手当	11
		期末手当	2,953
		勤勉手当	2,461
		退職手当組合負担金	2,003
		4共済費	(4,227)
		職員共済組合負担金	4,227
1 報酬	47,707	●保育所一般管理費(健康子育て室)	137,917
		1報酬	(37,664)

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
				国庫支出金 25,426		分担金及び 負担金	
				県支出金 15,530		4,195 使用料及び 手数料 723 諸収入 18,724	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	161,152	会計年度任用職員報酬 26人	37,664
		3職員手当等	(7,461)
3 職員手当等	104,992	会計年度任用職員期末手当	7,461
		7報償費	(2,066)
4 共済費	44,601	保育所医師・歯科医師報償	1,174
		歯科衛生士講師謝礼	40
7 報償費	2,265	保育士研修講師謝礼	90
		保育所訪問臨床心理士等報償	178
8 旅費	2,047	保育所ごみ回収作業員報償	314
		観劇等謝礼	210
10 需用費	40,101	卒園記念品代	60
		8旅費	(1,657)
11 役務費	2,590	費用弁償	1,271
		普通旅費	386
12 委託料	41,011	10需用費	(38,743)
		消耗品費	3,247
13 使用料及び賃借料	672	燃料費	1,843
		光熱水費	6,475
		修繕料	4,107
17 備品購入費	370	賄材料費	22,867
		医薬材料費	204
18 負担金、補助及び交付金	6,015	11役務費	(2,204)
		電話料	304
		防火設備保守点検手数料	355
19 扶助費	1,190	浄化槽清掃手数料	588
		浄化槽法定検査手数料	30
22 償還金、利子及び割引料	1	ピアノ調律手数料	90
		検便・尿検査手数料	189
		保育所園舎清掃手数料	143
26 公課費	35	昇降機保守点検手数料	339
		害虫防除手数料	117
		栄養管理システム保守点検手数料	22
		保育料収納取扱手数料	27
		12委託料	(39,893)
		植木せん定等委託料	427
		警備業務委託料	278

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		産業廃棄物収集運搬業務委託料 228
		施設型給付費委託料(篠島保育園) 38,960
		13使用料及び賃借料 (664)
		ケーブルテレビ視聴料 88
		保育所借地料 280
		駐車場借上料 296
		17備品購入費 (370)
		庁用備品 370
		18負担金、補助及び交付金 (6,004)
		保育事業協会郡負担金 34
		県社協保育協会負担金 38
		日本スポーツ振興センター負担金 88
		職員研修負担金 70
		民間保育所運営費補助金 5,774
		19扶助費 (1,190)
		施設型給付費 746
		施設等利用給付費 444
		22償還金、利子及び割引料 (1)
		国県支出金等返還金 1
		●子育て支援センター・どんぐり園事業費(健康子育て室) 3,774
		1報酬 (2,447)
		会計年度任用職員報酬 2人 2,447
		3職員手当等 (398)
		会計年度任用職員期末手当 398
		7報償費 (199)
		児童発達支援臨床心理士等報償 141
		自動車借上謝礼 58
		8旅費 (103)
		費用弁償 34
		普通旅費 69
		10需用費 (409)
		消耗品費 272
		燃料費 82
		修繕料 50
		医薬材料費 5
		11役務費 (106)

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		電話料 67
		検便・尿検査手数料 20
		傷害保険料 19
		12委託料 (93)
		警備業務委託料 93
		13使用料及び賃借料 (8)
		テレビ受信料 8
		18負担金、補助及び交付金 (11)
		県地域子育て支援センター連絡協議会負担金 5
		職員研修負担金 6
		●放課後児童健全育成事業費(健康子育て室) 10,240
		1報酬 (7,596)
		会計年度任用職員報酬 8人 7,596
		3職員手当等 (173)
		会計年度任用職員期末手当 173
		8旅費 (280)
		費用弁償 280
		10需用費 (919)
		消耗品費 150
		燃料費 91
		食糧費 516
		修繕料 156
		医薬材料費 6
		11役務費 (212)
		電話料 62
		自動車保険料 56
		傷害保険料 90
		収納取扱手数料 4
		12委託料 (1,025)
		自動車運転業務委託料 1,025
		26公課費 (35)
		自動車重量税 35
		●ファミリー・サポート・センター事業費(健康子育て室) 105
		8旅費 (7)
		普通旅費 7
		10需用費 (30)

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

(△印は減) (単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 児童福祉施設整備費	523	8,243	△7,720				523
4 出産・子育て応援交付金交付事業費	7,597	0	7,597	6,302 国庫支出金			1,295 5,009 県支出金 1,293

節		説明
区分	金額	
		消耗品費 30 11 役務費 (68) 傷害保険料 68 ●職員給与費 302,713 2 給料 (161,152) 職員給 161,152 54人 3 職員手当等 (96,960) 管理職手当 3,039 扶養手当 240 住居手当 1,434 通勤手当 5,295 時間外勤務手当 7,500 休日勤務手当 4 期末手当 31,085 勤勉手当 25,480 退職手当組合負担金 22,883 4 共済費 (44,601) 職員共済組合負担金 44,601
11 役務費	143	●児童遊園等整備事業費 (健康子育て室) 523 11 役務費 (143)
18 負担金、補助及び交付金	380	児童遊園等遊具保守点検手数料 143 18 負担金、補助及び交付金 (380) 児童遊園補修費補助金 318 児童施設維持管理補助金 62
1 報酬	1,155	●出産・子育て応援交付金交付事業費 (健康子育て室) 7,506 1 報酬 (1,155)
3 職員手当等	91	会計年度任用職員報酬 1人 1,155
8 旅費	105	8 旅費 (105) 費用弁償 96 普通旅費 9
10 需用費	200	10 需用費 (200) 消耗品費 100
11 役務費	46	印刷製本費 100

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
計	681,193	664,181	17,012	197,620	0	23,642	459,931

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	6,000	11 役務費 (46) 郵便料 21 振込手数料 25 18 負担金、補助及び交付金 (6,000) 出産・子育て応援交付金 6,000 ●職員給与費 91 3 職員手当等 (91) 時間外勤務手当 91

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

1 保健衛生総 務費	109,950	100,060	9,890	120		19	109,811
				県支出金		諸収入	

1 報酬	919	●保健衛生一般管理費(健康子育て室) 4,086
		1 報酬 (919)
2 給料	34,523	保健センター所長 1人 837
		保健センター運営協議会委員 13人 82
3 職員手当等	24,102	7 報償費 (156)
		献血推進報償 23
4 共済費	11,598	けんこう南知多プラン推進事業講師等報償 63
		健康づくりマイレージ達成者記念品 70
7 報償費	198	8 旅費 (153)
		費用弁償 16
8 旅費	153	普通旅費 137
10 需用費	258	10 需用費 (178)
		消耗品費 117
		食糧費 11
11 役務費	235	医薬材料費 50
		11 役務費 (144)
12 委託料	4,560	歯科医師賠償責任保険料 7
		看護職賠償責任保険料 36
18 負担金、補助 及び交付金	33,404	傷害保険料 101
		12 委託料 (2,296)
		災害時医薬品ランニング備蓄委託料 30
		けんこう南知多プラン(第2期)評価支援業務委託料 2,266

3 款 民生費 4 款 衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		18負担金、補助及び交付金 (240)
		骨髓提供者等支援事業補助金 140
		がん患者アピアランスケア支援事業補助金 100
		●離島診療所運営費(健康子育て室) 7,533
		7報償費 (42)
		離島保健医療対策連絡協議会委員報償 42
		10需用費 (80)
		修繕料 80
		11役務費 (89)
		防火設備保守点検手数料 89
		18負担金、補助及び交付金 (7,322)
		離島診療所管理運営費補助金 7,322
		●地域保健医療事業費(健康子育て室) 28,108
		11役務費 (2)
		郵便料 2
		12委託料 (2,264)
		在宅当番医制運営事業委託料 2,264
		18負担金、補助及び交付金 (25,842)
		食品衛生協会美浜支部負担金 50
		市町村保健師協議会負担金 13
		あいち医療通訳システム推進協議会負担金 3
		知多地域第二次救急医療対策費負担金 841
		知多厚生病院運営費補助金 24,935
		●職員給与費 70,223
		2給料 (34,523)
		職員給 34,523
		10人
		3職員手当等 (24,102)
		管理職手当 1,013
		扶養手当 876
		住居手当 606
		通勤手当 1,479
		時間外勤務手当 1,568
		休日勤務手当 31
		期末手当 7,282
		勤勉手当 6,068

4款 衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 予防費	55,308	101,178	△45,870	10,261 国庫支出金 9,829 県支出金 432		1,300 諸収入	43,747

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		退職手当組合負担金 5,179 4共済費 (11,598) 職員共済組合負担金 11,598
7 報償費	422	● 予防接種事業費(健康子育て室) 33,661 7報償費 (20)
10 需用費	496	予防接種健康被害調査委員報償 20 10需用費 (398)
11 役務費	980	消耗品費 43 印刷製本費 329
12 委託料	53,047	医薬材料費 26 11役務費 (295)
18 負担金、補助 及び交付金	363	郵便料 157 人工呼吸器ユニット保守点検手数料 34 広域予防接種審査支払手数料 104 12委託料 (32,585) B型肝炎抗体検査委託料 10 予防接種事業委託料 4,589 中学3年・高校3年年齢相当者インフルエンザ予防接種委託料 471 高齢者インフルエンザ予防接種委託料 10,931 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種委託料 819 風しんワクチン等予防接種委託料 137 広域予防接種委託料 15,624 予防接種注射針・注射器等廃棄処理委託料 4 18負担金、補助及び交付金 (363) 定期予防接種補助金 210 子宮頸がんワクチン接種償還補助金 153
		● 保健事業費(健康子育て室) 123 7報償費 (96) 健康教育従事者報償 74 健康相談従事者報償 22
		10需用費 (27) 消耗品費 27
		● 健康診査事業費(健康子育て室) 12,099 7報償費 (306) がん等検診従事者報償 286

4款 衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 環境衛生費	39,170	52,849	△13,679	18,371 国庫支出金 12,763 県支出金 5,608		940 使用料及び 手数料 876 諸収入 64	19,859

節		説明
区分	金額	
		8020表彰記念品 20
		10需用費 (71)
		消耗品費 28
		印刷製本費 43
		11役務費 (395)
		郵便料 394
		健診用海っ子バス乗車券 1
		12委託料 (11,327)
		胃がん検診委託料 1,359
		大腸がん検診委託料 657
		肺がん・結核検診委託料 3,319
		子宮頸がん検診委託料 1,518
		乳がん検診委託料 1,725
		前立腺がん検診委託料 179
		骨粗しょう症検査委託料 198
		B型・C型肝炎検診委託料 71
		ピロリ菌検査委託料 212
		歯科健診委託料 510
		一般健康診査委託料 1,278
		がん検診予約受付委託料 301
		●新型コロナワクチン接種事業費(健康子育て室) 9,425
		11役務費 (290)
		住所地外接種審査支払手数料 90
		コールセンターフリーコール利用料 200
		12委託料 (9,135)
		新型コロナワクチン接種業務委託料 684
		コールセンター運営業務委託料 8,451
7 報償費	1,953	●環境保全対策事業費(環境課) 38,024
		7報償費 (1,953)
8 旅費	55	環境美化清掃活動啓発報償 1,943
		緑のカーテンコンテスト報償 1
10 需用費	1,020	自然観察会協力者謝礼 9
		8旅費 (21)
11 役務費	84	普通旅費 21
		10需用費 (736)

4款 衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
4 母子衛生費	13,525	13,091	434	2,138 国庫支出金 2,075 県支出金 63		1 諸収入	11,386

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	2,684	消耗品費	736
		11 役務費	(9)
13 使用料及び賃借料	66	傷害保険料	9
		12 委託料	(1,997)
		地区一斉清掃ごみ収集運搬委託料	1,324
18 負担金、補助及び交付金	33,308	水質検査委託料	249
		生活環境改善委託料	90
		臭気指数等測定業務委託料	116
		環境美化清掃活動委託料	62
		環境学習推進事業委託料	156
		18 負担金、補助及び交付金	(33,308)
		県合併処理浄化槽普及促進協議会等負担金	28
		豊かな海“三河湾”環境再生推進協議会負担金	29
		産業まつりテント等使用料負担金	26
		合併処理浄化槽設置事業費補助金	33,225
		●環境衛生狂犬病対策事業費(環境課)	1,146
		8 旅費	(34)
		普通旅費	34
		10 需用費	(284)
		消耗品費	164
		燃料費	4
		医薬材料費	116
		11 役務費	(75)
		郵便料	75
		12 委託料	(687)
		職員予防接種委託料	28
		不法投棄ごみ等処理委託料	487
		犬の鑑札交付手数料徴収事務委託料	172
		13 使用料及び賃借料	(66)
		法令データベースライセンス使用料	66
1 報酬	1,080	●母子保健事業費(健康子育て室)	13,525
		1 報酬	(1,080)
7 報償費	2,565	会計年度任用職員報酬 1人	1,080
		7 報償費	(2,565)
8 旅費	110	1歳6か月児健康診査従事者報償	516

4款 衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 知多南部衛生組合費	434,003	388,201	45,802			46,800	387,203

節		説明	
区分	金額		
10	需用費	219	母親教室従事者報償 68 3～4か月児健康診査従事者報償 177
11	役務費	52	育児相談従事者報償 802 3歳児健康診査従事者報償 526
12	委託料	1,029	乳幼児歯科事業報償 476 8旅費 (110)
13	使用料及び賃借料	1,853	費用弁償 110 10需用費 (219) 消耗品費 131
18	負担金、補助及び交付金	6,506	印刷製本費 81 医薬材料費 7 11役務費 (52)
19	扶助費	110	郵便料 22 妊婦・産婦・乳児健康診査費審査支払手数料 29
22	償還金、利子及び割引料	1	未熟児養育医療給付費審査支払手数料 1 12委託料 (1,029) 3～4か月児健康診査委託料 374 1歳6か月児健康診査委託料 270 3歳児健康診査委託料 270 妊婦歯科健診委託料 40 産後ケア事業委託料 75 13使用料及び賃借料 (1,853) 産婦人科・小児科オンライン利用料 1,853 18負担金、補助及び交付金 (6,506) 乳児健康診査負担金 822 妊産婦健康診査負担金 5,265 妊婦健診等離島交通費支援事業補助金 325 健診・予防接種等離島交通費助成事業補助金 94 19扶助費 (110) 未熟児養育医療給付費 110 22償還金、利子及び割引料 (1) 国県支出金等返還金 1
18	負担金、補助及び交付金	434,003	●知多南部衛生組合分担金(環境課) 434,003 18負担金、補助及び交付金 (434,003) 知多南部衛生組合分担金 434,003

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
						使用料及び 手数料 30,900 繰入金 15,900	
計	651,956	655,379	△3,423	30,890	0	49,060	572,006

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	

4款 衛生費

2項 清掃費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳	本年度予算額の財源内訳	本年度予算額の財源内訳	本年度予算額の財源内訳
1 じん芥処理 費	165,059	134,779	30,280	18,573 国庫支出金 2,507 県支出金 16,066	4,242 使用料及び 手数料 565 諸収入 3,677		142,244

区分	金額	説明	金額
2 給料	24,255	●ごみ処理業務費(環境課)	87,750
3 職員手当等	17,636	8旅費	(37)
4 共済費	7,322	普通旅費	37
7 報償費	2,393	10需用費	(2,327)
8 旅費	81	消耗品費	10
10 需用費	12,982	光熱水費	1,526
11 役務費	1,097	修繕料	200
12 委託料	76,313	医薬材料費	591
14 工事請負費	15,648	11役務費	(1,050)
18 負担金、補助 及び交付金	7,332	電話料	32
		ごみ処理手数料	1,018
		12委託料	(68,688)
		焼却施設解体調査業務委託	12,353
		日間賀島最終処分場汚水処理施設管理業務委託料	7,281
		離島最終処分場管理業務委託料	11,093
		ダイオキシン類等測定業務委託料	500
		14工事請負費	715
		土壌調査業務委託	715
		離島事業系ごみ収集運搬委託料	22,910
		離島可燃ごみ収集運搬委託料(フェリー運休対応)	1,819
		海岸漂着物等地域対策推進事業委託料	11,517
		災害廃棄物対応マニュアル策定業務委託	500
		14工事請負費	(15,648)
		離島最終処分場汚水処理施設維持修繕工事	2,317
		日間賀島最終処分場覆土工事	13,331
		●ごみ減量収集対策事業費(環境課)	28,096

4款 衛生費

4款 衛生費

2項 清掃費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		7報償費 (2,393)
		ごみ資源化対策事業報償 2,393
		8旅費 (44)
		普通旅費 44
		10需用費 (10,655)
		消耗品費 10,455
		修繕料 200
		11役務費 (47)
		郵便料 30
		識別コード登録手数料 17
		12委託料 (7,625)
		エコステーション管理業務委託料 444
		指定ごみ袋等離島運搬委託料 240
		古紙等回収促進事業委託料 3,090
		生活排水・ごみ減量化啓発事業委託料 86
		小動物死骸処理委託料 1,045
		指定ごみ袋取扱委託料 2,720
		18負担金、補助及び交付金 (7,332)
		ごみゼロ社会推進あいち県民会議負担金 8
		離島使用済自動車海上輸送費補助金 331
		生ごみ堆肥化容器等設置奨励補助金 148
		ごみ集積所整備費補助金 709
		知多南部広域環境センターごみ運搬費補助金 6,136
		●職員給与費 49,213
		2給料 (24,255)
		職員給 24,255
		7人
		3職員手当等 (17,636)
		管理職手当 1,144
		扶養手当 1,152
		住居手当 246
		通勤手当 1,134
		時間外勤務手当 1,234
		休日勤務手当 30
		期末手当 5,121
		勤勉手当 4,246

4款 衛生費

4款 衛生費

2項 清掃費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 し尿処理費	53,006	52,342	664			823 使用料及び 手数料	52,183
3 知多南部広 域環境組合 費	105,130	36,078	69,052				105,130
計	323,195	223,199	99,996	18,573	0	5,065	299,557

5款 労働費

1項 労働諸費

1 労働諸費	3,399	3,453	△54			300 諸収入	3,099
計	3,399	3,453	△54	0	0	300	3,099

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		退職手当組合負担金 3,329 4共済費 (7,322) 職員共済組合負担金 7,322
8 旅費	5	●し尿処理業務費(環境課) 53,006 8旅費 (5)
10 需用費	344	普通旅費 5 10需用費 (344)
12 委託料	52,657	消耗品費 2 光熱水費 342 12委託料 (52,657) 豊丘し尿中継槽敷地草刈委託料 186 離島し尿・汚泥運搬業務委託料 35,470 離島し尿収集業務委託料 17,001
18 負担金、補助 及び交付金	105,130	●知多南部広域環境組合分担金(環境課) 105,130 18負担金、補助及び交付金 (105,130) 知多南部広域環境組合分担金 105,130

18 負担金、補助 及び交付金	3,099	●労働環境対策事業費(産業振興課) 3,399 18負担金、補助及び交付金 (3,099) 知多地区勤労者福祉サービスセンター負担金 2,897
20 貸付金	300	県建設職業訓練協議会負担金 52 県労働者福祉協議会知多支部負担金 150 20貸付金 (300) 勤労者住宅資金預託金 300

4款 衛生費 5款 労働費

6款 農林水産業費
1項 農業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 農業委員会費	3,218	5,934	△2,716	3,039 県支出金		179 使用料及び 手数料 1 諸収入 178	
2 農業総務費	30,671	33,683	△3,012				30,671
3 農業振興費	42,703	40,010	2,693	30,865		265	11,573

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	2,622	●農業委員会活動費(産業振興課) 3,218 1報酬 (2,622)
8 旅費	112	農業委員 7人 1,010 農地利用最適化推進委員 6人 843
10 需用費	90	農地利用最適化交付金 13人 769 8旅費 (112)
11 役務費	216	費用弁償 53 普通旅費 18
13 使用料及び賃借料	16	特別旅費 41 10需用費 (90)
18 負担金、補助及び交付金	162	消耗品費 90 11役務費 (216) 郵便料 201 インターネット使用料 15 13使用料及び賃借料 (16) ソフトウェアライセンス等使用料 16 18負担金、補助及び交付金 (162) 県農業会議会費 162
2 給料	15,287	●職員給与費 30,671 2給料 (15,287)
3 職員手当等	10,695	職員給 15,287 5人
4 共済費	4,689	3職員手当等 (10,695) 扶養手当 438 住居手当 645 通勤手当 256 時間外勤務手当 1,212 休日勤務手当 61 期末手当 3,158 勤勉手当 2,632 退職手当組合負担金 2,293 4共済費 (4,689) 職員共済組合負担金 4,689
7 報償費	401	●水田農業経営所得安定対策事業費(産業振興課) 180

6款 農林水産業費

6款 農林水産業費
1項 農業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
				県支出金		財産収入 125 諸収入 140	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
8 旅費	31	7報償費	(81)
		営農計画書作成報償	81
10 需用費	90	8旅費	(7)
		普通旅費	7
11 役務費	49	10需用費	(60)
		消耗品費	60
12 委託料	220	11役務費	(32)
		郵便料	32
16 公有財産購入費	178	●農業振興対策事業費(産業振興課)	36,992
		7報償費	(320)
		農用地利用集積実践活動報償	320
18 負担金、補助及び交付金	41,594	8旅費	(15)
		普通旅費	15
		10需用費	(20)
		消耗品費	20
22 償還金、利子及び割引料	140	11役務費	(17)
		郵便料	17
		12委託料	(220)
		農地地区情報管理システムデータ更新等委託料	220
		18負担金、補助及び交付金	(36,260)
		経営体育成支援事業費補助金	12,500
		農業次世代人材投資資金(経営開始型)	7,500
		新規就農者経営発展支援事業費補助金	3,750
		新規就農者育成総合対策事業補助金(経営開始資金)	3,000
		農作物安全・安心対策推進事業補助金	121
		農業新規就業者支援事業補助金	120
		知多南部土地改良区運営費補助金	3,825
		環境保全型農業直接支払交付金	5,319
		国有資産等所在市町村交付金	125
		22償還金、利子及び割引料	(140)
		国県支出金等返還金	140
		●農業用水対策事業費(産業振興課)	4,056
		8旅費	(3)
		特別旅費	3
		18負担金、補助及び交付金	(4,053)
		愛知用水利水者連絡協議会負担金	10

6款 農林水産業費

6款 農林水産業費
1項 農業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 畜産業費	502	454	48				502
5 農地費	56,260	52,759	3,501	13,429 県支出金	34,100 町債		8,731

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		愛知用水地元管理費補助金 4,043
		●産業連携推進事業費(産業振興課) 1,475
		8旅費 (6)
		普通旅費 6
		10需用費 (10)
		消耗品費 10
		16公有財産購入費 (178)
		ミーナの恵み商標権存続期間更新費 178
		18負担金、補助及び交付金 (1,281)
		産業まつりテント等使用料負担金 43
		6次産業推進補助金 800
		6次産業化商品開発費補助金 50
		みかん酒原料出荷推進補助金 80
		ミーナの恵みブランド広告補助金 48
		ミーナの恵みブランド認定商品販売促進事業補助金 200
		みかん酒販売促進事業補助金 60
10 需用費	42	●畜産振興事業費(産業振興課) 502
		10需用費 (42)
18 負担金、補助 及び交付金	460	消耗品費 42
		18負担金、補助及び交付金 (460)
		死亡牛BSE検査等費用助成事業補助金 10
		CSTワクチン接種費補助金 450
7 報償費	494	●農業用施設維持管理費(建設課) 12,729
		7報償費 (494)
8 旅費	10	ため池等管理報償 494
		10需用費 (1,585)
10 需用費	1,585	消耗品費 80
		光熱水費 5
13 使用料及び賃 借料	99	修繕料 1,500
		14工事請負費 (10,500)
		単独土地改良工事(単県) 9,500
14 工事請負費	10,500	農業用施設整備工事 1,000
		18負担金、補助及び交付金 (150)
		山海川極門維持管理費補助金 150

6款 農林水産業費

6款 農林水産業費
1項 農業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	133,354	132,840	514	47,333	34,100	444	51,477

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	43,572	<p>●農業土木一般管理費(建設課) 10,871</p> <p>8旅費 (10)</p> <p>普通旅費 10</p> <p>13使用料及び賃借料 (99)</p> <p>積算システム使用料 99</p> <p>18負担金、補助及び交付金 (10,762)</p> <p>県土地改良事業団体連合会負担金 456</p> <p>農業農村多面的機能支払事業補助金 10,306</p> <p>●県営経営体育成基盤整備事業費(建設課) 25,000</p> <p>18負担金、補助及び交付金 (25,000)</p> <p>県営経営体育成基盤整備事業負担金 25,000</p> <p>●県営ため池整備事業費(建設課) 7,660</p> <p>18負担金、補助及び交付金 (7,660)</p> <p>県営防災ダム事業負担金 7,660</p>

6款 農林水産業費
2項 林業費

1 緑化推進費	9,235	6,081	3,154	7,313			1,922
				県支出金			
計	9,235	6,081	3,154	7,313	0	0	1,922

8 旅費	6	● 環境緑化推進事業費(産業振興課) 9,235
		8旅費 (6)
10 需用費	896	普通旅費 6
		10需用費 (896)
13 使用料及び賃 借料	29	消耗品費 896
		13使用料及び賃借料 (29)
		船舶借上料 29
14 工事請負費	7,313	14工事請負費 (7,313)
		里山林整備事業工事請負費 7,313
18 負担金、補助 及び交付金	991	18負担金、補助及び交付金 (991)
		県緑化推進委員会負担金 20
		県森林協会負担金 821
		花半島事業負担金 150

6款 農林水産業費

6款 農林水産業費
3項 水産業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 水産業総務費	26,778	23,576	3,202				26,778
2 水産業振興費	30,940	338,918	△307,978	23,549 県支出金		44 使用料及び 手数料	7,347

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	12,974	●職員給与費 26,778
		2給料 (12,974)
3 職員手当等	9,643	職員給 12,974
		3人
4 共済費	4,161	3職員手当等 (9,643)
		管理職手当 1,144
		扶養手当 516
		通勤手当 345
		時間外勤務手当 364
		休日勤務手当 10
		期末手当 2,900
		勤勉手当 2,417
		退職手当組合負担金 1,947
		4共済費 (4,161)
		職員共済組合負担金 4,161
8 旅費	64	●漁業振興対策事業費(産業振興課) 27,176
		8旅費 (64)
10 需用費	2,903	普通旅費 39
		特別旅費 25
12 委託料	29	10需用費 (3)
		消耗品費 3
18 負担金、補助 及び交付金	27,944	12委託料 (29)
		鯨類等漂着物処理委託料 29
		18負担金、補助及び交付金 (27,080)
		水産多面的機能発揮対策事業費負担金 540
		県町村水産業振興対策協議会負担金 35
		漁業無線局整備事業費補助金 2,460
		水産業強化対策整備事業費補助金 14,000
		のり養殖食害防止対策事業費補助金 3,800
		漁業生産力強化総合対策事業費補助金 3,537
		漁業無線局運営費補助金 920
		漁業者用公衆トイレ維持管理費補助金 470
		漁業後継者技術研修事業補助金 4
		漁業新規就業者支援事業補助金 240
		漁業近代化資金利子補給費補助金 794

6款 農林水産業費

6款 農林水産業費
3項 水産業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 漁港管理費	6,269	6,039	230			6,269 使用料及び 手数料	
4 漁港建設費	52,756	56,920	△4,164	21,981 県支出金	23,700 町債	5,000 使用料及び 手数料 4,999 諸収入 1	2,075

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		のり食害対策事業費補助金 280 ●栽培漁業振興対策事業費(産業振興課) 3,764 10需用費 (2,900) 消耗品費 2,900 18負担金、補助及び交付金 (864) アワビ等種苗放流事業補助金 864
8 旅費	50	●漁港一般管理費(建設課) 679 8旅費 (50)
10 需用費	3,751	普通旅費 50 10需用費 (120)
11 役務費	243	消耗品費 120 18負担金、補助及び交付金 (509)
12 委託料	1,716	県漁港漁場協会負担金 509 ●漁港施設維持管理費(建設課) 5,590
18 負担金、補助 及び交付金	509	10需用費 (3,631) 光熱水費 631 修繕料 3,000 11役務費 (243) 電気設備保守点検手数料 221 漁港緑地遊具保守点検手数料 22 12委託料 (1,716) 漁港緑地管理業務委託料 751 施設管理等業務委託料 965
12 委託料	21,500	●漁港建設事業費(公共)(建設課) 21,500 12委託料 (21,500)
14 工事請負費	14,956	機能保全計画改定業務委託料 21,500 ●漁港改良整備事業費(建設課) 14,956
18 負担金、補助 及び交付金	16,300	14工事請負費 (14,956) 漁港改良工事(県補) 9,000 漁港施設整備工事(町単) 5,956 ●県営漁港事業負担金(建設課) 16,300 18負担金、補助及び交付金 (16,300) 県営漁港事業負担金 16,300

6款 農林水産業費
3項 水産業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 漁業集落排水事業費	66,024	44,740	21,284				66,024
計	182,767	470,193	△287,426	45,530	23,700	11,313	102,224

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
27 繰出金	66,024	●漁業集落排水事業会計繰出金(企画財政課) 27繰出金 (66,024) 漁業集落排水事業会計繰出金 66,024

7款 商工費
1項 商工費

1 商工総務費	24,700	24,663	37				24,700
2 商工業振興費	33,412	33,247	165			15,021 財産収入 20 諸収入 15,001	18,391

2 給料	12,254	●職員給与費 2給料 (12,254)
3 職員手当等	8,790	職員給 12,254 4人
4 共済費	3,656	3職員手当等 (8,790) 扶養手当 558 住居手当 422 通勤手当 237 時間外勤務手当 972 休日勤務手当 22 期末手当 2,586 勤勉手当 2,155 退職手当組合負担金 1,838 4共済費 (3,656) 職員共済組合負担金 3,656
1 報酬	1,730	●産業まつり推進事業費(産業振興課) 18負担金、補助及び交付金 (3,200)
3 職員手当等	346	産業まつり補助金 3,200
8 旅費	38	●商工業振興事業費(産業振興課) 1報酬 (1,730) 会計年度任用職員報酬 1人 1,730
18 負担金、補助及び交付金	16,298	3職員手当等 (346) 会計年度任用職員期末手当 346 8旅費 (38)
20 貸付金	15,000	費用弁償 24 普通旅費 14

6款 農林水産業費 7款 商工費

7款 商工費

1項 商工費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 消費者行政費	293	292	1				293
4 観光振興費	75,258	81,322	△6,064			26,112 使用料及び 手数料 14,154 寄附金 396 諸収入 11,562	49,146

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		18負担金、補助及び交付金 (13,098) 商工会補助金 10,390 街路灯等補修事業補助金 244 商業団体等街路灯等電灯料補助金 179 街路灯等新設・更新事業補助金 185 小規模企業等振興資金信用保証料補助金 2,000 創業支援事業信用保証料補助金 100 20貸付金 (15,000) 小規模企業等振興資金預託金 15,000
10 需用費	16	●消費者行政事業費(産業振興課) 293 10需用費 (16)
18 負担金、補助及び交付金	277	消耗品費 16 18負担金、補助及び交付金 (277) 広域消費生活センター負担金 277
8 旅費	36	●観光振興事業費(産業振興課) 41,039 8旅費 (36)
10 需用費	9,410	普通旅費 36 10需用費 (575)
11 役務費	3,233	消耗品費 575 11役務費 (11)
12 委託料	23,831	広告料 11 12委託料 (10,210)
13 使用料及び賃借料	2,428	観光宣伝事業委託料 10,210 18負担金、補助及び交付金 (30,207)
14 工事請負費	2,596	県観光協会負担金 290 県観光キャンペーン推進事業特別会費負担金 590 知多南部地域観光協議会負担金 300
18 負担金、補助及び交付金	33,707	日本観光振興協会負担金 84 中部小型船安全協会負担金 50 東海地区外国人観光客誘致促進協議会負担金 200
26 公課費	17	知多半島観光圏協議会負担金 648 観光宣伝事業補助金 2,000 観光協会補助金 16,071 海水浴場及び浴客安全対策補助金 9,404

7款 商工費

1項 商工費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

節		説明
区分	金額	
		GOGO三河湾協議会事業費補助金 150
		離島産業廃棄物運搬費補助金 420
		●観光資源保全事業費(産業振興課) 26,791
		10需用費 (8,705)
		消耗品費 360
		光熱水費 6,523
		修繕料 1,822
		11役務費 (2,020)
		インターネット使用料 73
		防火設備保守点検手数料 128
		浄化槽保守点検手数料 1,408
		浄化槽法定検査手数料 124
		自動車保険料 49
		高圧受電装置保守点検手数料 197
		放置自転車等処分手数料 41
		12委託料 (13,621)
		師崎港観光センター附属施設管理委託料 450
		内海観光センター管理人派遣委託料 338
		師崎港観光センター清掃業務委託料 807
		観光施設維持管理委託料 4,086
		篠島渡船ターミナル指定管理委託料 2,214
		日間賀島渡船ターミナル指定管理委託料 1,888
		観光地美化推進事業委託料 3,838
		13使用料及び賃借料 (2,428)
		港湾施設占用料 1,151
		観光案内所及び内海商工会館用地借地料 1,157
		漁港施設占用料 120
		26公課費 (17)
		自動車重量税 17
		●観光施設整備事業費(産業振興課) 7,428
		10需用費 (130)
		消耗品費 10
		光熱水費 120
		11役務費 (1,202)
		仮設トイレ汲み取り手数料 1,202
		14工事請負費 (2,596)

7款 商工費

7款 商工費

1項 商工費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	133,663	139,524	△5,861	0	0	41,133	92,530

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		内海海水浴場仮設トイレ等設置工事 2,596
		18負担金、補助及び交付金 (3,500)
		渚の交番プロジェクト関連事業補助金 3,500

8款 土木費

1項 土木管理費

1 土木総務費	112,001	116,947	△4,946	580		4,028	107,393
				県支出金		使用料及び 手数料	

節	金額	説明	金額
1 報酬	1,327	●土木一般管理費(建設課)	6,760
		1報酬	(1,327)
2 給料	37,117	会計年度任用職員報酬 1人	1,327
3 職員手当等	25,788	3職員手当等	(289)
		会計年度任用職員期末手当	289
4 共済費	11,485	8旅費	(224)
8 旅費	224	費用弁償	51
		普通旅費	123
10 需用費	27,437	特別旅費	50
11 役務費	2,215	10需用費	(297)
		消耗品費	150
12 委託料	4,467	燃料費	61
		修繕料	86
18 負担金、補助 及び交付金	1,934	11役務費	(215)
		自動車保険料	36
26 公課費	7	占用料口座振替取扱手数料	1
		製図用ソフト保守手数料	165
		測量機器検定手数料	13
		12委託料	(2,467)
		道路台帳加除修正業務委託料	2,467
		18負担金、補助及び交付金	(1,934)
		知多建設協議会負担金	102
		県治水砂防協会負担金	235
		県河川海岸協会負担金	9
		県道路整備促進協力会負担金	40
		県名古屋市道路利用者会議負担金	6
		県市町村道整備促進期成同盟会負担金	6

7款 商工費 8款 土木費

8款 土木費

1項 土木管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	112,001	116,947	△4,946	580	0	4,028	107,393

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		全国海岸協会負担金 30
		土木積算システム利用負担金 741
		東海環状地域整備推進協議会負担金 5
		知多地区道路整備促進期成同盟会負担金 15
		衣浦大橋整備促進期成同盟会負担金 22
		建設副産物情報交換システム利用負担金 9
		篠島前浜海岸公衆トイレ維持管理費補助金 714
		26公課費 (7)
		自動車重量税 7
		●土木施設維持管理費(建設課) 31,140
		10需用費 (27,140)
		消耗品費 900
		光熱水費 1,240
		修繕料 25,000
		11役務費 (2,000)
		樹木伐採手数料 2,000
		12委託料 (2,000)
		道路環境美化事業委託料 2,000
		●職員給与費 74,101
		2給料 (37,117)
		職員給 37,117
		10人
		3職員手当等 (25,499)
		管理職手当 1,496
		扶養手当 858
		住居手当 462
		通勤手当 549
		特殊勤務手当 27
		時間外勤務手当 1,970
		休日勤務手当 65
		期末手当 7,911
		勤勉手当 6,593
		退職手当組合負担金 5,568
		4共済費 (11,485)
		職員共済組合負担金 11,485

8款 土木費

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 道路橋りょう費	105,624	36,205	69,419	42,991 県支出金	20,400 町債		42,233
計	105,624	36,205	69,419	42,991	20,400	0	42,233

節		説明	金額
区分	金額		
12 委託料	14,817	●道路橋りょう維持補修事業費(建設課) 12委託料 橋りょう点検調査業務委託料 土地評価調査業務委託料(県補) 物件補償調査業務委託料(県補) 登記委託料 土地評価調査業務委託料(町単) 物件補償調査業務委託料(町単) 14工事請負費 道路橋りょう維持補修工事 橋りょう長寿命化修繕工事 16公有財産購入費 道路用地購入費(県補) 18負担金、補助及び交付金 物件補償費負担金(県補) 21補償、補填及び賠償金 物件補償費(県補)	105,624
14 工事請負費	21,000		(14,817)
16 公有財産購入費	4,307		12,000
18 負担金、補助及び交付金	64,500		178
21 補償、補填及び賠償金	1,000		1,353
			346
			192
			748
			(21,000)
			20,000
		1,000	
		(4,307)	
		4,307	
		(64,500)	
		64,500	
		(1,000)	
		1,000	

8款 土木費

3項 河川費

1 急傾斜地崩壊対策事業費	7,000	7,000	0		6,300 町債		700
2 河川改良費	5,000	5,000	0		4,000 町債	564 使用料及び手数料	436
計	12,000	12,000	0	0	10,300	564	1,136

18 負担金、補助及び交付金	7,000	●急傾斜地崩壊対策事業費(建設課) 18負担金、補助及び交付金 県営急傾斜地崩壊対策事業負担金		7,000
10 需用費	1,000	●河川維持補修事業費(建設課) 10需用費		5,000
14 工事請負費	4,000	14工事請負費 河川維持補修工事		(1,000)
				1,000
				(4,000)
				4,000

8款 土木費

4項 港湾費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 港湾管理費	8,908	5,964	2,944	1,306	2,400	387	4,815
				県支出金	町債	使用料及び 手数料 386 諸収入 1	
計	8,908	5,964	2,944	1,306	2,400	387	4,815

節		説明	
区分	金額		
8 旅費	6	●港湾一般管理費(建設課)	296
		8旅費	(6)
10 需用費	1,378	普通旅費	6
		10需用費	(56)
11 役務費	1,130	消耗品費	56
		18負担金、補助及び交付金	(234)
12 委託料	1,564	県港湾協会負担金	234
		●港湾施設維持管理費(建設課)	8,612
14 工事請負費	4,596	10需用費	(1,322)
		光熱水費	1,022
18 負担金、補助 及び交付金	234	修繕料	300
		11役務費	(1,130)
		ごみ処理手数料	50
		浄化槽保守点検手数料	357
		浄化槽法定検査手数料	23
		砂除去手数料	700
		12委託料	(1,564)
		内海港緑地等管理業務委託料	1,564
		14工事請負費	(4,596)
		港湾施設整備工事(町単)	2,096
		港湾施設整備工事(県補)	2,500

8款 土木費

5項 都市計画費

1 都市計画総 務費	25,768	26,869	△1,101	1,314		14	24,440
				国庫支出金		使用料及び 手数料	
				1,305		4	
				県支出金		諸収入	
				9		10	

1 報酬	177	●都市計画一般管理費(建設課)	6,900
		1報酬	(177)
2 給料	9,759	都市計画審議会委員 14人	177
		8旅費	(56)
3 職員手当等	6,277	費用弁償	6
		普通旅費	50
4 共済費	2,823	10需用費	(10)
		消耗品費	10
8 旅費	59	11役務費	(46)

8款 土木費

8款 土木費

5項 都市計画費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 公園費	12,607	9,908	2,699		2,300 町債	246 使用料及び 手数料	10,061

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	16	郵便料	46
		12委託料	(6,591)
11 役務費	46	都市計画基礎調査業務委託料	2,167
		都市計画決定図書作成支援業務委託料	508
12 委託料	6,591	景観計画策定業務委託料	3,916
		18負担金、補助及び交付金	(20)
18 負担金、補助 及び交付金	20	県都市計画協会負担金	5
		県街路事業促進協議会負担金	10
		県建築物地震対策推進協議会負担金	5
		●国土法事務費(建設課)	9
		8旅費	(3)
		普通旅費	3
		10需用費	(6)
		消耗品費	6
		●職員給与費	18,859
		2給料	(9,759)
		職員給	9,759
		3人	
		3職員手当等	(6,277)
		扶養手当	378
		通勤手当	125
		特殊勤務手当	19
		時間外勤務手当	516
		休日勤務手当	7
		期末手当	2,055
		勤勉手当	1,713
		退職手当組合負担金	1,464
		4共済費	(2,823)
		職員共済組合負担金	2,823
10 需用費	1,631	●公園維持管理費(建設課)	12,607
		10需用費	(1,631)
11 役務費	1,507	消耗品費	40
		光熱水費	1,291
12 委託料	5,476	修繕料	300
		11役務費	(1,507)

8款 土木費

8款 土木費

5項 都市計画費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
計	38,375	36,777	1,598	1,314	2,300	260	34,501

節		説明	
区分	金額		
14 工事請負費	3,993	運搬料	222
		樹木伐採手数料	200
		浄化槽保守点検手数料	727
		浄化槽法定検査手数料	88
		公園遊具保守点検手数料	270
		12委託料	(5,476)
		公園樹木管理委託料	1,675
		公園管理委託料	3,801
		14工事請負費	(3,993)
		公園照明灯LED化工事	2,580
		公園遊具修繕工事	1,413

8款 土木費

6項 住宅費

1 住宅管理費	3,752	3,100	652	2,303		1,449	
				国庫支出金		使用料及び	
				1,535		手数料	
				県支出金			
				768			
計	3,752	3,100	652	2,303	0	1,449	0

8 旅費	3	●住宅維持管理費(建設課)	680
		8旅費	(3)
10 需用費	481	普通旅費	3
		10需用費	(481)
11 役務費	196	消耗品費	5
		光熱水費	176
12 委託料	472	修繕料	300
		11役務費	(196)
18 負担金、補助 及び交付金	2,600	防火設備保守点検手数料	53
		浄化槽保守点検手数料	94
		浄化槽法定検査手数料	16
		受水槽清掃手数料	31
		町営住宅使用料収納取扱手数料	2
		●住宅耐震改修費(建設課)	3,072
		12委託料	(472)
		木造住宅耐震診断業務委託料	472
		18負担金、補助及び交付金	(2,600)
		耐震改修費等補助金	2,600

8款 土木費

9 款 消防費

1 項 消防費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 常備消防費	351,014	356,049	△5,035				351,014
2 非常備消防費	65,542	65,111	431	950 県支出金	500 町債	16,830 諸収入	47,262

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	351,014	●知多南部消防組合分担金 (防災危機管理室) 18負担金、補助及び交付金 知多南部消防組合分担金 351,014 (351,014)
1 報酬	15,572	●消防一般管理費 (防災危機管理室) 5災害補償費 消防団員等公務災害補償費 7報償費 消防団員退職報償金 8旅費 費用弁償 普通旅費 10需用費 消耗品費 11 役務費 被服費 11 役務費 クリーニング代 13使用料及び賃借料 自動車借上料 船舶借上料 消防分遣所用施設借上料 18負担金、補助及び交付金 知多郡消防団連合会負担金 半田警察署管内消防警察協議会負担金 県消防協会負担金 公務災害補償掛金 消防団員退職報償金掛金 ●消防推進事業費 (防災危機管理室) 7報償費 操法大会訓練報償 観閲式訓練報償 出初式出動報償 消防操法大会優良チーム表彰 10需用費 消耗品費 食糧費 26,333 (1,000) 1,000 (15,810) 15,810 (33) 11 22 (887) 179 708 (4) 4 (592) 182 146 264 (8,007) 143 13 69 754 7,028 4,295 (4,059) 2,970 796 204 89 (80) 60 20
5 災害補償費	1,000	
7 報償費	27,112	
8 旅費	33	
10 需用費	5,669	
11 役務費	765	
12 委託料	588	
13 使用料及び賃借料	711	
14 工事請負費	3,517	
17 備品購入費	2,191	
18 負担金、補助及び交付金	8,007	
26 公課費	377	

9 款 消防費

9 款 消防費

1 項 消防費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 消防施設費	12,998	11,446	1,552	2,786 県支出金	6,400 町債		3,812

節		説明
区分	金額	
		11 役務費 (37)
		運搬料 37
		13 使用料及び賃借料 (119)
		船舶借上料 119
		●消防団員活動費 (防災危機管理室) 22,815
		1 報酬 (15,572)
		消防団員 346人 15,572
		7 報償費 (7,243)
		分団運営費 5,314
		緊急出動報償 960
		訓練出動報償 969
		●消防施設等維持管理費 (防災危機管理室) 12,099
		10 需用費 (4,702)
		燃料費 816
		光熱水費 1,502
		修繕料 2,384
		11 役務費 (724)
		電話料 61
		運搬料 54
		自動車保険料 579
		し尿汲取り手数料 30
		12 委託料 (588)
		日間賀島消防団東消防車庫設計業務委託料 588
		14 工事請負費 (3,517)
		小佐旧消防詰所車庫解体工事 2,970
		半月地区火の見櫓撤去工事 547
		17 備品購入費 (2,191)
		消防団用備品 2,191
		26 公課費 (377)
		自動車重量税 377
10 需用費	90	●消火栓整備事業費 (防災危機管理室) 8,595
		10 需用費 (90)
11 役務費	78	消耗品費 90
		11 役務費 (68)
17 備品購入費	5,383	消火栓格納箱廃棄手数料 68

9 款 消防費

9 款 消防費

1 項 消防費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 災害対策費	48,759	42,322	6,437	3,799 県支出金		1,870 諸収入	43,090

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助 及び交付金	7,447	17備品購入費 消火栓備品 18負担金、補助及び交付金 消火栓維持管理負担金 消火栓新設改良工事負担金 ●消防団備品整備事業費(防災危機管理室) 11 役務費 自動車登録点検手数料 17備品購入費 小型動力ポンプ 消防広報車	(990) 990 (7,447) 2,600 4,847 4,403 (10) 10 (4,393) 2,156 2,237
1 報酬	1,547	●防災対策事業費(防災危機管理室) 1報酬	24,716 (1,547)
3 職員手当等	4,256	防災会議委員 6人 国民保護協議会委員 4人	38 26
5 災害補償費	10	会計年度任用職員報酬 1人 3職員手当等	1,483 (323)
7 報償費	2,742	会計年度任用職員期末手当 5災害補償費	323 (10)
8 旅費	182	防火防災訓練補償費 7報償費	10 (736)
10 需用費	12,754	消防団員年末夜警報償 海水浴場警備報償	416 240
11 役務費	5,785	防災研修等講師謝礼 8旅費	80 (154)
12 委託料	3,160	費用弁償 普通旅費	56 98
13 使用料及び賃 借料	2,504	10需用費 消耗品費 燃料費	(2,450) 1,055 6
14 工事請負費	4,112	光熱水費 修繕料	1,004 200
18 負担金、補助 及び交付金	11,707	被服費 11 役務費 運搬料	185 (3,126) 33

9 款 消防費

9 款 消防費

1 項 消防費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		自動車保険料 15
		防災行政無線電話料 80
		防災行政無線保守点検手数料 2,385
		防災行政無線再免許申請費用 613
		12委託料 (1,959)
		家具転倒防止器具設置委託料 111
		災害避難マップ等更新業務委託料 1,848
		13使用料及び賃借料 (2,430)
		船舶借上料 21
		防災行政無線電波等利用料 1,885
		離島行政情報放送機器使用料 360
		災害避難支援システムサーバ借上料 21
		インターネット使用料 143
		14工事請負費 (4,112)
		防災行政無線親局設備付属機器交換修繕工事 4,112
		18負担金、補助及び交付金 (7,869)
		防災行政無線設備保守点検負担金 1,858
		愛知県派遣職員人件費負担金 5,908
		離島情報伝達デジタル無線整備事業補助金 87
		防火防災訓練災害補償掛金 16
		●災害対策事業費(防災危機管理室) 10,952
		7報償費 (1,224)
		行方不明者捜索報償 144
		消防団員台風等災害警備報償 1,080
		8旅費 (11)
		普通旅費 11
		10需用費 (5,509)
		消耗品費 5,509
		11役務費 (326)
		電話料 40
		災害用衛星携帯電話料 198
		災害用ろ水機保守点検手数料 88
		13使用料及び賃借料 (44)
		宿泊施設借上料 44
		18負担金、補助及び交付金 (3,838)
		防災ヘリコプター運営協議会負担金 533

9 款 消防費

9 款 消防費

1 項 消防費

(△印は減)(単位:千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	

節		説 明
区 分	金 額	
		自主防災組織等活動事業補助金 1,805
		自主防災会防災対策事業補助金 1,500
		●樋門門扉維持管理費 (防災危機管理室) 1,781
		7報償費 (782)
		樋門門扉操作員出勤報償 782
		8旅費 (17)
		普通旅費 17
		10需用費 (982)
		消耗品費 89
		燃料費 5
		修繕料 888
		●防災施設維持管理費 (防災危機管理室) 7,377
		10需用費 (3,813)
		消耗品費 20
		燃料費 108
		光熱水費 3,185
		修繕料 500
		11役務費 (2,333)
		電話料 211
		インターネット使用料 153
		防火設備保守点検手数料 495
		浄化槽保守点検手数料 656
		浄化槽清掃手数料 680
		浄化槽法定検査手数料 39
		防災施設清掃手数料 99
		12委託料 (1,201)
		内海防災センター管理委託料 160
		篠島防災センター管理委託料 85
		電気保安業務委託料 575
		機械警備業務委託料 264
		豊浜防災センター管理委託料 117
		13使用料及び賃借料 (30)
		ケーブルテレビ利用料 30
		●職員給与費 3,933
		3職員手当等 (3,933)
		特殊勤務手当 30

9 款 消防費

9 款 消防費

1 項 消防費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
計	478,313	474,928	3,385	7,535	6,900	18,700	445,178

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		時間外勤務手当 3,610
		休日勤務手当 20
		管理職員特別勤務手当 273

1 0 款 教育費

1 項 教育総務費

1 教育委員会 費	1,516	1,516	0				1,516
2 事務局費	121,480	102,003	19,477	906 県支出金		1,076 財産収入	119,498

1 報酬	1,347	●教育委員会一般管理費(学校教育課)	1,516
		1報酬	(1,347)
8 旅費	90	教育委員 5人	1,302
		教育委員会事務評価委員 2人	13
9 交際費	60	いじめ問題専門委員 5人	32
		8旅費	(90)
10 需用費	19	費用弁償	90
		9交際費	(60)
		交際費	60
		10需用費	(19)
		消耗品費	19
1 報酬	27,413	●事務局一般管理費(学校教育課)	42,103
		1報酬	(27,413)
2 給料	38,975	会計年度任用職員報酬 22人	27,413
3 職員手当等	33,073	3職員手当等	(5,170)
		会計年度任用職員期末手当	5,170
		7報償費	(699)
4 共済費	12,499	学校ごみ回収作業員報償	675
		自動車等借上謝礼	24
7 報償費	699	8旅費	(1,832)
		費用弁償	1,582
8 旅費	1,832	普通旅費	159
		特別旅費	91
10 需用費	105	10需用費	(105)
		消耗品費	89
11 役務費	63	印刷製本費	16

9 款 消防費 1 0 款 教育費

10款 教育費

1項 教育総務費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 教育振興費	56,662	55,456	1,206	8,490 国庫支出金 6,984		424 分担金及び 負担金 395	47,748

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	945	11 役務費	(63)
		電話料	48
13 使用料及び賃借料	388	運搬料	8
		傷害保険料	7
		12 委託料	(945)
18 負担金、補助及び交付金	5,488	離島事業系ごみ収集運搬処分業務委託料	446
		産業廃棄物運搬処分業務委託料	499
		13 使用料及び賃借料	(388)
		駐車料金	280
		船舶借上料	108
		18 負担金、補助及び交付金	(5,488)
		知多地方教育事務協議会分担金	146
		県市町村教育委員会連合会負担金	7
		県町村教育長協議会負担金	23
		特別支援教育研究協議会負担金	11
		派遣指導主事人件費負担金	5,301
		●職員給与費	79,377
		2 給料	(38,975)
		職員給	38,975
		11人	
		3 職員手当等	(27,903)
		管理職手当	2,770
		扶養手当	1,098
		通勤手当	941
		時間外勤務手当	2,030
		休日勤務手当	39
		期末手当	9,037
		勤勉手当	5,627
		退職手当組合負担金	6,361
		4 共済費	(12,499)
		職員共済組合負担金	12,499
7 報償費	119	●教育振興一般管理費(学校教育課)	56,662
		7 報償費	(119)
10 需用費	38	教育支援委員報償	35
		自動車等借上謝礼	4

10款 教育費

10款 教育費

1項 教育総務費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
				県支出金 1,506		諸収入 29	

節		説明	
区分	金額		
11 役務費	424	学生サポーター謝礼	30
		スーパーバイザー等謝礼	20
12 委託料	5,163	教職員研究表彰	30
		10需用費	(38)
		消耗品費	35
		食糧費	3
13 使用料及び賃借料	24,117	11役務費	(424)
		電話料	72
		インターネット使用料	55
		学校支援者補償保険料	95
		学費等口座振替手数料	202
17 備品購入費	11	12委託料	(5,163)
		学校教育研究委託料	320
		教育指導研究委託料	232
		現職教育研修事業委託料	494
		児童生徒指導推進事業委託料	171
		情報教育アドバイザー委託料	2,318
		総合学習推進委託料	1,030
		「ふるさと 出会いの創造」推進事業委託料	405
		キャリアプロジェクト事業委託料	135
		学費等口座振替取扱委託料	58
		13使用料及び賃借料	(24,117)
		有料道路通行料	134
		ケーブルテレビ視聴料	30
		自動車借上料	10
		船舶借上料	6
		コンピュータ借上料	21,389
		勤怠管理システム使用料	238
		デジタルドリル使用料	820
		学校ホームページ用サーバ借上料	41
		授業目的著作権使用料	134
		モバイルWi-Fiルーター使用料	1,315
		17備品購入費	(11)
		図書購入費	11
		18負担金、補助及び交付金	(26,790)
		県中小学校体育連盟知多支所分担金	493

10款 教育費

1項 教育総務費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 教職員住宅費	625	671	△46			625 財産収入	
計	180,283	159,646	20,637	9,396	0	2,125	168,762

節		説明
区分	金額	
		日本スポーツ振興センター負担金 881
		県適応指導教室連絡協議会負担金 5
		離島高校生修学支援費補助金 13,968
		教職員会補助金 690
		私立高等学校授業料補助金 490
		林間学校補助金 1,921
		児童通学費補助金 47
		生徒通学費補助金 592
		進路指導対策交付金 464
		町中小学校体育連盟交付金 380
		小中学校文化クラブ交付金 250
		小中学校体育交付金 2,499
		入学祝い金 4,110
10 需用費	309	●教職員住宅維持管理費(学校教育課) 625
		10 需用費 (309)
11 役務費	295	消耗品費 16
		光熱水費 133
12 委託料	21	修繕料 160
		11 役務費 (295)
		防火設備保守点検手数料 77
		浄化槽保守点検手数料 198
		浄化槽法定検査手数料 20
		12 委託料 (21)
		受水槽・高架水槽清掃委託料 21

10款 教育費

2項 小学校費

1 学校管理費	76,376	81,984	△5,608		1,100 町債	159 使用料及び 手数料 94	75,117
---------	--------	--------	--------	--	-------------	---------------------------	--------

1 報酬	5,770	●小学校一般管理費(学校教育課) 69,569
		1 報酬 (5,770)
2 給料	4,647	会計年度任用職員報酬 3人 5,770
		3 職員手当等 (1,154)
3 職員手当等	2,084	会計年度任用職員期末手当 1,154

10款 教育費

10款 教育費
2項 小学校費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
						諸収入 65	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
4 共済費	1,230	7報償費 (43) 自動車借上謝礼 42
7 報償費	43	非常災害業務従事者謝礼 1
8 旅費	51	8旅費 (51) 費用弁償 51
10 需用費	22,858	10需用費 (22,858) 消耗品費 3,905 燃料費 2,077
11 役務費	10,617	食糧費 40 印刷製本費 115
12 委託料	19,711	光熱水費 12,343 修繕料 4,353
13 使用料及び賃借料	6,451	飼料費 25 11役務費 (10,617) 郵便料 40
14 工事請負費	2,743	電話料 1,215 電力デマンド監視手数料 185
26 公課費	171	クリーニング代 90 樹木せん定手数料 125 防火設備保守点検手数料 798 浄化槽保守点検手数料 2,968 浄化槽法定検査手数料 128 自動車保険料 662 昇降機保守点検手数料 2,969 非常通報装置保守点検手数料 21 高圧受電装置保守点検手数料 930 プールろ過機保守点検手数料 189 ピアノ調律等手数料 201 管楽器点検手数料 55 階段昇降車定期点検手数料 41 12委託料 (19,711) 教育環境整備工事設計監理委託料 205 警備業務委託料 317 受水槽・高架水槽清掃委託料 249 学校図書館図書管理委託料 724 屋外屋内運動施設及び遊具等点検委託料 154

10款 教育費

10款 教育費

2項 小学校費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 教育振興費	18,987	17,830	1,157	423 国庫支出金			18,564

節		説明
区分	金額	
		プール清掃委託料 341
		スクールバス運転業務委託料 17,721
		13使用料及び賃借料 (6,451)
		テレビ受信料 107
		ケーブルテレビ視聴料 88
		自動車借上料 845
		コンピュータ借上料 4,055
		印刷機借上料 429
		複写機借上料 825
		携帯電話借上料 102
		14工事請負費 (2,743)
		教育環境整備工事 1,600
		篠島小学校厚生室空調設備取替工事 1,143
		26公課費 (171)
		自動車重量税 171
		●職員給与費 6,807
		2給料 (4,647)
		職員給 4,647
		2人
		3職員手当等 (930)
		通勤手当 24
		時間外勤務手当 15
		期末手当 523
		勤勉手当 368
		4共済費 (1,230)
		公立学校共済組合負担金 1,230
7 報償費	1,110	●教育振興一般管理費(学校教育課) 18,987
		7報償費 (1,110)
10 需用費	4,245	卒業記念品 60
		部活動指導補助協力者謝礼 1,050
11 役務費	6,707	10需用費 (4,245)
		消耗品費 4,027
13 使用料及び賃借料	698	修繕料 218
		11役務費 (6,707)
		電話料 312

10款 教育費

10款 教育費

2項 小学校費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
計	95,363	99,814	△4,451	423	1,100	159	93,681

節		説明	
区分	金額		
17 備品購入費	1,491	インターネット使用料	318
		外国人英語講師派遣業務手数料	6,077
19 扶助費	4,736	13使用料及び賃借料	(698)
		自動車借上料	251
		船舶借上料	35
		コンピュータ借上料	412
		17備品購入費	(1,491)
		教育用備品	1,134
		図書購入費	357
		19扶助費	(4,736)
		特別支援教育就学奨励費	908
		要保護及準要保護児童就学援助費	3,828

10款 教育費

3項 中学校費

1 学校管理費	108,504	93,325	15,179	20,174		214	88,116
				国庫支出金		使用料及び 手数料	
						94	
						諸収入	
						120	

1 報酬	3,847	●中学校一般管理費(学校教育課)	82,025
		1報酬	(3,847)
3 職員手当等	635	会計年度任用職員報酬 2人	3,847
		3職員手当等	(635)
7 報償費	105	会計年度任用職員期末手当	635
		7報償費	(15)
8 旅費	86	自動車借上謝礼	14
		非常災害業務従事者謝礼	1
10 需用費	17,998	8旅費	(86)
		費用弁償	86
11 役務費	4,396	10需用費	(17,998)
		消耗品費	1,457
12 委託料	48,666	燃料費	1,888
		食糧費	16
13 使用料及び賃借料	6,313	印刷製本費	56
		光熱水費	12,700
		修繕料	1,881
14 工事請負費	26,389	11役務費	(4,396)

10款 教育費

10款 教育費
3項 中学校費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
26 公課費	69	郵便料 34
		電話料 639
		電力デマンド監視手数料 113
		クリーニング代 36
		樹木せん定手数料 50
		防火設備保守点検手数料 451
		浄化槽保守点検手数料 1,450
		浄化槽法定検査手数料 59
		自動車保険料 364
		昇降機保守点検手数料 169
		非常通報装置保守点検手数料 11
		高圧受電装置保守点検手数料 865
		ピアノ調律等手数料 81
		管楽器点検手数料 22
		携帯電話契約事務手数料 52
		12委託料 (48,666)
		警備業務委託料 106
		受水槽・高架水槽清掃委託料 192
		水質検査業務委託料 19
		学校図書館図書管理委託料 322
		屋外屋内運動施設等点検委託料 50
		校舎窓ガラス清掃委託料 279
		スクールバス運転業務委託料 8,250
		通学用バス運行業務委託料 31,423
		福祉車両運転業務委託料 2,244
		通学用高速船運行委託料 5,781
		13使用料及び賃借料 (6,313)
		有料道路通行料 49
		テレビ受信料 43
		ケーブルテレビ視聴料 30
		自動車借上料 581
		階段昇降車借上料 975
		船舶借上料 3,312
		コンピュータ借上料 606
		印刷機借上料 172
		複写機借上料 344

10款 教育費

10款 教育費

3項 中学校費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 教育振興費	16,836	28,036	△11,200	384 国庫支出金		5 財産収入	16,447
計	125,340	121,361	3,979	20,558	0	219	104,563

節		説明
区分	金額	
		携帯電話借上料 60 生徒緊急宿舎借上料 141 26公課費 (69) 自動車重量税 69 ●中学校再編事業費(学校教育課) 26,479 7報償費 (90) 南知多中学校校歌制作協力者報償 90 14工事請負費 (26,389) 中学校エアコン移設工事 26,389
7 報償費	69	●教育振興一般管理費(学校教育課) 16,836 7報償費 (69)
10 需用費	3,528	卒業記念品 69 10需用費 (3,528)
11 役務費	6,152	消耗品費 3,324 修繕料 204
13 使用料及び賃借料	165	11役務費 (6,152) 電話料 85 インターネット使用料 131
17 備品購入費	1,028	外国人英語講師派遣業務手数料 5,936 13使用料及び賃借料 (165)
19 扶助費	5,894	コンピュータ借上料 165 17備品購入費 (1,028) 教育用備品 694 図書購入費 334 19扶助費 (5,894) 特別支援教育就学奨励費 855 要保護及準要保護生徒就学援助費 5,039

10款 教育費

4項 社会教育費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会教育総務費	32,297	35,996	△3,699				32,297

節		説明	金額
区分	金額		
1 報酬	3,735	●社会教育一般管理費(社会教育課)	7,074
		1 報酬	(3,735)
2 給料	11,220	社会教育委員 10人	103
		会計年度任用職員報酬 3人	3,632
3 職員手当等	9,510	3 職員手当等	(760)
		会計年度任用職員期末手当	760
4 共済費	3,372	8 旅費	(156)
		費用弁償	150
7 報償費	658	普通旅費	6
		10 需用費	(485)
8 旅費	172	消耗品費	485
		13 使用料及び賃借料	(299)
10 需用費	681	印刷機借上料	132
		複写機借上料	167
11 役務費	36	18 負担金、補助及び交付金	(1,639)
		県社会教育委員連絡協議会負担金	16
12 委託料	27	東尾張地区社会教育委員連絡協議会負担金	5
		女性団体連絡協議会補助金	48
13 使用料及び賃借料	447	南知多郷土研究会助成金	370
		文化協会補助金	1,200
		●二十歳のつどい開催費(社会教育課)	362
18 負担金、補助及び交付金	2,439	7 報償費	(243)
		二十歳のつどい実行委員報償	49
		二十歳のつどい記念品	160
		二十歳のつどい運営協力者謝礼	34
		8 旅費	(4)
		費用弁償	4
		10 需用費	(72)
		消耗品費	72
		11 役務費	(10)
		郵便料	10
		13 使用料及び賃借料	(33)
		船舶借上料	33
		●家庭教育推進事業費(社会教育課)	1,233
		7 報償費	(181)
		親子ふれあいひろば推進会議・ネット会議委員報償	40

10款 教育費

4項 社会教育費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

節		説明
区分	金額	
		親子ふれあいひろば指導者報償 130
		「家庭の日」・「あいさつ運動」作品募集賞品 11
		8旅費 (6)
		費用弁償 6
		10需用費 (85)
		消耗品費 85
		11役務費 (19)
		傷害保険料 19
		12委託料 (27)
		親子ふれあいひろば運営委託料 27
		13使用料及び賃借料 (115)
		船舶借上料 115
		18負担金、補助及び交付金 (800)
		青少年健全育成交付金 800
		●生涯学習推進事業費(社会教育課) 286
		7報償費 (234)
		生涯学習事業講師報償 45
		公民館教室等講師謝礼 189
		8旅費 (6)
		費用弁償 6
		10需用費 (39)
		消耗品費 39
		11役務費 (7)
		傷害保険料 7
		●職員給与費 23,342
		2給料 (11,220)
		職員給 11,220
		3人
		3職員手当等 (8,750)
		管理職手当 638
		扶養手当 156
		住居手当 240
		通勤手当 326
		時間外勤務手当 1,526
		休日勤務手当 85
		期末手当 2,234

10款 教育費

10款 教育費

4項 社会教育費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 公民館費	58,598	54,181	4,417			535 533 2	58,063
						使用料及び 手数料 諸収入	

節		説明
区分	金額	
		勤勉手当 1,862 退職手当組合負担金 1,683 4共済費 (3,372) 職員共済組合負担金 3,372
1 報酬	6,610	●公民館維持管理費(社会教育課) 37,079 1報酬 (6,610)
2 給料	11,156	会計年度任用職員報酬 6人 6,610 3職員手当等 (1,191)
3 職員手当等	8,111	会計年度任用職員期末手当 1,191 7報償費 (357)
4 共済費	3,443	公民館管理謝礼 357 8旅費 (215)
7 報償費	357	費用弁償 206 普通旅費 9
8 旅費	215	10需用費 (12,279)
10 需用費	12,279	消耗品費 452 燃料費 410 印刷製本費 85
11 役務費	5,037	光熱水費 10,167 修繕料 1,165
12 委託料	9,929	11役務費 (5,037)
13 使用料及び賃借料	595	電話料 240 インターネット使用料 44 防火設備保守点検手数料 703
17 備品購入費	824	浄化槽保守点検手数料 2,385 浄化槽法定検査手数料 113 ピアノ調律手数料 29
18 負担金、補助及び交付金	42	自動車保険料 14 庭木管理手数料 758 自動扉保守点検手数料 291 高圧受電装置保守点検手数料 144 防火対象物定期点検手数料 316
		12委託料 (9,929)
		公民館管理人派遣委託料 9,423 警備業務委託料 88

10款 教育費

4項 社会教育費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 文化財保護費	12,069	9,783	2,286	1,446 国庫支出金	2,400 町債	1,343 使用料及び 手数料 387 諸収入 956	6,880

節		説明
区分	金額	
		特定建築物定期報告業務委託料 418
		13使用料及び賃借料 (595)
		テレビ受信料 150
		ケーブルテレビ視聴料 233
		船舶借上料 16
		町公民館内海分館進入路用地借地料 196
		17備品購入費 (824)
		施設用備品 224
		図書購入費 600
		18負担金、補助及び交付金 (42)
		県公民館連合会負担金 10
		防火管理者講習負担金 32
		●職員給与費 21,519
		2給料 (11,156)
		職員給 11,156
		3人
		3職員手当等 (6,920)
		扶養手当 558
		通勤手当 264
		時間外勤務手当 18
		期末手当 2,403
		勤勉手当 2,003
		退職手当組合負担金 1,674
		4共済費 (3,443)
		職員共済組合負担金 3,443
1 報酬	70	●文化財保護費(社会教育課) 2,416
		1報酬 (70)
7 報償費	2,085	文化財保護委員 7人 70
		7報償費 (210)
8 旅費	66	文化財保護調査謝礼 6
		文化財保存活用地域計画策定委員等報償 164
10 需用費	2,836	文化遺産活用講座講師謝礼 40
		8旅費 (66)
11 役務費	1,458	費用弁償 21
		普通旅費 14

10款 教育費

10款 教育費

4項 社会教育費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	2,801	特別旅費	31
		10需用費	(1,088)
13 使用料及び賃借料	41	消耗品費	144
		印刷製本費	944
		11役務費	(462)
14 工事請負費	2,689	文化財資料管理システム保守手数料	462
		12委託料	(497)
18 負担金、補助及び交付金	23	文化財保存活用地域計画編集業務委託料	497
		18負担金、補助及び交付金	(23)
		知多地方文化財保護委員会連絡協議会負担金	5
		県史跡整備市町村協議会負担金	8
		あいち山車まつり日本一協議会負担金	10
		●尾州廻船主内田家維持管理費(社会教育課)	8,842
		7報償費	(1,687)
		尾州廻船主内田家コンサート出演謝礼	832
		尾州廻船主内田家管理・清掃協力者謝礼	775
		内田家普及啓発講座講師謝礼	80
		10需用費	(1,612)
		消耗品費	240
		燃料費	7
		印刷製本費	198
		光熱水費	379
		修繕料	788
		11役務費	(735)
		郵便料	28
		電話料	127
		防火設備保守点検手数料	140
		庭木管理手数料	270
		循環式トイレ定期点検手数料	110
		ピアノ運送・調律手数料	43
		音楽使用料	17
		12委託料	(2,078)
		警備業務委託料	476
		尾州廻船主内田家管理人派遣委託料	1,602
		13使用料及び賃借料	(41)
		船舶借上料	41

10款 教育費

10款 教育費

4項 社会教育費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	102,964	99,960	3,004	1,446	2,400	1,878	97,240

節		説明
区分	金額	
		14工事請負費 (2,689)
		内田家駐車場整備工事 2,689
		●梅原邸維持管理費(社会教育課) 811
		7報償費 (188)
		梅原邸管理協力者謝礼 184
		梅原邸特別公開展示資料謝礼 4
		10需用費 (136)
		消耗品費 12
		燃料費 2
		光熱水費 82
		修繕料 40
		11役務費 (261)
		郵便料 7
		電話料 48
		草刈手数料 171
		防火設備保守点検手数料 35
		12委託料 (226)
		警備委託料 106
		梅原猛先生顕彰事業委託料 120

10款 教育費

5項 保健体育費

1 保健体育総務費	7,976	7,898	78			165	7,811
						使用料及び 手数料	

1 報酬	1,296	●社会体育一般管理費(社会教育課) 7,014
		1報酬 (1,296)
7 報償費	454	スポーツ推進委員 15人 1,296
		8旅費 (329)
		費用弁償 127
		普通旅費 20
10 需用費	320	特別旅費 182
		10需用費 (249)
		消耗品費 249
11 役務費	93	13使用料及び賃借料 (110)
		船舶借上料 110
12 委託料	176	

10款 教育費

10款 教育費

5項 保健体育費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 学校保健費	9,951	10,768	△817	183 国庫支出金			9,768

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
13 使用料及び賃借料	240	18負担金、補助及び交付金 (5,030) 県スポーツ推進委員連絡協議会負担金 4 県体育施設協会負担金 7
18 負担金、補助及び交付金	5,030	東海四県スポーツ推進委員研究大会負担金 19 スポーツ協会助成金 5,000 ●スポーツ教室・大会開催費 (社会教育課) 962 7報償費 (454) スポーツ教室等講師謝礼 406 スポーツ大会賞品 48 8旅費 (38) 費用弁償 38 10需用費 (71) 消耗品費 71 11役務費 (93) 体力テストコンピュータ集計・分析手数料 70 スポーツ大会等保険料 23 12委託料 (176) スポーツ教室委託料 176 13使用料及び賃借料 (130) 船舶借上料 130
7 報償費	6,230	●学校保健対策事業費 (学校教育課) 9,951 7報償費 (6,230)
10 需用費	217	学校医等報償 6,215 学校医等研究大会参加者報償 13
11 役務費	180	良い歯の子の表彰者報償 2
12 委託料	2,651	10需用費 (217) 消耗品費 217 11役務費 (180)
17 備品購入費	652	オージオメーター定期検査手数料 81 プール水質検査手数料 99
18 負担金、補助及び交付金	21	12委託料 (2,651) 児童生徒健康診断委託料 877 教職員健康診断委託料 1,487 学校環境衛生検査委託料 272 教職員ストレスチェック委託料 15

10款 教育費

10款 教育費

5項 保健体育費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 体育施設費	32,855	27,022	5,833		1,700 町債	3,489 使用料及び 手数料 3,308 諸収入 181	27,666

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		17備品購入費 (652) 学校保健対策用備品 652 18負担金、補助及び交付金 (21) 県学校保健会負担金 21
1 報酬	4,457	●総合体育館維持管理費(社会教育課) 24,875 1報酬 (2,533)
3 職員手当等	892	会計年度任用職員報酬 2人 2,533 3職員手当等 (507)
8 旅費	126	会計年度任用職員期末手当 507 8旅費 (75)
10 需用費	12,307	費用弁償 75 10需用費 (8,477)
11 役務費	4,203	消耗品費 300 燃料費 2,072
12 委託料	7,752	光熱水費 5,316 修繕料 789
13 使用料及び賃借料	658	11役務費 (3,779) 電話料 282 防火設備保守点検手数料 697
14 工事請負費	2,370	浄化槽保守点検手数料 629 浄化槽法定検査手数料 21
17 備品購入費	83	ピアノ調律手数料 17 自動車保険料 33
26 公課費	7	空調設備保守点検手数料 1,196 貯水槽保守点検手数料 87 簡易専用水道検査手数料 19 電動式移動観覧席保守点検手数料 385 舞台吊物保守点検手数料 259 自動扉保守点検手数料 66 防火対象物点検手数料 88
		12委託料 (6,484) 電気保安業務委託料 436 清掃委託料 2,328 警備業務委託料 106 トレーニング室管理指導委託料 746

10款 教育費

10款 教育費

5項 保健体育費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 給食施設費	166,756	165,847	909			56,237 諸収入	110,519

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		13使用料及び賃借料 (15) テレビ受信料 15 17備品購入費 (83) 施設用備品 83
1 報酬	18,364	●学校給食運営費(学校給食センター) 64,467 1報酬 (18,364)
2 給料	21,563	会計年度任用職員報酬 20人 18,364
3 職員手当等	18,517	3職員手当等 (3,554) 会計年度任用職員期末手当 3,554
4 共済費	6,572	7報償費 (4) 学校給食運営協議会委員報償 4
7 報償費	4	8旅費 (1,021) 費用弁償 1,006 普通旅費 15
8 旅費	1,021	10需用費 (20,948) 消耗品費 2,445 燃料費 5,619 光熱水費 11,523
10 需用費	80,139	11 役務費 1,272 修繕料 1,272 医薬材料費 89
11 役務費	3,731	11 役務費 (3,731) 電話料 122 防火設備保守点検手数料 99 浄化槽保守点検手数料 156 浄化槽法定検査手数料 6
12 委託料	12,106	自動車保険料 250 検便検査手数料 388 汚泥廃棄物引抜き手数料 2,087 食材微生物検査手数料 149 調理過程使用水(飲料水)水質検査手数料 27
13 使用料及び賃借料	4,114	簡易専用水道検査手数料 19 第一種圧力容器性能検査手数料 43 厨房機器維持管理手数料 385
17 備品購入費	490	12委託料 (12,106) 電気保安業務委託料 513
18 負担金、補助及び交付金	25	
26 公課費	110	

10款 教育費

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	217,538	211,535	6,003	183	1,700	59,891	155,764

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
		住居手当	204
		通勤手当	576
		時間外勤務手当	1,664
		期末手当	4,500
		勤勉手当	3,750
		退職手当組合負担金	3,235
		4共済費	(6,572)
		職員共済組合負担金	6,572

11 款 災害復旧費

1 項 農林水産施設災害復旧費

1 農業用施設 災害復旧費	1	1	0				1
2 漁港施設災 害復旧費	1	1	0				1
計	2	2	0	0	0	0	2

14 工事請負費	1	●農業用施設災害復旧費(建設課)	1
		14 工事請負費	(1)
		農業用施設災害復旧工事	1
14 工事請負費	1	●漁港施設災害復旧費(建設課)	1
		14 工事請負費	(1)
		漁港施設災害復旧工事	1

11 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

1 道路橋りよ う施設災害 復旧費	1	1	0				1
2 河川施設災 害復旧費	1	1	0				1
3 港湾施設災 害復旧費	1	1	0				1

14 工事請負費	1	●道路橋りょう施設災害復旧費(建設課)	1
		14 工事請負費	(1)
		道路橋りょう施設災害復旧工事	1
14 工事請負費	1	●河川施設災害復旧費(建設課)	1
		14 工事請負費	(1)
		河川施設災害復旧工事	1
14 工事請負費	1	●港湾施設災害復旧費(建設課)	1
		14 工事請負費	(1)

10 款 教育費 11 款 災害復旧費

1 1 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 海岸施設災害復旧費	1	1	0				1
計	4	4	0	0	0	0	4

節		説明
区分	金額	
		港湾施設災害復旧工事 1
14 工事請負費	1	●海岸施設災害復旧費(建設課) 1 14 工事請負費 (1) 海岸施設災害復旧工事 1

1 1 款 災害復旧費

3 項 文教施設災害復旧費

1 公立学校施設災害復旧費	1	1	0				1
計	1	1	0	0	0	0	1

14 工事請負費	1	●公立学校施設災害復旧費(学校教育課) 1 14 工事請負費 (1) 公立学校施設災害復旧工事 1
----------	---	--

1 2 款 公債費

1 項 公債費

1 元金	728,311	661,766	66,545			37,600 繰入金	690,711
2 利子	19,902	23,213	△3,311			2,100 繰入金	17,802
計	748,213	684,979	63,234	0	0	39,700	708,513

22 償還金、利子及び割引料	728,311	●長期償元金償還金(企画財政課) 728,311 22 償還金、利子及び割引料 (728,311) 長期償元金償還金 728,311
22 償還金、利子及び割引料	19,902	●長期償利子償還金(企画財政課) 19,901 22 償還金、利子及び割引料 (19,901) 長期償利子償還金 19,901 ●一時借入金利子(企画財政課) 1 22 償還金、利子及び割引料 (1) 一時借入金利子 1

1 3 款 諸支出金

1 項 普通財産取得費

(△印は減) (単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 土地取得費	1	1	0				1
計	1	1	0	0	0	0	1

節		説明
区分	金額	
16 公有財産購入費	1	●土地取得費(企画財政課) 16公有財産購入費 土地取得費
		1 (1) 1

1 4 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	21,131	22,682	△1,551				21,131
計	21,131	22,682	△1,551	0	0	0	21,131

1 3 款 諸支出金

1 4 款 予備費

給与費明細書

一般会計

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	長等	2	16,488	5,441	5,023	26,952	2,773	29,725	町長給料月額 771,000円 副町長給料月額 603,000円 通勤手当 100,000円 退職手当組合 負担金 4,923,000円
	議員	12	36,048		11,896 3.30	47,944	11,067	59,011	
	その他の 特別職	636	29,200	6,636	2,190	1,244	39,270	1,830	41,100
	計	650	65,248	23,124	19,527	6,267	114,166	15,670	129,836
前年度	長等	2	16,488	5,359	5,023	26,870	4,201	31,071	町長給料月額 771,000円 副町長給料月額 603,000円 通勤手当 100,000円 退職手当組合 負担金 4,923,000円
	議員	12	36,048		11,716 3.25	47,764	11,309	59,073	
	その他の 特別職	868	28,639	6,636	2,157	1,244	38,676	1,822	40,498
	計	882	64,687	23,124	19,232	6,267	113,310	17,332	130,642
比較	長等				82	82	△ 1,428	△ 1,346	
	議員				180	180	△ 242	△ 62	
	その他の 特別職	△ 232	561		33	594	8	602	
	計	△ 232	561		295	856	△ 1,662	△ 806	

備考 1 「長等」とは、町長及び副町長をいい、「その他の特別職」とは、教育長、非常勤特別職（選挙長・
投票票管理者・立会人を含む。）及び統計調査員をいう。

2 「備考」欄には、町長及び副町長の給料月額及び「その他の手当」の内容を掲げた。

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	194 (163)	172,726	670,763	492,239	1,335,728	228,140	1,563,868	
前年度	193 (220)	168,825	667,996	507,877	1,344,698	228,998	1,573,696	
比較	1 (△ 57)	3,901	2,767	△ 15,638	△ 8,970	△ 858	△ 9,828	

備考（ ）内は短時間勤務職員数について外書き

区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	本年度	24,025	13,536	8,263	19,225
前年度	21,626	14,940	10,145	18,298	100
比較	2,399	△ 1,404	△ 1,882	927	0
区分	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
本年度	43,482	550	1,242	168,877	113,342
前年度	66,052	399	1,252	166,359	107,917
比較	△ 22,570	151	△ 10	2,518	5,425
区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
本年度	99,031	566			
前年度	98,848	1,941			
比較	183	△ 1,375			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	194 (9)		670,763	460,459	1,131,222	204,637	1,335,859	
前年度	193 (13)		667,996	478,855	1,146,851	205,981	1,352,832	
比 較	1 (△ 4)		2,767	△ 18,396	△ 15,629	△ 1,344	△ 16,973	

備考()内は再任用短時間勤務職員数について外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	0 (154)	172,726		31,780	204,506	23,503	228,009	
前年度	0 (207)	168,825		29,022	197,847	23,017	220,864	
比 較	0 (△ 53)	3,901		2,758	6,659	486	7,145	

備考()内は短時間勤務職員数について外書き

職員手当 の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	本年度	24,025	13,536	8,263	19,225	100
	前年度	21,626	14,940	10,145	18,298	100
	比 較	2,399	△ 1,404	△ 1,882	927	0
の 内 訳	区 分	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	本年度	43,482	550	1,242	137,097	113,342
	前年度	66,052	399	1,252	137,337	107,917
	比 較	△ 22,570	151	△ 10	△ 240	5,425
の 内 訳	区 分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
	本年度	99,031	566			
	前年度	98,848	1,941			
	比 較	183	△ 1,375			

職員手当 の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	本年度					
	前年度					
	比 較					
の 内 訳	区 分	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	本年度				31,780	
	前年度				29,022	
	比 較				2,758	
の 内 訳	区 分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
	本年度					
	前年度					
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	2,767	給与改定に伴う増減分	2,887	2,887千円	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.44% 給与改定実施時期 令和4年4月1日
		昇給に伴う増加分	10,022	10,022千円	平均昇給率 1.38%
		その他の増減分	△ 10,142	職員異動等による増減分 △ 10,142千円	職員数の異動状況 本年度 194人 前年度 193人 増 減 1人 採用、退職の状況 4年度中退職者見込数 8人(1人) 5年度中採用者見込数 9人(0人) 会計間異動 3人(0人) ()内は再任用短時間勤務職員数について外書き
職 員 手 当	△ 14,907	制度改正に伴う増減分	5,717	5,717千円	支給割合の変更 1.9月→2.0月
		その他の増減分	△ 20,624	管理職手当 2,399千円 扶養手当 △ 1,404千円 住居手当 △ 1,882千円 通勤手当 927千円 時間外勤務手当 △ 22,570千円 休日勤務手当 151千円 宿日直手当 △ 10千円 期末手当 △ 240千円 会計年度任用職員期末手当 3,489千円 勤勉手当 △ 292千円 退職手当組合負担金 183千円 管理職員特別勤務手当 △ 1,375千円	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	平均年齢 (歳)	
令和5年1月1日現在	291,116	339,282	40.0	52.3
	290,541	336,432	40.2	52.9
	197,091	208,109		

備考 この欄の「平均給与月額」とは、給料及び職員手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当組合負担金を除く。)をいう。

イ 初任給

区 分	一般行政職 (円)	国 の 制 度	
		一般行政職 (円)	
高 校 卒	158,900	154,600	
大 学 卒	191,700	185,200	

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年1月1日現在	1級	28	15.6	1級	8	66.7
	2級	66	36.9	2級	4	33.3
	3級	19	10.6			
	4級	28	15.7			
	5級	16	8.9			
	6級	12	6.7			
	7級	7	3.9			
	8級	3	1.7			
	計	179	100.0	計	12	100.0
令和4年1月1日現在	1級	29	15.8	1級	8	66.7
	2級	69	37.7	2級	4	33.3
	3級	17	9.3			
	4級	34	18.6			
	5級	11	6.0			
	6級	13	7.1			
	7級	6	3.3			
	8級	4	2.2			
	計	183	100.0	計	12	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	職 員	上級職員	主 査 主任保育士	係 長 主 査 保育所長代理 主任保育士	主 幹 保育所長	課 長 主 幹 保育所長	部 長 次 長 課 長	部 長

エ 昇給

区分	合計	代表的な職種			
		一般行政職	技能労務職		
本年度	職員数 (A) (人)	194	182	12	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	162	152	10	
	号給数別内訳	1号給 (人)	6	5	1
		2号給 (人)			
		3号給 (人)	8	7	1
		4号給 (人)	109	103	6
		6号給 (人)	39	37	2
		8号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)	83.5	83.5	83.3		
前年度	職員数 (A) (人)	193	181	12	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	167	157	10	
	号給数別内訳	1号給 (人)	6	5	1
		2号給 (人)			
		3号給 (人)	9	8	1
		4号給 (人)	112	106	6
		6号給 (人)	40	38	2
		8号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)	86.5	86.7	83.3		

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種
		一般行政職
給料総額に対する比率 (%)	0.01	0.02
支給対象職員の比率 (%) (令和5年1月1日現在)	6.74	7.18
代表的な特殊勤務手当の名称	防災手当、用地等交渉手当	

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本年度	2.20 (1.15)	2.20 (1.15)	4.40 (2.30)	有	
前年度	2.15 (1.125)	2.15 (1.125)	4.30 (2.25)	有	
国の制度	2.20 (1.15)	2.20 (1.15)	4.40 (2.30)	有	

備考 ()内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	同上	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての令和4年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	令和4年度末までの支出見込額	
		期 間	金 額
土地評価替え業務委託料	15,972	令和5年度	6,632
南知多中学校通学用バス 借上げ及び運行業務委託 事業	31,423		
南知多中学校通学用バス 運転業務委託事業	6,600		
師崎港観光センター周辺 整備運営事業	2,989,000千円に、金利変 動、物価変動、制度の変更 等に伴う増減を加算又は減 算した額		

(単位：千円)

令和5年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
令和5年度	9,340				9,340
令和5年度	31,423	15,711			15,712
令和5年度	6,600				6,600
令和5年度か ら令和27年 度まで	限度額に同じ	国県支出金		整備に要す る経費から 国県支出金 等を控除し た額を基に 算出した額	諸 収 入 残 額

地方債の令和3年度末における現在高並びに令和4年度末
及び令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度中増減見込		令和5年度末
	現 在 高	現 在 高	令和5年度中	令和5年度中	現 在 高
		見 込 額	起債見込額	元金償還見込額	見 込 額
1 普通債	3,744,890	3,575,487	125,000	375,725	3,324,762
(1) 総 務	173,555	158,294	5,800	15,888	148,206
(2) 民 生	136,700	141,300		17,086	124,214
(3) 衛 生	2,600	2,600		0	2,600
(4) 農林水産	587,538	577,224	69,300	80,951	565,573
(5) 商 工	73,900	77,070		5,816	71,254
(6) 土 木	176,451	186,382	40,200	25,733	200,849
(7) 消 防	626,417	579,528	6,900	63,127	523,301
(8) 教 育	1,967,729	1,853,089	2,800	167,124	1,688,765
2 災害復旧債	49,936	55,665	10,700	6,315	60,050
(1) 農林水産	2,254	1,725		313	1,412
(2) 土 木	47,599	53,940	10,700	6,002	58,638
(3) 教 育	83	0			0
3 その他	3,659,482	3,319,236	48,714	346,270	3,021,680
(1) 町民税減税 補てん債	22,967	14,825		6,271	8,554
(2) 臨時財政 対策債	3,636,515	3,304,411	48,714	339,999	3,013,126
合 計	7,454,308	6,950,388	184,414	728,310	6,406,492

令和5年度

南知多町国民健康保険特別会計予算書

議案第20号

令和5年度南知多町国民健康保険特別会計予算

令和5年度南知多町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,702,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5年 3月 3日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		799,980
	1 国民健康保険税	799,980
2 県支出金		1,712,079
	1 県負担金・補助金	1,712,078
	2 財政安定化基金支出金	1
3 財産収入		5
	1 財産運用収入	5
4 繰入金		182,833
	1 他会計繰入金	176,833
	2 基金繰入金	6,000
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		7,102
	1 延滞金及び過料	4,000
	2 雑入	3,102
歳入合計		2,702,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		5,902
	1 総務管理費	4,198
	2 徴税費	1,402
	3 運営協議会費	302
2 保険給付費		1,684,876
	1 療養諸費	1,470,066
	2 高額療養費	200,300
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	12,500
	5 葬祭諸費	2,000
3 国民健康保険事業費納付金		973,576
	1 医療給付費分	664,663
	2 後期高齢者支援金等分	216,101
	3 介護納付金分	92,812
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		25,405
	1 特定健康診査等事業費	20,314
	2 保健事業費	5,091

(単位：千円)

款	項	金額
6 基金積立金		5
	1 基金積立金	5
7 公債費		6,666
	1 公債費	6,666
8 諸支出金		2,102
	1 償還金及び還付加算金	2,101
	2 繰出金	1
9 予備費		3,467
	1 予備費	3,467
歳 出 合 計		2,702,000

令和5年度

南知多町国民健康保険特別会計予算説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款
1 国民健康保険税
2 県支出金
3 財産収入
4 繰入金
5 繰越金
6 諸収入
歳 入 合 計

(△印は減)(単位:千円)

本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較増減	増減率 (%)
799,980	29.6	785,201	27.7	14,779	1.9
1,712,079	63.4	1,839,198	64.9	△127,119	△6.9
5	0.0	1	0.0	4	400.0
182,833	6.8	182,197	6.5	636	0.3
1	0.0	20,000	0.7	△19,999	△100.0
7,102	0.2	6,403	0.2	699	10.9
2,702,000	100.0	2,833,000	100.0	△131,000	△4.6

歳 出

款	本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較増減	増減率 (%)
1 総務費	5,902	0.2	15,041	0.5	△9,139	△60.8
2 保険給付費	1,684,876	62.4	1,808,636	63.8	△123,760	△6.8
3 国民健康保険事業費納付金	973,576	36.0	957,441	33.8	16,135	1.7
4 財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5 保健事業費	25,405	0.9	23,029	0.8	2,376	10.3
6 基金積立金	5	0.0	1	0.0	4	400.0
7 公債費	6,666	0.3	18,332	0.7	△11,666	△63.6
8 諸支出金	2,102	0.1	7,306	0.3	△5,204	△71.2
9 予備費	3,467	0.1	3,213	0.1	254	7.9
歳 出 合 計	2,702,000	100.0	2,833,000	100.0	△131,000	△4.6

(△印は減)(単位:千円)

本年度予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
626			5,276
1,667,276		11,433	6,167
			973,576
			1
12,034			13,371
		5	
			6,666
			2,102
			3,467
1,679,936		11,438	1,010,626

2 歳 入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 一般被保険者国民健康保険税	799,980	785,201	14,779
計	799,980	785,201	14,779

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 医療給付費分 現年課税分	538,258	医療給付費分現年課税分	538,258
2 医療給付費分 滞納繰越分	11,272	医療給付費分滞納繰越分	11,272
3 後期高齢者支 援金分現年課 税分	168,000	後期高齢者支援金分現年課税分	168,000
4 後期高齢者支 援金分滞納繰 越分	2,823	後期高齢者支援金分滞納繰越分	2,823
5 介護納付金分 現年課税分	78,000	介護納付金分現年課税分	78,000
6 介護納付金分 滞納繰越分	1,627	介護納付金分滞納繰越分	1,627

2 款 県支出金

1 項 県負担金・補助金

1 保険給付費等交付金	1,712,077	1,839,196	△127,119
2 保険給付費等補助金	1	1	0
計	1,712,078	1,839,197	△127,119

1 保険給付費等 交付金(普通 交付金)	1,667,276	保険給付費等交付金(普通交付金)	1,667,276
2 保険給付費等 交付金(特別 交付金)	44,801	保険者努力支援分 特別調整交付金分 都道府県繰入金分 特定健診等負担金	12,672 2,967 24,000 5,162
1 保険給付費等 補助金	1	保険給付費等補助金	1

国民健康保険特別会計

2 款 県支出金

2 項 財政安定化基金支出金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 財政安定化基金交付金	1	1	0
計	1	1	0

3 款 財産収入

1 項 財産運用収入

1 利子及び配当金	5	1	4
計	5	1	4

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	176,833	182,196	△5,363
計	176,833	182,196	△5,363

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 財政安定化基金交付金	1	財政安定化基金交付金	1

1 利子及び配当金	5	国民健康保険事業安定化基金利子収入	5
-----------	---	-------------------	---

1 保険基盤安定繰入金	120,000	保険基盤安定繰入金	120,000
2 出産育児一時金繰入金	8,333	出産育児一時金繰入金	8,333
3 財政安定化支援事業繰入金	7,000	財政安定化支援事業繰入金	7,000
4 その他一般会計繰入金	38,000	その他一般会計繰入金	38,000
5 未就学児税減免分繰入金	3,500	未就学児均等割保険税繰入金	3,500

4款 繰入金

2項 基金繰入金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 国民健康保険事業安定化基金繰入金	6,000	1	5,999
計	6,000	1	5,999

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 国民健康保険事業安定化基金繰入金	6,000	国民健康保険事業安定化基金繰入金	6,000

5款 繰越金

1項 繰越金

1 その他繰越金	1	20,000	△19,999
計	1	20,000	△19,999

1 その他繰越金	1	繰越金	1
----------	---	-----	---

6款 諸収入

1項 延滞金及び過料

1 一般被保険者延滞金	4,000	4,000	0
退職被保険者等延滞金	0	1	△1
計	4,000	4,001	△1

1 延滞金	4,000	一般被保険者延滞金	4,000
-------	-------	-----------	-------

6款 諸収入

2項 雑入

1 滞納処分費	1	1	0
2 一般被保険者第三者納付金	2,800	1,900	900
3 一般被保険者返納金	300	500	△200
4 雑入	1	1	0
計	3,102	2,402	700

1 滞納処分費	1	滞納処分費	1
1 第三者納付金	2,800	第三者行為にかかる療養給付費等納付金	2,800
1 返納金	300	療養給付費等過誤返納金	300
1 雑入	1	その他雑入	1

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(△印は減)(単位:千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	3,954	13,080	△9,126	626			3,328
				県支出金			
2 連合会負担金	244	252	△8				244
計	4,198	13,332	△9,134	626	0	0	3,572

節		説 明	
区 分	金 額		
8 旅費	28	●一般管理費	3,954
		8旅費	(28)
10 需用費	490	普通旅費	28
		10需用費	(490)
11 役務費	559	消耗品費	394
		印刷製本費	96
12 委託料	2,601	11役務費	(559)
		郵便料	163
18 負担金、補助及び交付金	276	コンピュータ等保守料	396
		12委託料	(2,601)
		保険者事務電算共同処理委託料	1,882
		レセプト点検業務委託料	626
		第三者行為求償事務委託料	93
		18負担金、補助及び交付金	(276)
		国保情報処理システム負担金	276
18 負担金、補助及び交付金	244	●連合会負担金	244
		18負担金、補助及び交付金	(244)
		国民健康保険団体連合会負担金	244

1 款 総務費

2 項 徴税費

1 賦課徴収費	1,402	1,357	45				1,402
---------	-------	-------	----	--	--	--	-------

10 需用費	459	●賦課費	625
		10需用費	(245)
11 役務費	943	消耗品費	10
		印刷製本費	235
		11役務費	(380)
		郵便料	380
		●徴収費	777
		10需用費	(214)
		消耗品費	6
		印刷製本費	208
		11役務費	(563)

1 款 総務費

2 項 徴税費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	1,402	1,357	45	0	0	0	1,402

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		郵便料 226
		保険税収納取扱手数料 184
		保険税コンビニ収納取扱手数料 153

1 款 総務費

3 項 運営協議会費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 運営協議会費	302	352	△50				302
計	302	352	△50	0	0	0	302

区分	金額	説明	金額
1 報酬	284	●運営協議会費	302
		1 報酬	(284)
8 旅費	18	国民健康保険運営協議会委員 15人	284
		8 旅費	(18)
		費用弁償	18

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 一般被保険者療養給付費	1,450,000	1,559,000	△109,000	1,446,900 県支出金		3,100 諸収入	
2 一般被保険者療養費	16,000	18,700	△2,700	16,000 県支出金			
3 審査支払手数料	4,066	4,124	△58	4,066 県支出金			
退職被保険者等療養給付費	0	1	△1				

区分	金額	説明	金額
18 負担金、補助及び交付金	1,450,000	●一般被保険者療養給付費	1,450,000
		18 負担金、補助及び交付金	(1,450,000)
		一般被保険者療養給付費	1,450,000
18 負担金、補助及び交付金	16,000	●一般被保険者療養費	16,000
		18 負担金、補助及び交付金	(16,000)
		一般被保険者療養費	16,000
11 役務費	4,066	●審査支払手数料	4,066
		11 役務費	(4,066)
		審査支払手数料	4,066

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
退職被保険者等療養費	0	1	△1				
計	1,470,066	1,581,826	△111,760	1,466,966	0	3,100	0

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	

2 款 保険給付費

2 項 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	200,000	214,000	△14,000	200,000 県支出金			
3 一般被保険者高額介護合算療養費	300	300	0	300 県支出金			
計	200,300	214,300	△14,000	200,300	0	0	0

18 負担金、補助及び交付金	200,000	●一般被保険者高額療養費 200,000 18負担金、補助及び交付金 (200,000) 一般被保険者高額療養費 200,000
18 負担金、補助及び交付金	300	●一般被保険者高額介護合算療養費 300 18負担金、補助及び交付金 (300) 一般被保険者高額介護合算療養費 300

2 款 保険給付費

3 項 移送費

1 一般被保険者移送費	10	10	0	10 県支出金			
計	10	10	0	10	0	0	0

18 負担金、補助及び交付金	10	●一般被保険者移送費 10 18負担金、補助及び交付金 (10) 一般被保険者移送費 10
----------------	----	--

2 款 保険給付費

4 項 出産育児諸費

1 出産育児一時金	12,500	10,500	2,000			8,333 繰入金	4,167
計	12,500	10,500	2,000	0	0	8,333	4,167

18 負担金、補助及び交付金	12,500	●出産育児一時金 12,500 18負担金、補助及び交付金 (12,500) 出産育児一時金 12,500
----------------	--------	--

2 款 保険給付費

5 項 葬祭諸費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 葬祭費	2,000	2,000	0				2,000
計	2,000	2,000	0	0	0	0	2,000

区分	金額	説明	
18 負担金、補助 及び交付金	2,000	●葬祭費	2,000
		18負担金、補助及び交付金	(2,000)
		葬祭費	2,000

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

1 一般被保険 者医療給付 費分	664,663	657,540	7,123				664,663
退職被保険 者等医療給 付費分	0	1	△1				
計	664,663	657,541	7,122	0	0	0	664,663

18 負担金、補助 及び交付金	664,663	●一般被保険者医療給付費分	664,663
		18負担金、補助及び交付金	(664,663)
		一般被保険者医療給付費分	664,663

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

1 一般被保険 者後期高齢 者支援金等 分	216,101	197,297	18,804				216,101
計	216,101	197,297	18,804	0	0	0	216,101

18 負担金、補助 及び交付金	216,101	●一般被保険者後期高齢者支援金等分	216,101
		18負担金、補助及び交付金	(216,101)
		一般被保険者後期高齢者支援金等分	216,101

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

1 介護納付金 分	92,812	102,603	△9,791				92,812
計	92,812	102,603	△9,791	0	0	0	92,812

18 負担金、補助 及び交付金	92,812	●介護納付金分	92,812
		18負担金、補助及び交付金	(92,812)
		介護納付金分	92,812

国民健康保険特別会計

4款 財政安定化基金拠出金

1項 財政安定化基金拠出金

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 財政安定化基金拠出金	1	1	0				1
計	1	1	0	0	0	0	1

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	1	●財政安定化基金拠出金 1 18負担金、補助及び交付金 (1) 財政安定化基金拠出金 1

5款 保健事業費

1項 特定健康診査等事業費

1 特定健康診査等事業費	20,314	17,995	2,319	10,834			9,480
				県支出金			

7 報償費	1,546	●特定健康診査事業費 14,180 7報償費 (756)
8 旅費	67	特定健康診査報償 756 8旅費 (36)
10 需用費	171	普通旅費 36 10需用費 (103)
11 役務費	677	消耗品費 36 印刷製本費 67
12 委託料	17,832	11役務費 (636) 郵便料 632 健診用海っ子バス乗車券 4 12委託料 (12,628) 特定健康診査委託料 11,492 特定健康診査データ処理業務委託料 359 受診勧奨ハガキ作成委託料 7 データヘルス計画策定支援業務委託料 770
13 使用料及び賃借料	21	13使用料及び賃借料 (21) 船舶借上料 21 ●特定保健指導事業費 6,134
		7報償費 (790) 特定保健指導報償 790 8旅費 (31) 費用弁償 3 普通旅費 28 10需用費 (68) 消耗品費 68 11役務費 (41)

5 款 保健事業費

1 項 特定健康診査等事業費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	20,314	17,995	2,319	10,834	0	0	9,480

節		説明
区分	金額	
		郵便料 41
		12委託料 (5,204)
		特定保健指導業務委託料 235
		特定保健指導データ処理業務委託料 66
		糖尿病性腎症重症化予防業務委託料 4,002
		保険者独自提供データ作成委託料 901

5 款 保健事業費

2 項 保健事業費

1 保健衛生普及費	5,091	5,034	57	1,200			3,891
				県支出金			
計	5,091	5,034	57	1,200	0	0	3,891

10 需用費	189	●保健衛生普及費	5,091
		10需用費	(189)
11 役務費	1,078	印刷製本費	189
		11役務費	(1,078)
12 委託料	3,824	郵便料	1,078
		12委託料	(3,824)
		脳ドック委託料	1,050
		後発医薬品差額通知書作成委託料	14
		人間ドック委託料	2,760

6 款 基金積立金

1 項 基金積立金

1 国民健康保険事業安定化基金積立金	5	1	4			5	
						財産収入	
計	5	1	4	0	0	5	0

24 積立金	5	●国民健康保険事業安定化基金積立金	5
		24積立金	(5)
		国民健康保険事業安定化基金積立金	5

7 款 公債費

1 項 公債費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 元金	6,666	18,332	△11,666				6,666
計	6,666	18,332	△11,666	0	0	0	6,666

区分	金額	説明	
22 償還金、利子及び割引料	6,666	● 財政安定化基金償還金	6,666
		22償還金、利子及び割引料	(6,666)
		財政安定化基金償還金	6,666

8 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

1 一般被保険者保険税還付金	2,000	2,000	0				2,000
2 一般被保険者還付加算金	100	100	0				100
3 償還金	1	5,203	△5,202				1
退職被保険者等保険税還付金	0	1	△1				
退職被保険者等還付加算金	0	1	△1				
計	2,101	7,305	△5,204	0	0	0	2,101

22 償還金、利子及び割引料	2,000	● 一般被保険者保険税還付金	2,000
		22償還金、利子及び割引料	(2,000)
		保険税等還付金	2,000
22 償還金、利子及び割引料	100	● 一般被保険者保険税還付加算金	100
		22償還金、利子及び割引料	(100)
		保険税等還付加算金	100
22 償還金、利子及び割引料	1	● 償還金	1
		22償還金、利子及び割引料	(1)
		国県支出金等返還金	1

8 款 諸支出金

2 項 繰出金

1 一般会計繰出金	1	1	0				1
-----------	---	---	---	--	--	--	---

27 繰出金	1	● 繰出金	1
		27繰出金	(1)
		一般会計繰出金	1

国民健康保険特別会計

8款 諸支出金

2項 繰出金

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	1	1	0	0	0	0	1

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	

9款 予備費

1項 予備費

1 予備費	3,467	3,213	254				3,467
計	3,467	3,213	254	0	0	0	3,467

給与費明細書

国民健康保険特別会計

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	15	284				284	284		
前年度	15	284				284	284		
比較	0	0				0	0		

2 一般職（会計年度任用職員）

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	(0)				0	0		
前年度	(0)				0	0		
比較	(0)	0		0	0	0		

備考（ ）内は短時間勤務職員数について外書き

職員手当	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	本年度					
	前年度					
	比較					
の内訳	区分	時間外勤 務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	本年度					
	前年度					
	比較					
	区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
	本年度					
	前年度					
	比較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料				
職員 手当	0	その他の増減分	0	

地方債の令和3年度末における現在高並びに令和4年度末
及び令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	令和3年度末 現 在 高	令和4年度末 現 在 高 見 込 額	令和5年度中増減見込		令和5年度末 現 在 高 見 込 額
			令和5年度中 起 債 見 込 額	令和5年度中 元金償還見込額	
1 財政安定化基金借入金	24,998	6,666		6,666	0

令和5年度

南知多町後期高齢者医療特別会計予算書

議案第 2 1 号

令和 5 年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

令和 5 年度南知多町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 0 6 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 3 月 3 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		230,454
	1 後期高齢者医療保険料	230,454
2 繰入金		75,101
	1 一般会計繰入金	75,101
3 繰越金		2
	1 繰越金	2
4 諸収入		443
	1 延滞金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	440
	3 雑入	1
歳入合計		306,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		2,171
	1 総務管理費	1,535
2 後期高齢者医療広域連合納付金		302,386
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	302,386
3 諸支出金		441
	1 償還金及び還付加算金	440
4 予備費		1,002
	1 予備費	1,002
歳出合計		306,000

令和5年度

南知多町後期高齢者医療特別会計予算説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款
1 後期高齢者医療保険料
2 繰入金
3 繰越金
4 諸収入
歳入合計

(△印は減)(単位:千円)

本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較増減	増減率 (%)
230,454	75.3	231,343	75.0	△889	△0.4
75,101	24.5	76,512	24.8	△1,411	△1.8
2	0.0	2	0.0	0	0.0
443	0.2	443	0.2	0	0.0
306,000	100.0	308,300	100.0	△2,300	△0.7

歳 出

款	本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較増減	増減率 (%)
1 総務費	2,171	0.7	3,450	1.1	△1,279	△37.1
2 後期高齢者医療広域連合納付金	302,386	98.8	302,894	98.3	△508	△0.2
3 諸支出金	441	0.2	441	0.1	0	0.0
4 予備費	1,002	0.3	1,515	0.5	△513	△33.9
歳 出 合 計	306,000	100.0	308,300	100.0	△2,300	△0.7

(△印は減)(単位:千円)

本年度予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		2	2,169
		1	302,385
		440	1
			1,002
		443	305,557

2 歳 入

1 款 後期高齢者医療保険料

1 項 後期高齢者医療保険料

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 特別徴収保険料	148,492	154,271	△5,779
2 普通徴収保険料	81,962	77,072	4,890
計	230,454	231,343	△889

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	75,101	76,512	△1,411
計	75,101	76,512	△1,411

3 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	2	2	0
計	2	2	0

4 款 諸収入

1 項 延滞金及び過料

1 延滞金	1	1	0
2 過料	1	1	0
計	2	2	0

4 款 諸収入

2 項 償還金及び還付加算金

1 償還金及び還付加算金	440	440	0
計	440	440	0

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年度分	148,492	現年度分	148,492
1 現年度分	81,362	現年度分	81,362
2 滞納繰越分	600	滞納繰越分	600

1 繰入金	75,101	事務費繰入金	3,171
		保険基盤安定繰入金	71,930

1 繰越金	2	繰越金	2
-------	---	-----	---

1 延滞金	1	後期高齢者医療保険料延滞金	1
1 過料	1	過料	1

1 保険料還付金	400	保険料還付金	400
2 還付加算金	40	還付加算金	40

後期高齢者医療特別会計

4款 諸収入
3項 雑入

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 雑入	1	1	0
計	1	1	0

(△印は減)(単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明
1 雑入	1	雑入	1	

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	1,535	2,682	△1,147			1 諸収入	1,534
計	1,535	2,682	△1,147	0	0	1	1,534

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	33	● 一般管理費 1,535 8旅費 (33)
10 需用費	30	普通旅費 33 10需用費 (30)
11 役務費	1,472	消耗品費 30 11役務費 (1,472) 郵便料 1,467 後期高齢者医療対応ソフト保守手数料 5

1 款 総務費

2 項 徴収費

1 徴収費	636	768	△132			1 諸収入	635
計	636	768	△132	0	0	1	635

8 旅費	12	● 徴収費 636 8旅費 (12)
10 需用費	68	普通旅費 12 10需用費 (68)
11 役務費	556	消耗品費 22 印刷製本費 46 11役務費 (556) 郵便料 512 収納取扱手数料 44

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	302,386	302,894	△508			1 諸収入	302,385
計	302,386	302,894	△508	0	0	1	302,385

18 負担金、補助 及び交付金	302,386	● 後期高齢者医療広域連合納付金 302,386 18負担金、補助及び交付金 (302,386) 保険料等負担金 302,385 保険料負担金過年度分 1
--------------------	---------	--

後期高齢者医療特別会計

3款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 還付金	400	400	0			400	
						諸収入	
2 還付加算金	40	40	0			40	
						諸収入	
計	440	440	0	0	0	440	0

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利子及び割引料	400	●後期高齢者医療保険料還付金 400 22償還金、利子及び割引料 (400) 後期高齢者医療保険料還付金 400
22 償還金、利子及び割引料	40	●後期高齢者医療保険料還付加算金 40 22償還金、利子及び割引料 (40) 後期高齢者医療保険料還付加算金 40

3款 諸支出金

2項 繰出金

1 一般会計繰出金	1	1	0				1
計	1	1	0	0	0	0	1

27 繰出金	1	●一般会計繰出金 1 27繰出金 (1) 一般会計繰出金 1

4款 予備費

1項 予備費

1 予備費	1,002	1,515	△513				1,002
計	1,002	1,515	△513	0	0	0	1,002

令和5年度

南知多町介護保険特別会計予算書

議案第 2 2 号

令和 5 年度南知多町介護保険特別会計予算

令和 5 年度南知多町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 0 0 7, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 3 月 3 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		375,504
	1 介護保険料	375,504
2 国庫支出金		492,870
	1 国庫負担金	336,523
	2 国庫補助金	156,347
3 支払基金交付金		519,484
	1 支払基金交付金	519,484
4 県支出金		290,298
	1 県負担金	276,333
	2 県補助金	13,959
	3 財政安定化基金支出金	1
	4 県委託金	5
5 財産収入		47
	1 財産運用収入	47
6 繰入金		321,227
	1 一般会計繰入金	299,268
	2 基金繰入金	21,959
7 繰越金		1
	1 繰越金	1

(単位：千円)

款	項	金額
8 諸収入		139
	1 延滞金及び過料	2
	2 雑入	137
9 介護予防サービス計画等収入		7,430
	1 介護予防サービス計画費等収入	7,430
歳入合計		2,007,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		26,401
	1 総務管理費	10,842
	2 徴収費	1,023
	3 介護認定審査会費	14,166
	4 運営協議会費	370
2 保険給付費		1,885,710
	1 介護サービス等諸費	1,710,228
	2 支援（介護予防）サービス等諸費	50,447
	3 高額介護サービス等費	45,727
	4 高額医療合算介護サービス等費	6,335
	5 特定入所者介護サービス等費	72,082
	6 その他諸費	891
3 地域支援事業費		93,577
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	32,783
	2 一般介護予防事業費	5,574
	3 包括的支援事業・任意事業費	55,172
	4 その他諸費	48
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1

(単位：千円)

款	項	金 額
5 基金積立金		47
	1 基金積立金	47
6 諸支出金		243
	1 償還金及び還付加算金	242
	2 繰出金	1
7 予備費		1,021
	1 予備費	1,021
歳 出 合 計		2,007,000

令和5年度

南知多町介護保険特別会計予算説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款
1 保険料
2 国庫支出金
3 支払基金交付金
4 県支出金
5 財産収入
6 繰入金
7 繰越金
8 諸収入
9 介護予防サービス計画等収入
歳 入 合 計

(△印は減)(単位:千円)

本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較増減	増減率 (%)
375,504	18.7	374,739	18.8	765	0.2
492,870	24.5	491,678	24.7	1,192	0.2
519,484	25.9	514,605	25.8	4,879	0.9
290,298	14.5	286,066	14.4	4,232	1.5
47	0.0	100	0.0	△53	△53.0
321,227	16.0	317,258	15.9	3,969	1.3
1	0.0	1	0.0	0	0.0
139	0.0	225	0.0	△86	△38.2
7,430	0.4	8,328	0.4	△898	△10.8
2,007,000	100.0	1,993,000	100.0	14,000	0.7

歳 出

款	本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較増減	増減率 (%)
1 総務費	26,401	1.3	26,369	1.3	32	0.1
2 保険給付費	1,885,710	94.0	1,864,838	93.6	20,872	1.1
3 地域支援事業費	93,577	4.7	99,148	5.0	△5,571	△5.6
4 財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5 基金積立金	47	0.0	100	0.0	△53	△53.0
6 諸支出金	243	0.0	350	0.0	△107	△30.6
7 予備費	1,021	0.0	2,194	0.1	△1,173	△53.5
歳 出 合 計	2,007,000	100.0	1,993,000	100.0	14,000	0.7

(△印は減)(単位:千円)

本年度予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
5		4	26,392
735,425		509,142	641,143
47,735		17,905	27,937
			1
		47	
			243
			1,021
783,165		527,098	696,737

2 歳 入

1 款 保険料

1 項 介護保険料

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 第 1 号被保険者保険料	375,504	374,739	765
計	375,504	374,739	765

2 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 介護給付費負担金	336,523	334,467	2,056
計	336,523	334,467	2,056

2 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 調整交付金	125,061	123,887	1,174
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	7,661	8,220	△559
3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	18,342	18,632	△290
4 保険者機能強化推進交付金	2,421	2,990	△569
6 保険者努力支援交付金	2,862	3,482	△620
計	156,347	157,211	△864

（△印は減）（単位：千円）

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年度分	374,784	特別徴収分	346,186
		普通徴収分	28,598
2 滞納繰越分	720	滞納繰越分	720

1 現年度分	336,522	介護給付費負担金	336,522
2 過年度分	1	介護給付費負担金	1

1 現年度分	125,060	調整交付金	125,060
2 過年度分	1	調整交付金	1
1 現年度分	7,661	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	7,661
1 現年度分	18,342	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	18,342
1 現年度分	2,421	保険者機能強化推進交付金	2,421
1 現年度分	2,862	保険者努力支援交付金	2,862

3 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 介護給付費交付金	509,142	503,507	5,635
2 地域支援事業支援交付金	10,342	11,098	△756
計	519,484	514,605	4,879

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年度分	509,141	介護給付費交付金	509,141
2 過年度分	1	介護給付費交付金	1
1 現年度分	10,342	地域支援事業支援交付金	10,342

4 款 県支出金

1 項 県負担金

1 介護給付費負担金	276,333	271,606	4,727
計	276,333	271,606	4,727

1 現年度分	276,332	介護給付費負担金	276,332
2 過年度分	1	介護給付費負担金	1

4 款 県支出金

2 項 県補助金

1 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	4,788	5,138	△350
2 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)	9,171	9,316	△145
計	13,959	14,454	△495

1 現年度分	4,788	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	4,788
1 現年度分	9,171	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)	9,171

4 款 県支出金

3 項 財政安定化基金支出金

1 貸付金	1	1	0
計	1	1	0

1 貸付金	1	財政安定化基金貸付金	1
-------	---	------------	---

4 款 県支出金

4 項 県委託金

1 県委託金	5	5	0
--------	---	---	---

1 委託金	5	要保護者審査判定委託金	5
-------	---	-------------	---

介護保険特別会計

4款 県支出金

4項 県委託金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
計	5	5	0

5款 財産収入

1項 財産運用収入

1 利子及び配当金	47	100	△53
計	47	100	△53

6款 繰入金

1項 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	235,714	233,105	2,609
2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	4,788	5,138	△350
3 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	9,171	9,316	△145
4 介護保険料軽減分繰入金	22,182	22,173	9
5 その他繰入金	27,413	28,554	△1,141
計	299,268	298,286	982

6款 繰入金

2項 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	21,959	18,972	2,987
計	21,959	18,972	2,987

(△印は減) (単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明

1 利子及び配当金	47	介護給付費準備基金利子	47
-----------	----	-------------	----

1 現年度分	235,713	介護給付費繰入金	235,713
2 過年度分	1	介護給付費繰入金	1
1 現年度分	4,788	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	4,788
1 現年度分	9,171	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	9,171
1 現年分	22,182	介護保険低所得者保険料軽減繰入金	22,182
1 その他繰入金	27,413	その他繰入金	27,413

1 介護給付費準備基金繰入金	21,959	介護給付費準備基金繰入金	21,959
----------------	--------	--------------	--------

介護保険特別会計

7 款 繰越金

1 項 繰越金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 繰越金	1	1	0
計	1	1	0

8 款 諸収入

1 項 延滞金及び過料

1 延滞金	1	1	0
2 過料	1	1	0
計	2	2	0

8 款 諸収入

2 項 雑入

1 滞納処分費	1	1	0
2 第三者納付金	1	1	0
3 返納金	1	1	0
4 雑入	134	220	△86
計	137	223	△86

9 款 介護予防サービス計画等収入

1 項 介護予防サービス計画費等収入

1 介護予防サービス計画費収入	7,430	8,328	△898
計	7,430	8,328	△898

(△印は減)(単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明
1 繰越金	1	繰越金	1	

1 延滞金	1	介護保険料延滞金	1	
1 過料	1	過料	1	

1 滞納処分費	1	滞納処分費	1	
1 第三者納付金	1	第三者納付金	1	
1 返納金	1	介護給付費等過誤返納金	1	
1 雑入	134	雑入	1	
		会計年度任用職員等雇用保険料被保険者負担金	33	
		介護予防事業利用者負担金	100	

1 現年度分	7,430	介護予防サービス計画費収入	7,430	
--------	-------	---------------	-------	--

介護保険特別会計

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	10,842	10,987	△145			1 諸収入	10,841
計	10,842	10,987	△145	0	0	1	10,841

1 款 総務費

2 項 徴収費

1 賦課徴収費	1,023	1,097	△74			3	1,020
---------	-------	-------	-----	--	--	---	-------

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	63	●一般管理費 10,842 1報酬 (63)
8 旅費	49	地域密着型サービス運営委員会委員 10人 8旅費 (49)
10 需用費	710	費用弁償 2 普通旅費 47
11 役務費	1,906	10需用費 (710) 消耗品費 421
12 委託料	3,169	印刷製本費 289 11役務費 (1,906)
13 使用料及び賃借料	4,102	郵便料 346 介護保険システム保守手数料 1,400 苦情処理業務手数料 136
18 負担金、補助及び交付金	843	在宅医療・介護連携システム通信費 24 12委託料 (3,169) 第三者行為求償事務委託料 1 介護保険システム運用支援委託料 3,168
		13使用料及び賃借料 (4,102) ウイルスチェックソフト使用料 7 介護給付費単位数表標準マスタ使用料 11 介護保険システム借上料 2,209 在宅医療・介護連携システムクラウド利用料 1,320 介護事業者管理システム利用料 528 介護保険法規検索サービス料 27
		18負担金、補助及び交付金 (843) 介護情報負担金 63 成年後見利用促進事業負担金 766 銀行振込手数料負担金 14

8 旅費	6	●賦課徴収費 1,023 8旅費 (6)
------	---	--------------------------------

介護保険特別会計

1 款 総務費

2 項 徴収費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
						諸収入	
計	1,023	1,097	△74	0	0	3	1,020

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	155	普通旅費	6
		10需用費	(155)
11 役務費	842	印刷製本費	155
		11役務費	(842)
18 負担金、補助 及び交付金	20	郵便料	816
		収納取扱手数料	26
		18負担金、補助及び交付金	(20)
		特別徴収経由事務費負担金	20

1 款 総務費

3 項 介護認定審査会費

1 介護認定審査会費	6,059	5,920	139				6,059
2 認定調査等費	8,107	8,273	△166	5		県支出金	8,102
計	14,166	14,193	△27	5	0	0	14,161

1 報酬	5,639	●介護認定審査会費	6,059
		1報酬	(5,639)
8 旅費	185	介護認定審査会委員 18人	5,639
		8旅費	(185)
11 役務費	235	費用弁償	185
		11役務費	(235)
		郵便料	235
1 報酬	1,222	●認定調査等費	8,107
		1報酬	(1,222)
4 共済費	4	会計年度任用職員報酬 6人	1,222
		4共済費	(4)
8 旅費	123	会計年度任用職員等労災保険料	4
		8旅費	(123)
11 役務費	4,552	費用弁償	123
		11役務費	(4,552)
12 委託料	2,206	郵便料	153
		主治医意見書作成料	4,337
		主治医意見書支払事務手数料	62
		12委託料	(2,206)
		介護認定訪問調査委託料	2,206

介護保険特別会計

1 款 総務費

4 項 運営協議会費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 運営協議会 費	370	92	278				370
計	370	92	278	0	0	0	370

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	353	●運営協議会費 1報酬 (353)
8 旅費	17	介護保険運営協議会委員 14人 8旅費 (17) 費用弁償 17

2 款 保険給付費

1 項 介護サービス等諸費

1 介護サービ ス等諸費	1,710,228	1,669,192	41,036	666,989 国庫支出金 415,630 県支出金 251,359	461,762 支払基金交 付金 461,761 諸収入 1	581,477	
計	1,710,228	1,669,192	41,036	666,989	0	461,762	581,477

18 負担金、補助 及び交付金	1,710,228	●居宅介護サービス給付費 18負担金、補助及び交付金 (567,559) 居宅介護サービス給付費 567,558 特例居宅介護サービス給付費 1 ●施設介護サービス給付費 18負担金、補助及び交付金 (707,464) 施設介護サービス給付費 707,463 特例施設介護サービス給付費 1 ●居宅介護福祉用具購入費 18負担金、補助及び交付金 (1,860) 居宅介護福祉用具購入費 1,860 ●居宅介護住宅改修費 18負担金、補助及び交付金 (2,351) 居宅介護住宅改修費 2,351 ●居宅介護サービス計画給付費 18負担金、補助及び交付金 (80,264) 居宅介護サービス計画給付費 80,263 特例居宅介護サービス計画給付費 1 ●地域密着型介護サービス給付費 18負担金、補助及び交付金 (350,730) 地域密着型介護サービス給付費 350,729 特例地域密着型介護サービス給付費 1	567,559
--------------------	-----------	---	---------

介護保険特別会計

2 款 保険給付費

2 項 支援（介護予防）サービス等諸費

（△印は減）（単位：千円）

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 支援（介護 予防）サー ビス等諸費	50,447	55,460	△5,013	19,675		13,621	17,151
				国庫支出金		支払基金交 付金	
				13,253			
				県支出金			
				6,422			
計	50,447	55,460	△5,013	19,675	0	13,621	17,151

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	50,447	● 居宅支援（介護予防）サービス給付費	36,162
		18負担金、補助及び交付金	(36,162)
		居宅支援（介護予防）サービス給付費	36,161
		特例居宅支援（介護予防）サービス給付費	1
		● 居宅支援（介護予防）福祉用具購入費	737
		18負担金、補助及び交付金	(737)
		居宅支援（介護予防）福祉用具購入費	737
		● 居宅支援（介護予防）住宅改修費	2,441
		18負担金、補助及び交付金	(2,441)
		居宅支援（介護予防）住宅改修費	2,441
		● 居宅支援（介護予防）サービス計画給付費	7,430
		18負担金、補助及び交付金	(7,430)
		居宅支援（介護予防）サービス計画給付費	7,429
		特例居宅支援（介護予防）サービス計画給付費	1
		● 地域密着型（介護予防）サービス給付費	3,677
		18負担金、補助及び交付金	(3,677)
		地域密着型（介護予防）サービス給付費	3,676
		特例地域密着型（介護予防）サービス給付費	1

2 款 保険給付費

3 項 高額介護サービス等費

1 高額介護サ ービス費	45,727	45,818	△91	17,833		12,346	15,548
				国庫支出金		支払基金交 付金	
				12,117			
				県支出金			
				5,716			
計	45,727	45,818	△91	17,833	0	12,346	15,548

18 負担金、補助 及び交付金	45,727	● 高額介護サービス費	45,727
		18負担金、補助及び交付金	(45,727)
		高額介護サービス費	45,509
		高額居宅支援（介護予防）サービス費	218

2款 保険給付費

4項 高額医療合算介護サービス等費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 高額医療合算介護サービス等費	6,335	6,240	95	2,471		1,710	2,154
				国庫支出金 1,679		支払基金交付金	
				県支出金 792			
計	6,335	6,240	95	2,471	0	1,710	2,154

区分	金額	説明	
		項目	金額
18 負担金、補助及び交付金	6,335	● 高額医療合算介護サービス等費	6,335
		18負担金、補助及び交付金	(6,335)
		高額医療合算介護サービス費	6,335

2款 保険給付費

5項 特定入所者介護サービス等費

1 特定入所者介護サービス等費	72,031	87,202	△15,171	28,091		19,448	24,492
				国庫支出金 16,171		支払基金交付金	
				県支出金 11,920			
2 特定入所者支援(介護予防)サービス等費	51	51	0	19		14	18
				国庫支出金 11		支払基金交付金	
				県支出金 8			
計	72,082	87,253	△15,171	28,110	0	19,462	24,510

18 負担金、補助及び交付金	72,031	● 特定入所者介護サービス等費	72,031
		18負担金、補助及び交付金	(72,031)
		特定入所者介護サービス費	72,030
		特例特定入所者介護サービス費	1
18 負担金、補助及び交付金	51	● 特定入所者支援(介護予防)サービス等費	51
		18負担金、補助及び交付金	(51)
		特定入所者支援(介護予防)サービス費	50
		特例特定入所者支援(介護予防)サービス費	1

2款 保険給付費

6項 その他諸費

1 その他諸費	891	875	16	347		241	303
				国庫支出金 231		支払基金交付金	
				県支出金 116			
計	891	875	16	347	0	241	303

11 役務費	891	● 審査支払手数料	891
		11役務費	(891)
		審査支払手数料	891

3款 地域支援事業費

1項 介護予防・生活支援サービス事業費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 介護予防・生活支援サービス事業費	32,352	35,155	△2,803	12,615 国庫支出金 8,572 県支出金 4,043		8,735 支払基金交付金	11,002
2 介護予防ケアマネジメント事業費	353	496	△143	138 国庫支出金 94 県支出金 44		95 支払基金交付金	120
3 高額介護予防サービス等費相当事業費	32	55	△23	12 国庫支出金 8 県支出金 4		9 支払基金交付金	11
4 高額医療合算介護サービス等費相当事業費	46	23	23	18 国庫支出金 12 県支出金 6		12 支払基金交付金	16
計	32,783	35,729	△2,946	12,783	0	8,851	11,149

節		説明	金額
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	32,352	●介護予防・生活支援サービス事業費 18負担金、補助及び交付金 介護予防・生活支援サービス費	32,352 (32,352) 32,352
12 委託料	300	●介護予防ケアマネジメント事業費 12委託料	353 (300)
18 負担金、補助及び交付金	53	介護予防ケアマネジメント委託料 18負担金、補助及び交付金 介護予防ケアマネジメント事業費	300 (53) 53
18 負担金、補助及び交付金	32	●高額介護予防サービス等費相当事業費 18負担金、補助及び交付金 高額介護予防サービス等費相当事業費	32 (32) 32
18 負担金、補助及び交付金	46	●高額医療合算介護サービス等費相当事業費 18負担金、補助及び交付金 高額医療合算介護サービス等費相当事業費	46 (46) 46

3款 地域支援事業費

2項 一般介護予防事業費

1 一般介護予防事業費	5,574	5,869	△295	2,137 国庫支出金 1,452 県支出金 685		1,578 支払基金交付金 1,478 諸収入 100	1,859
-------------	-------	-------	------	--	--	---	-------

7 報償費	565	●介護予防把握事業費 10需用費	94 (37)
10 需用費	296	消耗品費 印刷製本費	1 36
11 役務費	61	11役務費 郵便料	(57) 57
12 委託料	4,642	●介護予防普及啓発事業費	3,262

介護保険特別会計

3 款 地域支援事業費

2 項 一般介護予防事業費

(△印は減) (単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
計	5,574	5,869	△295	2,137	0	1,578	1,859

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助 及び交付金	10	7 報償費	(565)
		介護予防普及啓発事業従事者報償	565
		10 需用費	(259)
		消耗品費	226
		印刷製本費	33
		11 役務費	(4)
		体力測定会保険料	4
		12 委託料	(2,424)
		介護予防普及啓発事業委託料	2,424
		18 負担金、補助及び交付金	(10)
		介護保険等負担金	10
		●地域介護予防活動支援事業費	2,054
		12 委託料	(2,054)
		地域介護予防活動支援事業委託料	2,054
●地域リハビリテーション活動支援事業費	164		
12 委託料	(164)		
地域リハビリテーション活動支援事業委託料	164		

3 款 地域支援事業費

3 項 包括的支援事業・任意事業費

1 包括的支援 事業費	47,166	49,855	△2,689	28,391		7,463	11,312
				国庫支出金		諸収入	
				20,688		33	
				県支出金		介護予防サ ービス計画 等収入	
				7,703		7,430	

1 報酬	5,520	●包括的支援事業費	18,733
		1 報酬	(5,520)
2 給料	14,746	地域包括支援センター運営協議会委員 10人	63
		会計年度任用職員報酬 3人	5,457
3 職員手当等	10,583	3職員手当等	(1,186)
		会計年度任用職員期末手当	1,186
4 共済費	5,391	4共済費	(1,101)
		会計年度任用職員等雇用保険料	92
7 報償費	184	会計年度任用職員等社会保険料	647
		会計年度任用職員等労災保険料	31
8 旅費	332	会計年度任用職員等共済組合負担金	331
		7報償費	(184)
10 需用費	485	地域包括ケアシステム推進協議会委員報償	184

介護保険特別会計

3款 地域支援事業費

3項 包括的支援事業・任意事業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役務費	982	8旅費	(332)
		費用弁償	154
12 委託料	3,417	普通旅費	178
		10需用費	(485)
		消耗品費	242
13 使用料及び賃借料	1,610	燃料費	183
		修繕料	60
18 負担金、補助及び交付金	3,916	11 役務費	(982)
		郵便料	6
		電話料	288
		自動車保険料	40
		地域包括支援システム保守手数料	601
		介護保険・社会福祉事業者総合保険料	33
		電子証明書発行手数料	14
		12 委託料	(3,417)
		ケアプラン作成業務委託料	2,427
		地域包括支援システム運用支援委託料	990
		13 使用料及び賃借料	(1,610)
		有料道路通行料	5
		駐車料金	30
		地域包括支援システム借上料	1,575
		18 負担金、補助及び交付金	(3,916)
		出向職員人件費負担金	3,896
		介護保険研修負担金	20
		●職員給与費	28,433
		2 給料	(14,746)
		職員給	14,746
		3 職員手当等	(9,397)
		住居手当	192
		通勤手当	496
		時間外勤務手当	1,074
		期末手当	2,958
		勤勉手当	2,465
		退職手当組合負担金	2,212
		4 共済費	(4,290)
		職員共済組合負担金	4,266

介護保険特別会計

3款 地域支援事業費

3項 包括的支援事業・任意事業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 任意事業費	2,488	1,919	569	1,219			1,269
				国庫支出金 813			
				県支出金 406			
3 在宅医療・ 介護連携推 進事業費	1,016	1,058	△42	587			429
				国庫支出金 391			
				県支出金 196			
4 生活支援体 制整備事業 費	2,017	2,053	△36	1,165			852
				国庫支出金 777			
				県支出金 388			
5 認知症総合 支援事業費	2,095	2,159	△64	1,209			886
				国庫支出金 806			

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		常勤職員公務災害補償負担金 24
10 需用費	77	●任意事業費 2,488
		10需用費 (77)
11 役務費	181	消耗品費 45
		印刷製本費 32
12 委託料	1,667	11役務費 (181)
		郵便料 161
18 負担金、補助 及び交付金	563	住宅改修理由書作成料 20
		12委託料 (1,667)
		サービス事業者振興事業委託料 150
		配食サービス事業委託料 1,213
		介護保険給付適正化システム運用支援委託料 304
		18負担金、補助及び交付金 (563)
		成年後見利用促進事業負担金 563
7 報償費	159	●在宅医療・介護連携推進事業費 1,016
		7報償費 (159)
8 旅費	11	在宅医療・介護連携推進事業報償 159
		8旅費 (11)
10 需用費	16	普通旅費 11
		10需用費 (16)
18 負担金、補助 及び交付金	830	消耗品費 16
		18負担金、補助及び交付金 (830)
		知多郡医師会在宅医療サポート事業負担金 830
8 旅費	17	●生活支援体制整備事業費 2,017
		8旅費 (17)
12 委託料	2,000	普通旅費 17
		12委託料 (2,000)
		生活支援体制整備事業委託料 2,000
7 報償費	381	●認知症初期集中支援推進事業費 422
		7報償費 (331)
8 旅費	22	認知症初期集中支援事業報償 331
		8旅費 (11)

介護保険特別会計

3款 地域支援事業費

3項 包括的支援事業・任意事業費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
				県支出金 403			
6 地域ケア会議推進事業費	390	450	△60	225			165
				国庫支出金 150			
				県支出金 75			
計	55,172	57,494	△2,322	32,796	0	7,463	14,913

節		説明
区分	金額	
10 需用費	36	普通旅費 11 18負担金、補助及び交付金 (80)
12 委託料	1,500	介護保険等研修負担金 80 ●認知症地域支援・ケア向上事業費 1,673
18 負担金、補助及び交付金	156	7報償費 (50) 認知症地域支援・ケア向上事業報償 50 8旅費 (11) 普通旅費 11 10需用費 (36) 消耗品費 36 12委託料 (1,500) 認知症地域支援・ケア向上事業委託料 1,500 18負担金、補助及び交付金 (76) 介護保険等研修負担金 76
7 報償費	390	●地域ケア会議推進事業費 390 7報償費 (390) 地域ケア会議推進事業報償 390

3款 地域支援事業費

4項 その他諸費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
1 審査支払手数料	48	56	△8	19		13	16
				国庫支出金 13		支払基金交付金	
				県支出金 6			
計	48	56	△8	19	0	13	16

区分	金額	説明
11 役務費	48	●介護予防・生活支援サービス審査支払手数料 48 11役務費 (48) 介護予防・生活支援サービス審査支払手数料 48

4款 財政安定化基金拠出金

1項 財政安定化基金拠出金

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 財政安定化基金償還金	1	1	0				1
計	1	1	0	0	0	0	1

区分	金額	説明	
22 償還金、利子及び割引料	1	● 財政安定化基金償還金	1
		22償還金、利子及び割引料	(1)
		財政安定化基金償還金	1

5款 基金積立金

1項 基金積立金

1 介護給付費準備基金積立金	47	100	△53			47	
						財産収入	
計	47	100	△53	0	0	47	0

24 積立金	47	● 介護給付費準備基金積立金	47
		24積立金	(47)
		介護給付費準備基金積立金	47

6款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

1 還付金	240	347	△107				240
2 還付加算金	1	1	0				1
3 償還金	1	1	0				1
計	242	349	△107	0	0	0	242

22 償還金、利子及び割引料	240	● 介護保険料還付金	240
		22償還金、利子及び割引料	(240)
		介護保険料還付金	240
22 償還金、利子及び割引料	1	● 介護保険料還付加算金	1
		22償還金、利子及び割引料	(1)
		介護保険料還付加算金	1
22 償還金、利子及び割引料	1	● 償還金	1
		22償還金、利子及び割引料	(1)
		国県支出金等返還金	1

6款 諸支出金

2項 繰出金

1 一般会計繰出金	1	1	0				1
-----------	---	---	---	--	--	--	---

27 繰出金	1	● 一般会計繰出金	1
		27繰出金	(1)

介護保険特別会計

6款 諸支出金

2項 繰出金

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	1	1	0	0	0	0	1

7款 予備費

1項 予備費

1 予備費	1,021	2,194	△1,173				1,021
計	1,021	2,194	△1,173	0	0	0	1,021

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		一般会計繰出金 1

--	--	--

給与費明細書

介護保険特別会計

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	52	6,118				6,118	6,118		
前年度	52	5,917				5,917	5,917		
比較	0	201				201	201		

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	5 (9)	6,679	14,746	10,583	32,008	5,395	37,403	
前年度	5 (9)	6,694	15,489	11,196	33,379	6,006	39,385	
比較	0 (0)	△ 15	△ 743	△ 613	△ 1,371	△ 611	△ 1,982	

備考 ()内は短時間勤務職員数について外書き

職員手当	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	本年度			192	496	
	前年度			510	635	
	比較			△ 318	△ 139	

の内訳	区分	時間外勤 務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	本年度	1,074			4,144	2,465
	前年度	1,074			4,186	2,467
	比較	0			△ 42	△ 2

の内訳	区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	本年度	2,212	
	前年度	2,324	
	比較	△ 112	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	5		14,746	9,397	24,143	4,290	28,433	
前年度	5		15,489	10,126	25,615	4,770	30,385	
比較	0		△ 743	△ 729	△ 1,472	△ 480	△ 1,952	

職員手当	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	本年度			192	496	
	前年度			510	635	
	比較			△ 318	△ 139	

の内訳	区分	時間外勤 務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	本年度	1,074			2,958	2,465
	前年度	1,074			3,116	2,467
	比較	0			△ 158	△ 2

の内訳	区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	本年度	2,212	
	前年度	2,324	
	比較	△ 112	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	0 (9)	6,679		1,186	7,865	1,105	8,970	
前年度	0 (9)	6,694		1,070	7,764	1,236	9,000	
比 較	0 (0)	△ 15		116	101	△ 131	△ 30	

備考 ()内は短時間勤務職員数について外書き

職員手当	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	本年度					
	前年度					
	比 較					

の内訳	区分	時間外勤 務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	本年度				1,186	
	前年度				1,070	
	比 較				116	

の内訳	区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	本年度		
	前年度		
	比 較		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	△ 743	給与改定に伴う 増減分	106千円	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.74% 給与改定実施時期 令和4年4月1日	
		昇給に伴う増加 分	286	286千円	平均昇給率 1.79%
		その他の増減分	△ 1,135	職員異動等による増減分 △ 1,135千円	職員数の異動状況 本年度 5人 前年度 5人 増 減 0人 採用、退職の状況 4年度中退職者見込数 1人 5年度中採用者見込数 0人 会計間異動 1人
職 員 手 当	△ 613	制度改正に伴う 増減分	123	123千円	支給割合の変更 1.9月→2.0月
		その他の増減分	△ 736	住居手当 △ 318千円 通勤手当 △ 139千円 期末手当 △ 158千円 会計年度任用職員期末手当 116千円 勤勉手当 △ 125千円 退職手当組合負担金 △ 112千円	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一 般 行 政 職	
	令和5年1月1日現在	平均給料月額 (円)
	平均給与月額 (円)	294,480
	平均年齢 (歳)	39.1
令和4年1月1日現在	平均給料月額 (円)	252,020
	平均給与月額 (円)	289,000
	平均年齢 (歳)	38.1

備考 この欄の「平均給与月額」とは、給料及び職員手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当組合負担金を除く。)をいう。

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	国 の 制 度
		一 般 行 政 職 (円)
高 校 卒	158,900	154,600
大 学 卒	191,700	185,200

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年1月1日現在	1級	2	40.0
	2級	2	40.0
	3級		
	4級	1	20.0
	5級		
	6級		
	7級		
	8級		
計	5	100.0	
令和4年1月1日現在	1級	2	40.0
	2級	2	40.0
	3級		
	4級	1	20.0
	5級		
	6級		
	7級		
	8級		
計	5	100.0	

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	職員	上級職員	主査	係長 主査	主幹	課長 主幹	部長 課長	部長

エ 昇給

区 分	職員数 (A) (人)	昇給に係る職員数 (B) (人)	合計	代表的な職種 一般行政職	
			比率 (B) / (A) (%)	5	4
本 年 度	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	3	3	
		6号給 (人)	1	1	
		8号給 (人)			
		比率 (B) / (A) (%)	80.0	80.0	
		前 年 度	号給数別内訳	1号給 (人)	
2号給 (人)					
3号給 (人)					
4号給 (人)	3			3	
6号給 (人)	1			1	
8号給 (人)					
比率 (B) / (A) (%)	80.0			80.0	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本年度	2.20	2.20	4.40	有	
前年度	2.15	2.15	4.30	有	
国の制度	2.20	2.20	4.40	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措 置 (2%~45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	同 上	

キ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

令和5年度

南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算書

議案第 23 号

令和 5 年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

令和 5 年度南知多町の師崎港駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 102,862 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 3 月 3 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料		101,771
	1 使用料	101,771
2 財産収入		90
	1 財産運用収入	90
3 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		102,862

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		13,501
	1 総務管理費	13,501
2 施設管理費		23,561
	1 施設管理費	23,561
3 基金積立金		46,071
	1 基金積立金	46,071
4 公債費		18,592
	1 公債費	18,592
5 予備費		1,137
	1 予備費	1,137
歳出合計		102,862

令和5年度

南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款
1 使用料
2 財産収入
3 繰越金
4 諸収入
歳 入 合 計

(△印は減)(単位:千円)

本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較増減	増減率 (%)
101,771	98.9	93,371	98.9	8,400	9.0
90	0.1	44	0.0	46	104.5
1,000	1.0	1,000	1.1	0	0.0
1	0.0	1	0.0	0	0.0
102,862	100.0	94,416	100.0	8,446	8.9

歳 出

款	本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較増減	増減率 (%)
1 総務費	13,501	13.1	11,704	12.4	1,797	15.4
2 施設管理費	23,561	22.9	44,976	47.6	△21,415	△47.6
3 基金積立金	46,071	44.8	17,946	19.0	28,125	156.7
4 公債費	18,592	18.1	18,790	19.9	△198	△1.1
5 予備費	1,137	1.1	1,000	1.1	137	13.7
歳 出 合 計	102,862	100.0	94,416	100.0	8,446	8.9

(△印は減)(単位:千円)

本年度予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		13,304	197
		23,561	
		46,111	△40
		18,885	△293
			1,137
		101,861	1,001

2 歳 入

1 款 使用料

1 項 使用料

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 駐車場使用料	101,771	93,371	8,400
計	101,771	93,371	8,400

2 款 財産収入

1 項 財産運用収入

1 利子及び配当金	90	44	46
計	90	44	46

3 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	1,000	1,000	0
計	1,000	1,000	0

4 款 諸収入

1 項 雑入

1 雑入	1	1	0
計	1	1	0

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 駐車場使用料	101,771	駐車場使用料 101,771

1 利子及び配当金	90	師崎港駐車場事業基金利子 90
-----------	----	-----------------

1 繰越金	1,000	繰越金 1,000
-------	-------	-----------

1 雑入	1	雑入 1
------	---	------

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(△印は減)(単位:千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	13,501	11,704	1,797			13,304 使用料	197
計	13,501	11,704	1,797	0	0	13,304	197

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	17	●一般管理費 8旅費 13,501 (17)
10 需用費	1,062	普通旅費 17 10需用費 (1,062)
13 使用料及び賃借料	22	消耗品費 1,062 13使用料及び賃借料 (22)
18 負担金、補助及び交付金	7,000	船舶借上料 22 18負担金、補助及び交付金 (7,000)
22 償還金、利子及び割引料	5,400	職員人件費負担金 7,000 22償還金、利子及び割引料 (5,400)
		消費税及び地方消費税 5,400

2 款 施設管理費

1 項 施設管理費

1 維持管理費	23,561	44,976	△21,415			23,561 使用料	
計	23,561	44,976	△21,415	0	0	23,561	0

10 需用費	2,327	●維持管理費 10需用費 (2,327)
11 役務費	228	消耗品費 80 光熱水費 1,247
12 委託料	21,006	修繕料 1,000 11役務費 (228)
		電話料 154 公共公用建物共済保険料 74
		12委託料 (21,006)
		駐車場管理委託料 18,898 駐車場防火設備保守点検業務委託料 814 駐車場管理システム保守点検業務委託料 1,294

3款 基金積立金

1項 基金積立金

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 師崎港駐車場事業基金積立金	46,071	17,946	28,125			46,111 使用料 46,021 財産収入 90	△40
計	46,071	17,946	28,125	0	0	46,111	△40

節		説明
区分	金額	
24 積立金	46,071	●師崎港駐車場事業基金積立金 24積立金 師崎港駐車場事業基金積立金
		46,071 (46,071) 46,071

4款 公債費

1項 公債費

1 元金	18,074	17,978	96			18,074 使用料	
2 利子	518	812	△294			811 使用料	△293
計	18,592	18,790	△198	0	0	18,885	△293

22 償還金、利子及び割引料	18,074	●長期債元金償還金 22償還金、利子及び割引料 長期債元金償還金	18,074 (18,074) 18,074
22 償還金、利子及び割引料	518	●長期債利子償還金 22償還金、利子及び割引料 長期債利子償還金	518 (518) 518

5款 予備費

1項 予備費

1 予備費	1,137	1,000	137				1,137
計	1,137	1,000	137	0	0	0	1,137

地方債の令和3年度末における現在高並びに令和4年度末
及び令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	令和3年度末 現 在 高	令和4年度末 現 在 高 見 込 額	令和5年度中増減見込		令和5年度末 現 在 高 見 込 額
			令和5年度中 起債見込額	令和5年度中 元金償還見込額	
1 駐車場整備事業債	54,245	36,268		18,071	18,197

令 和 5 年 度

南知多町水道事業会計予算書

令和5年度南知多町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度南知多町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 給水戸数 | 8, 180戸 |
| (2) 年間総給水量 | 2, 973, 000 m ³ |
| (3) 1日平均給水量 | 8, 145 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	711, 082千円
第1項 営業収益	554, 757千円
第2項 営業外収益	156, 324千円
第3項 特別利益	1千円
支 出	
第1款 水道事業費用	691, 807千円
第1項 営業費用	658, 242千円
第2項 営業外費用	30, 364千円
第3項 特別損失	201千円
第4項 予備費	3, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額219, 270千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8, 607千円、過年度分損益勘定留保資金32, 809千円、当年度分損益勘定留保資金147, 854千円及び建設改良積立金30, 000千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	45, 966千円
第1項 工事負担金	12, 517千円
第2項 固定資産売却収入	1千円
第4項 補助金	33, 448千円
支 出	
第1款 資本的支出	265, 236千円
第1項 建設改良費	148, 178千円
第2項 企業債償還金	117, 058千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 58,045千円

(他会計からの補助金)

第6条 離島水道対策のため一般会計(南知多町及び西尾市)からこの会計へ補助を受ける金額は、100,916千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産購入限度額は、1,388千円と定める。

令和5年度

令和5年3月3日提出

南知多町長 石黒和彦

南知多町水道事業会計予算説明書

令和5年度南知多町水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	水道事業収益		711,082	
	1	営業収益	554,757	主たる営業活動から生ずる収益
		1 給水収益	538,340	水道料金
		2 受託工事収益	220	給水工事収益
		3 その他営業収益	16,197	他会計負担金及び手数料等
	2	営業外収益	156,324	主たる営業活動以外から生ずる収益
		1 市町補助金	12,515	離島水道事業運営費補助金
		2 受取利息及び配当金	40	預金利息
		3 雑収益	3	
		4 受取保険金	1	
		7 長期前受金戻入	81,664	工事負担金等長期前受金戻入
		8 資本費繰入収益	62,101	企業債の元金償還金に充てる他会計繰入金
	3	特別利益	1	
		1 固定資産売却益	1	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	水道事業費用		691,807	
	1	営業費用	658,242	主たる営業活動に必要な費用
		1 配水及び給水費	368,927	水道施設の維持管理費及び受水費
		2 受託工事費	220	給水工事費用
		3 総係費	53,691	検針及び経理事務に必要な費用
		4 減価償却費	232,864	固定資産の減価償却費
		5 資産減耗費	2,480	固定資産の除却費
		6 その他営業費用	60	
	2	営業外費用	30,364	主たる営業活動以外に必要な費用
		1 支払利息	18,270	企業債の償還利息
		2 消費税及び地方消費税	12,094	消費税及び地方消費税
	3	特別損失	201	
		1 固定資産売却損	1	
		4 過年度損益修正損	200	過年度分水道料金返還金
	4	予備費	3,000	
		1 予備費	3,000	

資本的收入及び支出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	資本的收入		45,966	
	1	工事負担金	12,517	
		1 工事負担金	12,517	水道加入分担金及び工事負担金
	2	固定資産売却収入	1	
		1 固定資産売却収入	1	
	4	補助金	33,448	
		2 県補助金	19,148	生活基盤施設耐震化等補助金
		3 市町補助金	14,300	離島水道施設整備補助金等

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	資本の支出		265,236	
	1	建設改良費	148,178	
		1 配水設備新設改良費	147,867	水道施設新設改良費
		2 固定資産購入費	311	量水器購入費及び備品購入費
	2	企業債償還金	117,058	
		1 企業債償還金	117,058	企業債の元金償還金

令和5年度 南知多町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	10,543
減価償却費	232,864
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	225
賞与等引当金の増減額 (△は減少)	50
長期前受金戻入額	△ 81,664
資本費繰入収益	△ 62,101
受取利息及び受取配当金	△ 40
支払利息	18,270
固定資産除却費	2,479
未収金の増減額 (△は増加)	△ 668
未払金の増減額 (△は減少)	△ 3,747
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	△ 103
たな卸資産の増減額 (△は増加)	50
小計	116,158
利息及び配当金の受取額	40
利息の支払額	△ 18,270
業務活動によるキャッシュ・フロー	97,928
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 136,114
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	17,408
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	75,765
工事負担金の受入による収入	11,436
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 31,503
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 117,058
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 117,058
資金増加額(又は減少額)	△ 50,633
資金期首残高	679,836
資金期末残高	629,203

給 与 費 明 細 書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本年度		8		28,532	20,811	49,343	8,702	58,045
前年度		8		27,817	19,268	47,085	8,363	55,448
比 較		0		715	1,543	2,258	339	2,597

備考 ()内は再任用短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	管理職 手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤 務手当
	本年度	1,145	944	588	836	1,765
	前年度	638	480	636	868	2,025
	比 較	507	464	△ 48	△ 32	△ 260
手 当 の 内 訳	区 分	休日勤務 手当	期末手当	勤勉手当	退職手当 組合負担金	管理職特別 勤務手当
	本年度	70	6,081	5,068	4,281	33
	前年度	70	5,791	4,585	4,175	0
	比 較	0	290	483	106	33

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	715	給与改定に伴う増減分	106	106千円	給与改定の状況 前年度 給与の改定率 0.38% 給与改定実施時期 令和4年4月1日
		昇給に伴う増加分	446	446千円	平均昇給率 1.36%
		その他の増減分	163	職員異動等による増減分 163千円	職員数の異動状況 本年度 8人 前年度 8人 増減 0人 採用、退職の状況 4年度中退職者見込数 0人 5年度中採用者見込数 0人 会計間異動 0人
手 当	1,543	制度改正に伴う増減分	253	勤勉手当 253千円	支給割合の変更 1.9月→2.0月
		その他の増減分	1,290	管理職手当 507千円 扶養手当 464千円 住居手当 △ 48千円 通勤手当 △ 32千円 時間外勤務手当 △ 260千円 期末手当 290千円 勤勉手当 230千円 退職手当組合負担金 106千円 管理職特別勤務手当 33千円	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	企 業 職	
令和5年1月1日現在	平均給料月額 (円)	290,663
	平均給与月額 (円)	345,636
	平均年齢 (歳)	39.7
令和4年1月1日現在	平均給料月額 (円)	283,438
	平均給与月額 (円)	332,726
	平均年齢 (歳)	38.0

備考 この欄の「平均給与月額」とは、給料及び手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当組合負担金を除く。）をいう。

(2) 初任給

区 分	企 業 職 (円)	一般会計の制度
		一般行政職 (円)
高 校 卒	158,900	158,900
大 学 卒	191,700	191,700

(3) 級別職員数

区 分	企 業 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年1月1日現在	1 級	1	12.5
	2 級	4	50.0
	3 級		
	4 級	1	12.5
	5 級		
	6 級	2	25.0
	7 級		
	8 級		
	計	8	100.0
令和4年1月1日現在	1 級	2	25.0
	2 級	3	37.5
	3 級		
	4 級	2	25.0
	5 級		
	6 級	1	12.5
	7 級		
	8 級		
	計	8	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
企 業 職	職 員	上級職員	主 査	係 長	主 幹	課 長	部 長	部 長

令和5年度 南知多町水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		88,862	
ロ 建物	201,839		
減価償却累計額	△ 132,015	69,824	
ハ 構築物	9,861,462		
減価償却累計額	△ 5,105,943	4,755,519	
ニ 機械及び装置	1,538,992		
減価償却累計額	△ 1,299,173	239,819	
ホ 量水器	35,722		
減価償却累計額	△ 15,403	20,319	
ヘ 車両及び運搬具	4,527		
減価償却累計額	△ 3,964	563	
ト 工具器具及び備品	24,691		
減価償却累計額	△ 22,012	2,679	
チ 建設仮勘定		24,034	
有形固定資産合計			5,201,619
(2) 投資その他の資産			
イ 破産更生債権等	16,106		
貸倒引当金	△ 16,106	0	
投資その他の資産合計			0
固定資産合計			5,201,619

2 流動資産

(1) 現金預金		629,203	
(2) 未収金	133,342		
貸倒引当金	△ 540	132,802	
(3) 貯蔵品		2,893	
流動資産合計			764,898
資産合計			<u>5,966,517</u>

(4) 昇給

区 分		合 計	企 業 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	8	8	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	6	6	
	昇給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)	4	4
		6号給 (人)	2	2
	8号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	75.0	75.0		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	8	8	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	6	6	
	昇給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)	4	4
		6号給 (人)	2	2
	8号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	75.0	75.0		

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	2.20	2.20	4.40	有	
前 年 度	2.15	2.15	4.30	有	
一般会計の制度	2.20	2.20	4.40	有	

(6) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特別措置 (2%~45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	

(7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同
扶 養 手 当	同
住 居 手 当	同
通 勤 手 当	同

負債の部			
3	固定負債		
	(1) 企業債		
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,185,009	
	企業債合計	<u>1,185,009</u>	
	固定負債合計		1,185,009
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	114,219	
	企業債合計	<u>114,219</u>	
	(2) 未払金		30,307
	(3) 引当金		
	イ 賞与等引当金	4,392	
	引当金合計	<u>4,392</u>	
	(4) その他流動負債		0
	流動負債合計		<u>148,918</u>
5	繰延収益		
	(1) 長期前受金		
	イ 受贈財産評価額	131,860	
	収益化累計額	<u>△ 102,461</u>	29,399
	ロ 工事負担金	1,850,603	
	収益化累計額	<u>△ 1,240,055</u>	610,548
	ハ 国庫補助金	707,933	
	収益化累計額	<u>△ 359,940</u>	347,993
	ニ 県補助金	846,351	
	収益化累計額	<u>△ 487,183</u>	359,168
	ホ 市町補助金	647,420	
	収益化累計額	<u>△ 265,312</u>	382,108
	(2) 建設仮勘定長期前受金		
	イ 工事負担金		2,800
	繰延収益合計		<u>1,732,016</u>
	負債合計		<u>3,065,943</u>

資本の部			
6	資本金		2,410,122
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 受贈財産評価額	6,362	
	資本剰余金合計	<u>6,362</u>	
	(2) 利益剰余金		
	イ 減債積立金	16,637	
	ロ 建設改良積立金	306,444	
	ハ 当年度未処分利益剰余金	161,009	
	利益剰余金合計	<u>484,090</u>	
	剰余金合計		<u>490,452</u>
	資本合計		<u>2,900,574</u>
	負債資本合計		<u>5,966,517</u>

注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法
- ・主な耐用年数

建物	12～50年
構築物	10～80年
機械及び装置	6～20年
車両及び運搬具	2～7年
工具器具及び備品	2～20年

(2) 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、退職手当負担に関する覚書に基づき、毎事業年度支払う一定の負担金（一般負担金）を除き一般会計がその全額を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及び当該支給に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、「南知多町水道事業の離島の水道事業に関する経費負担等の確認書」に基づき、他会計が負担すると見込まれる額は、731,088千円である。

3 セグメント情報の開示

水道事業単一のセグメントのため、記載を省略している。

4 リース契約により使用する固定資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	30千円
<u>1年超</u>	<u>0千円</u>
計	30千円

5 引当金の取崩し

(1) 賞与等引当金の取崩し

当年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及び当該支給に係る法定福利費を支給することとなったため、賞与等引当金4,342千円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金の取崩し

不納欠損471千円に充てるため、貸倒引当金471千円を取り崩した。

令和4年度 南知多町水道事業予定損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	439,374		
(2) 受託工事収益	200		
(3) その他営業収益	15,981	455,555	
2 営業費用			
(1) 配水及び給水費	339,275		
(2) 受託工事費	200		
(3) 総係費	47,566		
(4) 減価償却費	234,927		
(5) 資産減耗費	652		
(6) その他営業費用	60	622,680	
営業損失			167,125
3 営業外収益			
(1) 市町補助金	13,672		
(2) 受取利息	12		
(3) 雑収益	912		
(4) 受取保険金	1		
(5) 長期前受金戻入	80,469		
(6) 資本費繰入収益	60,798		
(7) 一般会計補助金	76,684	232,548	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	20,416		
(2) 雑支出	12,724	33,140	199,408
経常利益			32,283
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	1	1	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	1		
(2) 過年度損益修正損	182	183	△ 182
7 予備費			
(1) 予備費	3,000	3,000	△ 3,000
当年度純利益			29,101
前年度繰越利益剰余金			91,365
その他未処分利益剰余金変動額			20,000
当年度未処分利益剰余金			140,466

令和4年度 南知多町水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

	資産の部		
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		88,862	
ロ 建物	201,839		
減価償却累計額	△ 128,861	72,978	
ハ 構築物	9,712,365		
減価償却累計額	△ 4,906,659	4,805,706	
ニ 機械及び装置	1,563,314		
減価償却累計額	△ 1,293,233	270,081	
ホ 量水器	35,411		
減価償却累計額	△ 15,369	20,042	
ヘ 車両及び運搬具	4,529		
減価償却累計額	△ 3,685	844	
ト 工具器具及び備品	24,691		
減価償却累計額	△ 21,718	2,973	
チ 建設仮勘定		39,364	
有形固定資産合計			5,300,850
(2) 投資その他の資産			
イ 破産更生債権等	16,003		
貸倒引当金	△ 16,003	0	
投資その他の資産合計			0
固定資産合計			5,300,850
2 流動資産			
(1) 現金預金		679,836	
(2) 未収金	132,674		
貸倒引当金	△ 418	132,256	
(3) 貯蔵品		2,943	
(4) その他流動資産		0	
流動資産合計			815,035
資産合計			6,115,885

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,299,229		
企業債合計		1,299,229	
固定負債合計			1,299,229
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	117,057		
企業債合計		117,057	
(2) 未払金		34,054	
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	4,342		
引当金合計		4,342	
(4) その他流動資産		0	
流動負債合計			155,453
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	131,860		
収益化累計額	△ 100,910	30,950	
ロ 工事負担金	1,840,127		
収益化累計額	△ 1,204,828	635,299	
ハ 国庫補助金	707,933		
収益化累計額	△ 344,560	363,373	
ニ 県補助金	828,943		
収益化累計額	△ 472,818	356,125	
ホ 市町補助金	633,756		
収益化累計額	△ 251,131	382,625	
(2) 建設仮勘定長期前受金			
イ 工事負担金		2,800	
繰延収益合計			1,771,172
負債合計			3,225,854

資本の部

6 資本金			2,390,122
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	6,362		
資本剰余金合計		6,362	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	16,637		
ロ 建設改良積立金	336,444		
ハ 当年度未処分利益剰余金	140,466		
利益剰余金合計		493,547	
剰余金合計			499,909
資本合計			2,890,031
負債資本合計			<u>6,115,885</u>

注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
建物	12～50年
構築物	10～80年
機械及び装置	6～20年
車両及び運搬具	2～7年
工具器具及び備品	2～20年

(2) 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、退職手当負担に関する覚書に基づき、毎事業年度支払う一定の負担金（一般負担金）を除き一般会計がその全額を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及び当該支給に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、「南知多町水道事業の離島の水道事業に関する経費負担等の確認書」に基づき、他会計が負担すると見込まれる額は、793,190千円である。

3 セグメント情報の開示

水道事業単一のセグメントのため、記載を省略している。

4 リース契約により使用する固定資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	178千円
<u>1年超</u>	<u>30千円</u>
計	208千円

5 引当金の取崩し

(1) 賞与等引当金の取崩し

当年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及び当該支給に係る法定福利費を支給することとなったため、賞与等引当金4,176千円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金の取崩し

不納欠損516千円に充てるため、貸倒引当金516千円を取り崩した。

令和 5 年度

南知多町水道事業会計予算明細書

予算事項別明細書
収益的收入及び支出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比 較
1 水道事業収益			711,082	731,702	△ 20,620
	1 営業収益		554,757	575,837	△ 21,080
		1 給水収益	538,340	559,511	△ 21,171
		2 受託工事収益	220	220	0
		3 その他営業収益	16,197	16,106	91
	2 営業外収益		156,324	155,864	460
		1 市町補助金	12,515	13,672	△ 1,157
		2 受取利息及び配当金	40	12	28
		3 雑収益	3	912	△ 909
		4 受取保険金	1	1	0
		7 長期前受金戻入	81,664	80,469	1,195
		8 資本費繰入	62,101	60,798	1,303

節		説 明	
区 分	金 額		
1 水道料金	538,340	水道料金	538,340
1 給水工事収益	220	受託工事収益	220
1 手数料	226	設計審査及び検査手数料 給水装置工事事業者指定登録手数料 給水装置工事事業者指定更新手数料	76 20 130
2 他会計負担金	15,966	消火栓維持管理費負担金 集落排水使用料収納事務委託負担金 離島水道事業負担金	2,600 1,366 12,000
3 材料売却収益	1	材料売却収益	1
4 工事負担金	4	工事負担金（課税） 公共工事負担金	2 2
1 市町補助金	12,515	離島水道事業運営費補助金（不課税）	12,515
1 預金利息	40	金融機関預金利息	40
1 不用品売却収益	1	不用品売却収益	1
2 雑入	1	雑入（課税）	1
7 貸倒引当金戻入益	1	貸倒引当金戻入益	1
1 受取保険金	1	受取保険金	1
1 受贈財産評価額	1,551	受贈財産評価額	1,551
2 工事負担金	36,187	工事負担金	36,187
3 国庫補助金	15,380	国庫補助金	15,380
4 県補助金	14,365	県補助金	14,365
5 市町補助金	14,181	市町補助金	14,181
1 資本費繰入	62,101	資本費繰入収益	62,101

(単位：千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較
		収益			
	3 特別利益		1	1	0
		1 固定資産売却益	1	1	0

節		説明	
区分	金額		
収益			
1 固定資産売却益		1 固定資産売却益	1

支 出

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比 較
1 水道事業費用			691,807	692,888	△ 1,081
	1 営業費用		658,242	654,091	4,151
		1 配水及び給水費	368,927	367,904	1,023

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 給料	5,795	職員 2 人	5,795
2 手当等	4,037	扶養手当 188 住居手当 588 通勤手当 171 時間外勤務手当 680 休日勤務手当 30 期末手当 806 勤勉手当 671 職員退職手当組合負担金 870 管理職員特別勤務手当 33	
3 賞与等引当金繰入額	833	賞与引当金繰入額 703 法定福利費引当金繰入額 130	
5 法定福利費	1,588	職員共済組合負担金 1,574 常勤職員公務災害補償負担金 14	
6 旅費	248	普通旅費	248
7 被服費	14	職員作業服	14
8 備消耗品費	400	修繕工事用等消耗品費 86 設計消耗品費 314	
9 燃料費	624	自動車用 446 ポンプ場用 143 軽油税 35	
11 通信運搬費	2,136	テレメーター受信料 1,923 携帯電話使用料 173 軽自動車運搬費 40	
12 委託料	27,495	水質検査 4,582 電気設備保守点検 866 水道施設機器点検 11,319 水道配管図データ更新 1,155 配水池・ポンプ場草刈 281 漏水調査業務 5,280 量水器取替業務 3,044 開閉栓業務 446 緊急遮断弁等保守点検業務 214 検便 11 CADシステム年間保守料 77 水道配管図システム保守業務 220	
13 手数料	127	通水検査手数料	127

(単位：千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較
		2 受託工事費	220	220	0
		3 総係費	53,691	50,328	3,363

節		説明	
区分	金額		
14 使用料及び賃借料	667	有料道路通行料	67
		海上タクシー借上料	570
		駐車場使用料	30
15 修繕費	44,735	水道施設維持修繕	36,496
		既設消火栓維持修繕	2,240
		自動車修繕	589
		取替量水器	5,116
		工具修繕	33
		収入印紙税等	5
		取替量水器払出	256
18 動力費	10,585	配水池・ポンプ場電気料	10,585
19 薬品費	491	次亜塩素酸ナトリウム（軽減税率対象）	454
		残留塩素測定用試薬	37
20 材料費	695	金属材料	500
		ビニール材料	20
		その他材料	175
22 会費及び負担金	90	職員研修負担金	90
23 保険料	3,336	自動車保険料	161
		水道賠償責任保険料	354
		建物共済分担金	2,821
24 受水費	264,981	県営水道受水費	264,981
25 工事請負費	1	工事請負費	1
27 公課費	47	自動車重量税	47
28 補償費	2	電柱支障移転補償金	1
		水道事故賠償金	1
25 工事請負費	220	受託工事費	220
1 給料	15,457	職員4人	15,457
2 手当等	8,369	管理職手当	638
		扶養手当	318
		通勤手当	510
		時間外勤務手当	585
		休日勤務手当	10
		期末手当	2,176
		勤勉手当	1,813
		職員退職手当組合負担金	2,319
3 賞与等引当金繰入額	2,373	賞与引当金繰入額	1,995
		法定福利費引当金繰入額	378

(単位：千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較
		4 減価償却費	232,864	234,927	△ 2,063
		5 資産減耗費	2,480	652	1,828
		6 その他営業費用	60	60	0
	2 営業外費用		30,364	35,596	△ 5,232
		1 支払利息	18,270	20,416	△ 2,146
		2 消費税及び	12,094	15,180	△ 3,086

節		説明	
区分	金額		
5 法定福利費	4,297	職員共済組合負担金 常勤職員公務災害補償負担金	4,259 38
6 旅費	65	普通旅費 特別旅費	62 3
8 備消耗品費	383	事務用消耗品等 事務用消耗品等(軽減税率対象)	351 32
10 印刷製本費	751	業務用電算用紙等	751
11 通信運搬費	1,248	郵送料	1,248
12 委託料	15,627	検針業務委託料 水道会計システム機器保守料 総合住民情報システム改修委託料	11,088 1,822 2,717
13 手数料	860	口座振替手数料 口座振込組戻手数料 コンビニ収納等取扱手数料 ネットバンク利用料 再振込手数料	496 4 264 93 3
14 賃借料	192	水道会計システム賃借料	192
15 修繕費	50	事務用器具	50
22 会費及び負担金	3,322	日本水道協会等会費 総合住民情報システム等負担金	141 3,181
46 貸倒引当金繰入額	697	一般債権 破産更生債権	123 574
29 有形固定資産減価償却費	232,864	有形固定資産減価償却費	232,864
31 固定資産除却費	2,479	有形固定資産除却費	2,479
32 たな卸資産減耗費	1	貯蔵品減耗費	1
33 材料売却原価	50	材料売却原価	50
34 雑支出	10	雑支出	10
35 企業債利息	18,270	企業債償還利息	18,270
26 消費税及び	12,094	消費税及び地方消費税	12,094

(単位：千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較
		地方消費税			
	3 特別損失		201	201	0
		1 固定資産売却損	1	1	0
		4 過年度損益修正損	200	200	0
	4 予備費		3,000	3,000	0
		1 予備費	3,000	3,000	0

節		説明	
区分	金額		
地方消費税			
39 固定資産売却損	1	固定資産売却損	1
45 過年度損益修正損	200	過年度分水道料金返還金	200
51 予備費	3,000	予備費	3,000

資本の収入及び支出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比 較
1 資本の収入			45,966	62,408	△ 16,442
	1 工事負担金		12,517	32,429	△ 19,912
		1 工事負担金	12,517	32,429	△ 19,912
	2 固定資産売却収入		1	1	0
		1 固定資産売却収入	1	1	0
	4 補助金		33,448	29,978	3,470
		2 県補助金	19,148	15,678	3,470
		3 市町補助金	14,300	14,300	0

節		説 明	
区 分	金 額		
1 加入分担金	935	加入分担金	935
2 工事負担金	11,582	消火栓新設改良工事負担金	4,846
		豊丘歩道設置に伴う配水管布設替工事負担金	2,332
		内海歩道設置に伴う配水管布設替工事負担金	4,404
1 固定資産売却収入	1	固定資産売却収入	1
1 県補助金	19,148	生活基盤施設耐震化等補助金	19,148
1 市町補助金	14,300	離島水道施設整備補助金	7,300
		離島配水管布設替工事等補助金	7,000

支 出

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比 較
1	資本的支出		265,236	269,355	△ 4,119
	1	建設改良費	148,178	151,236	△ 3,058
		1 配水設備新設改良費	147,867	150,934	△ 3,067
		2 固定資産購入費	311	302	9
	2	企業債償還金	117,058	118,119	△ 1,061
		1 企業債償還金	117,058	118,119	△ 1,061

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1	給料	7,280	職員2人 7,280
2	手当等	4,711	管理職手当 507 扶養手当 438 通勤手当 155 時間外勤務手当 500 休日勤務手当 30 期末手当 1,085 勤勉手当 904 職員退職手当組合負担金 1,092
3	賞与等引当金支払額	1,186	賞与引当金支払額 996 法定福利費引当金支払額 190
5	法定福利費	2,119	職員共済組合負担金 2,104 常勤職員公務災害補償負担金 15
12	委託料	4,136	配水管支障移転工事実施設計業務委託 4,136
25	工事請負費	128,435	消火栓新設工事 3,806 配水管布設替工事 23,000 老朽管耐震化工事(補助) 83,567 配水管新設工事 3,300 移設補償工事(補償) 2,200 初神減圧弁更新工事 7,557 岩屋減圧弁更新工事 5,005
41	量水器	311	新設用量水器 311
44	建設改良費等の財源に充てるための企業債	117,058	建設改良費等の財源に充てるための企業債 117,058

企業債明細書

(単位：円)

種 類	発行総額	利率 %	令和4年度末 未償還残高 (見込)	令和5年度中増減見込額	
				借 入 見込額	元金償還 見込額
平成5年度大蔵省	80,600,000	3.65	4,810,911		4,810,911
平成6年度大蔵省	34,800,000	4.65	4,474,683		2,185,928
平成7年度大蔵省	14,000,000	3.15	2,310,928		746,363
平成7年度大蔵省	109,200,000	3.40	18,444,632		5,942,132
平成8年度大蔵省	36,400,000	2.90	7,716,478		1,846,622
平成8年度公営企業金融公庫	2,100,000	2.90	242,643		119,575
平成8年度公営企業金融公庫	22,500,000	2.85	2,587,909		1,275,647
平成8年度大蔵省	16,000,000	2.90	3,391,859		811,702
平成9年度大蔵省	61,400,000	2.10	14,969,165		2,870,072
平成9年度公営企業金融公庫	2,200,000	2.20	353,463		115,253
平成9年度公営企業金融公庫	27,400,000	2.15	4,382,525		1,429,715
平成10年度大蔵省	33,600,000	2.10	9,729,719		1,538,123
平成10年度公営企業金融公庫	22,400,000	2.10	4,706,813		1,140,092
平成10年度大蔵省	33,600,000	2.10	9,729,719		1,538,123
平成11年度大蔵省	57,600,000	2.00	19,109,376		2,569,664
平成11年度公営企業金融公庫	38,400,000	2.00	9,902,681		1,902,503
平成11年度大蔵省	126,400,000	2.00	41,934,460		5,638,984
平成11年度公営企業金融公庫	95,100,000	2.00	24,524,607		4,711,667
平成12年度財務省	38,700,000	1.60	14,096,640		1,665,377
平成12年度公営企業金融公庫	31,300,000	1.65	9,337,310		1,492,995
平成12年度財務省	183,500,000	2.00	64,910,439		8,105,289
平成12年度公営企業金融公庫	148,500,000	2.00	41,919,647		7,284,490
平成13年度財務省	44,700,000	2.20	18,963,964		1,927,457
平成13年度公営企業金融公庫	36,300,000	2.20	13,036,069		1,742,312
平成14年度財務省	66,900,000	1.20	29,180,794		2,763,496
平成14年度公営企業金融公庫	62,900,000	1.30	24,032,988		2,869,556
平成15年度財務省	42,600,000	2.00	21,367,732		1,755,062
平成15年度公営企業金融公庫	42,500,000	1.90	18,858,118		1,940,384
平成16年度財務省	11,100,000	2.10	6,049,900		448,269
平成16年度公営企業金融公庫	55,300,000	2.10	27,326,832		2,483,024
平成17年度財務省	3,900,000	2.10	2,279,884		154,244
平成17年度公営企業金融公庫	6,100,000	2.00	3,265,380		268,205
平成22年度財務省	109,600,000	1.90	83,935,374		3,951,636
平成23年度財務省	9,200,000	1.70	7,333,158		329,994
平成23年度地方公共団体金融機構	166,700,000	1.70	132,873,643		5,979,348
平成24年度地方公共団体金融機構	102,600,000	1.50	85,026,654		3,675,004
平成25年度地方公共団体金融機構	125,600,000	1.40	108,327,784		4,470,773
平成26年度地方公共団体金融機構	95,000,000	1.20	85,042,395		3,399,420
平成27年度地方公共団体金融機構	128,000,000	0.10	64,159,958		12,806,347
平成27年度地方公共団体金融機構	124,000,000	0.50	114,639,680		4,715,335
平成29年度地方公共団体金融機構	44,000,000	0.60	44,000,000		1,636,383
令和2年度地方公共団体金融機構	119,700,000	0.10	119,700,000		0
令和3年度地方公共団体金融機構	93,300,000	0.20	93,300,000		0
計	2,705,700,000		1,416,286,914	0	117,057,476

令和5年度末 までの償還額 累計(見込)	令和5年度末 未償還残高 (見込)	令和5年度 支払利子 (見込)	償還終期 年 度	備 考
80,600,000	0	132,095	令和5年度	送配水管布設替事業
32,511,245	2,288,755	182,954	令和6年度	同 上
12,435,435	1,564,565	66,963	令和7年度	同 上
96,697,500	12,502,500	577,034	令和7年度	佐久島島内上水道施設改良事業
30,530,144	5,869,856	210,486	令和8年度	送配水管布設替事業
1,976,932	123,068	6,177	令和6年度	同 上
21,187,738	1,312,262	64,731	令和6年度	同 上
13,419,843	2,580,157	92,522	令和8年度	緊急遮断弁設置事業
49,300,907	12,099,093	299,364	令和9年度	送配水管布設替事業
1,961,790	238,210	7,145	令和7年度	同 上
24,447,190	2,952,810	86,581	令和7年度	同 上
25,408,404	8,191,596	196,291	令和10年度	老朽管更新事業
18,833,279	3,566,721	92,888	令和8年度	同 上
25,408,404	8,191,596	196,291	令和10年度	水道施設整備事業
41,060,288	16,539,712	369,402	令和11年度	老朽管更新事業
30,399,822	8,000,178	188,589	令和9年度	同 上
90,104,524	36,295,476	810,634	令和11年度	水道施設整備事業
75,287,060	19,812,940	467,051	令和9年度	同 上
26,268,737	12,431,263	218,911	令和12年度	老朽管更新事業
23,455,685	7,842,315	147,933	令和10年度	同 上
126,694,850	56,805,150	1,257,883	令和12年度	水道施設整備事業
113,864,843	34,635,157	802,152	令和10年度	同 上
27,663,493	17,036,507	406,663	令和13年度	老朽管更新事業
25,006,243	11,293,757	277,264	令和11年度	同 上
40,482,702	26,417,298	341,904	令和14年度	同 上
41,736,668	21,163,332	303,134	令和12年度	同 上
22,987,330	19,612,670	418,622	令和15年度	同 上
25,582,266	16,917,734	349,132	令和13年度	同 上
5,498,369	5,601,631	124,707	令和16年度	同 上
30,456,192	24,843,808	560,896	令和14年度	同 上
1,774,360	2,125,640	47,072	令和17年度	同 上
3,102,825	2,997,175	63,973	令和15年度	同 上
29,616,262	79,983,738	1,576,090	令和22年度	海底管布設替事業
2,196,836	7,003,164	123,268	令和23年度	日間賀島重要給水施設配水管布設替事業
39,805,705	126,894,295	2,233,548	令和23年度	篠島配水池築造事業
21,248,350	81,351,650	1,261,670	令和24年度	大井配水池耐震補強事業等
21,742,989	103,857,011	1,500,995	令和25年度	日間賀島重要給水施設配水管整備事業等
13,357,025	81,642,975	1,010,342	令和26年度	日間賀島配水池築造事業
76,646,389	51,353,611	60,959	令和9年度	内海配水池耐震化事業
14,075,655	109,924,345	567,311	令和27年度	管路耐震化事業
1,636,383	42,363,617	261,549	令和29年度	配水管布設替事業
0	119,700,000	119,700	令和32年度	老朽管耐震化事業・管路布設替事業
0	93,300,000	186,600	令和33年度	配水管布設替事業・管路布設替事業・配水管新設事業
1,406,470,662	1,299,229,338	18,269,476		

令和5年度

南知多町漁業集落排水事業会計予算書

議案第25号

令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 接 続 戸 数 7 5 5 戸
- (2) 年 間 汚 水 量 2 1 8 , 0 6 3 m³
- (3) 一 日 平 均 処 理 水 量 5 9 7 m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中処理場費34,528千円の財源に充てるため基金7,024千円を取り崩し、総務費17,926千円に充てるため、企業債2,200千円を借り入れる。

収 入

- 第1款 漁業集落排水事業収益 1 3 5 , 6 3 1 千円
- 第1項 営業収益 2 9 , 4 0 3 千円
- 第2項 営業外収益 1 0 4 , 8 2 8 千円
- 第3項 特別利益 1 , 4 0 0 千円

支 出

- 第1款 漁業集落排水事業費用 1 3 9 , 9 0 2 千円
- 第1項 営業費用 1 3 4 , 1 6 8 千円
- 第2項 営業外費用 3 , 7 1 8 千円
- 第3項 特別損失 1 , 0 1 6 千円
- 第4項 予 備 費 1 , 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 資本的収入 6 5 , 8 0 7 千円
- 第1項 分 担 金 2 0 9 千円
- 第2項 企 業 債 1 3 , 5 0 0 千円
- 第3項 補 助 金 3 5 , 0 9 8 千円
- 第4項 他会計出資金 1 7 , 0 0 0 千円

支 出

- 第1款 資本的支出 6 1 , 2 1 9 千円
- 第1項 建設改良費 3 4 , 7 6 7 千円
- 第2項 企業債償還金 2 6 , 4 5 2 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額はそれぞれ5,245千円、16,727千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
処理場等設備改良工事・管路新設工事	千円 13,500	普通貸借 又 は 証券発行	年利4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借り換えすることができる。
漁業集落排水事業アドバイザー業務委託	2,200			
計	15,700			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 第1項 営業費用
- 第2項 営業外費用
- 第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1 2 , 7 4 7 千円

(他会計からの補助金)

第8条 漁業集落排水事業の運営及び助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、49,024千円である。

令和 5 年 3 月 3 日提出

南知多町長 石黒和彦

令和 5 年 度

南知多町漁業集落排水事業会計予算説明書

令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計予算実施計画書

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	漁業集落排水事業収益		135,631	
	1 営業収益		29,403	主たる営業活動から生じる収益
		1 漁業集落排水施設使用料	29,391	漁業集落排水施設使用料
		2 その他営業収益	12	漁業集落排水施設使用料以外の営業収益
	2 営業外収益		104,828	主たる営業活動以外から生ずる収益
		1 他会計補助金	34,885	汚水処理事業費用に対する一般会計繰入金
		5 消費税及び地方消費税還付金	487	令和5年度分消費税及び地方消費税還付金
		6 長期前受金戻入	69,456	補助金等長期前受金戻入
	3 特別利益		1,400	
		2 その他特別利益	1,400	令和4年度分消費税及び地方消費税還付金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	漁業集落排水事業費用		139,902	
	1 営業費用		134,168	主たる営業活動に必要な費用
		1 管渠費	4,312	管渠の維持管理に要する費用
		2 処理場費	34,528	処理場の維持管理に要する費用
		3 総係費	17,926	事業活動全般に関する費用及び使用料の調定、収納その他の業務に要する費用
		4 減価償却費	72,204	固定資産の減価償却費
		5 資産減耗費	5,198	固定資産の除却費
	2 営業外費用		3,718	主たる営業活動以外に必要な費用
		1 支払利息	3,718	企業債の償還利息
	3 特別損失		1,016	
		4 過年度損益修正損	100	過年度分漁業集落排水施設使用料返還金
		5 その他特別損失	916	法適化前年度に属する引当金
	4 予備費		1,000	
		1 予備費	1,000	

資本的収入及び支出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	資本的収入		65,807	
	1	分担金	209	
		1 分担金	209	漁業集落排水施設工事に対する受益者分担金
	3	企業債	13,500	
		1 企業債	13,500	建設改良に充てるための企業債
	4	補助金	35,098	
		2 県補助金	20,959	漁業集落環境整備事業費補助金
		3 他会計補助金	14,139	資本的支出の財源を補助するための一般会計繰入金
	5	他会計出資金	17,000	
		1 他会計出資金	17,000	出資目的の一般会計繰入金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	資本的支出		61,219	
	1	建設改良費	34,767	
		1 管路設備新設改良費	1,932	管路の新設及び改良に要する費用
		2 処理場設備新設改良費	32,835	処理場設備の整備に要する費用
	2	企業債償還金	26,452	
		1 企業債償還金	25,527	企業債の元金償還金
		2 その他の企業債償還金	925	建設改良費に充てる企業債以外の元金償還金

令和5年度 南知多町漁業集落排水事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	3条なお書		9,224	
	1	基金取崩し 収入	7,024	
		1 基金取崩し 収入	7,024	
	2	企業債	2,200	
		1 企業債	2,200	

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 5,497
減価償却費	72,203
賞与等引当金の増減額 (△は減少)	916
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	423
固定資産除却費	5,198
長期前受金戻入額	△ 69,456
支払利息	3,718
未収金の増減額 (△は増加)	△ 784
未払金の増減額 (△は減少)	△ 4,250
小計	2,471
利息の支払額	△ 3,718
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,247

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 31,607
国庫補助金等による収入	19,054
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	14,130
工事負担金の受入による収入	190
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,767

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	13,500
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 25,527
その他の企業債による収入	2,200
その他の企業債の償還による支出	△ 925
他会計からの出資による収入	17,000
基金取崩しによる収入	7,024
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,272

資金増加額(又は減少額)	13,792
資金期首残高	13,221
資金期末残高	27,013

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本年度		2		6,220	4,504	10,724	2,023	12,747
前年度								
比 較		2		6,220	4,504	10,724	2,023	12,747

備考 ()内は再任用短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	管理職 手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当
	本年度		120		120	212
	前年度					
	比 較		120		120	212
手 当 の 内 訳	区 分	休日勤務 手当	期末手当	勤勉手当	退職手当 組合負担金	管理職特別 勤務手当
	本年度	10	1,678	1,398	933	33
	前年度					
	比 較	10	1,678	1,398	933	33

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	6,220	給与改定に伴う 増減分			
		昇給に伴う 増加分			
		その他の増減分	6,220	漁業集落排水事業への 地方公営企業法の適用 による皆増	
手 当	4,504	制度改正に伴う 増減分			
		その他の増減分	4,504	漁業集落排水事業への 地方公営企業法の適用 による皆増	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区	分	
	平均給料月額 (円)	一般行政職
令和5年1月1日現在	平均給料月額 (円)	252,100
	平均給与月額 (円)	285,350
	平均年齢 (歳)	41.8
令和4年1月1日現在	平均給料月額 (円)	
	平均給与月額 (円)	
	平均年齢 (歳)	

備考 この欄の「平均給与月額」とは、給料及び手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当組合負担金を除く。）をいう。

(2) 初任給

区 分	一般行政職 (円)	国の制度
		一般行政職 (円)
高 校 卒	158,900	158,900
大 学 卒	191,700	191,700

(3) 級別職員数

区 分	一般行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年1月1日現在	1 級		
	2 級	2	100.0
	3 級		
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	計	2	100.0
令和4年1月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級		
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	計		

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
企 業 職	職 員	上級職員	主 査	係 主	長 査	主 幹	課 長	部 長
							部 次 課	長 課 長

(4) 昇給

	区 分		合 計	一般行政職	
	本 年 度	職 員 数 (A) (人)		2	2
昇給に係る職員数 (B) (人)			2	2	
昇給数別内訳		1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)		1	1
		6号給 (人)		1	1
8号給 (人)					
比 率 (B) / (A) (%)		100.0	100.0		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)				
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	昇給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	比 率 (B) / (A) (%)				

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	2.20	2.20	4.40	有	
前 年 度					
国 の 制 度	2.20	2.20	4.40	有	

(6) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
国 の 制 度 (支給率等)	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	

(7) その他の手当

区 分	国の制度との異同
扶 養 手 当	同
住 居 手 当	同
通 勤 手 当	同

令和5年度 南知多町漁業集落排水事業予定開始貸借対照表

(令和5年4月1日)

		(単位：千円)	
		資 産 の 部	
1	固定資産		
(1)	有形固定資産		
イ	土地	139,020	
ロ	建物	53,363	
	減価償却累計額	0	53,363
ハ	構築物	1,041,151	
	減価償却累計額	0	1,041,151
ニ	機械及び装置	165,330	
	減価償却累計額	0	165,330
ホ	工具器具及び備品	2,513	
	減価償却累計額	0	2,513
	有形固定資産合計		1,401,377
(2)	投資その他の資産		
イ	基金	7,024	
ロ	破産更生債権等	0	
	貸倒引当金	0	0
	投資その他の資産合計		7,024
	固定資産合計		1,408,401
2	流動資産		
(1)	現金預金		13,221
(2)	未収金		5,246
	貸倒引当金	0	5,246
	流動資産合計		18,467
	資 産 合 計		<u>1,426,868</u>

負 債 の 部

3	固定負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	201,459	
ロ	その他の企業債	16,875	
	企業債合計		218,334
	固定負債合計		218,334
4	流動負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	25,527	
ロ	その他の企業債	925	
	企業債合計		26,452
(2)	未払金		16,726
(3)	引当金		
イ	賞与等引当金	0	
	引当金合計		0
(4)	その他流動負債		0
	流動負債合計		43,178
5	繰延収益		
(1)	長期前受金	1,013,597	
(2)	長期前受金収益化累計額	0	
	繰延収益合計		1,013,597
	負債合計		<u>1,275,109</u>

令和5年度 南知多町漁業集落排水事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

資 本 の 部		
6	資 本 金	14,519
7	剰 余 金	
(1)	資本剰余金	
イ	受贈財産評価額	121,779
ロ	分担金	6
ハ	国庫補助金	8,029
ニ	県補助金	3,848
ホ	一般会計補助金	3,578
ヘ	一般会計負担金	0
	資本剰余金合計	137,240
(2)	利益剰余金	
イ	減債積立金	0
ロ	繰越利益剰余金年度末残高	0
ハ	建設改良積立金	0
ニ	当年度未処理欠損金	0
	利益剰余金合計	0
	剰 余 金 合 計	137,240
	資 本 合 計	151,759
	負債資本合計	1,426,868

資 産 の 部		
1	固定資産	
(1)	有形固定資産	
イ	土 地	139,020
ロ	建 物	53,363
	減価償却累計額	△ 2,632
ハ	構 築 物	1,037,710
	減価償却累計額	△ 33,584
ニ	機 械 及 び 装 置	195,180
	減価償却累計額	△ 35,763
ホ	工 具 器 具 及 び 備 品	2,513
	減価償却累計額	△ 224
	有形固定資産合計	1,355,583
(2)	投資その他の資産	
イ	基金	0
ロ	破産更生債権等	1,000
	貸倒引当金	△ 1,000
	投資その他の資産合計	0
	固定資産合計	1,355,583
2	流動資産	
(1)	現金預金	27,013
(2)	未 収 金	6,028
	貸倒引当金	△ 422
	流動資産合計	32,619
	資 産 合 計	1,388,202

		負債の部	
3	固定負債		
(1)	企業債		
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	187,235	
	ロ その他の企業債	<u>18,150</u>	
	企業債合計		205,385
	固定負債合計		205,385
4	流動負債		
(1)	企業債		
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	27,723	
	ロ その他の企業債	<u>925</u>	
	企業債合計		28,648
(2)	未払金		12,476
(3)	引当金		
	イ 賞与等引当金	<u>916</u>	
	引当金合計		916
(4)	その他流動負債		0
	流動負債合計		42,040
5	繰延収益		
(1)	長期前受金	1,046,971	
(2)	長期前受金収益化累計額	<u>△ 69,456</u>	
	繰延収益合計		977,515
	負債合計		<u><u>1,224,940</u></u>

		資本の部	
6	資本金		31,519
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
	イ 受贈財産評価額	121,779	
	ロ 分担金	6	
	ハ 国庫補助金	8,029	
	ニ 県補助金	3,848	
	ホ 一般会計補助金	3,578	
	ヘ 一般会計負担金	<u>0</u>	
	資本剰余金合計		137,240
(2)	利益剰余金		
	イ 減債積立金	0	
	ロ 繰越利益剰余金年度末残高	0	
	ハ 建設改良積立金	0	
	ニ 当年度未処理欠損金	<u>5,497</u>	
	利益剰余金合計		△ 5,497
	剰余金合計		<u>131,743</u>
	資本合計		<u>163,262</u>
	負債資本合計		<u><u>1,388,202</u></u>

注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
建物	10～38年
構築物	35～50年
機械及び装置	10～20年
工具器具及び備品	5～10年

(2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、退職手当負担に関する覚書に基づき、毎事業年度支払う一定の負担金（一般負担金）を除き一般会計がその全額を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及び当該支給に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（1年内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、234,034千円である。

3 セグメント情報の開示

漁業集落排水事業単一のセグメントのため、記載を省略している。

予算事項別明細書
収益的收入及び支出
取 入

(単位：千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比 較
1	漁業集落排水事業収益		135,631		135,631
	1	営業収益	29,403		29,403
		1 漁業集落排水施設使用料	29,391		29,391
		2 その他営業収益	12		12
	2	営業外収益	104,828		104,828
		1 他会計補助金	34,885		34,885
		5 消費税及び地方消費税還付金	487		487
		6 長期前受金戻入	69,456		69,456
	3	特別利益	1,400		1,400
		2 その他特別利益	1,400		1,400

節		説 明	
区 分	金 額		
1	29,391	漁業集落排水施設使用料	29,391
1	11	指定工事店登録手数料 責任技術者登録手数料	10 1
5	1	雑収益	1
1	34,885	一般会計補助金（不課税） 一般会計補助金（特定収入）	11,664 23,221
1	487	消費税及び地方消費税還付金	487
2	4,515	分担金	4,515
4	45,458	県補助金	45,458
5	19,483	一般会計補助金	19,483
6	1,400	消費税及び地方消費税還付金	1,400

支 出

(単位：千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比 較
1	漁業集落排水事業費用		139,902		139,902
	1	営業費用	134,168		134,168
		1 管渠費	4,312		4,312
		2 処理場費	34,528		34,528
		3 総係費	17,926		17,926

節		説 明	
区 分	金 額		
11	通信運搬費	33	電話料 33
12	委託料	2,370	マンホールポンプ点検委託料 2,167 マンホールポンプ緊急出動委託料 203
13	手数料	157	ポンプ清掃手数料 157
15	修繕費	400	修繕料 400
18	動力費	1,352	動力費 1,352
9	燃料費	26	燃料費 26
11	通信運搬費	37	電話料 37
12	委託料	16,019	浄化センター運転管理委託料 4,620 浄化センター汚泥搬出委託料 10,401 浄化センター電気保安管理業務委託料 387 浄化センター等緊急出動委託料 165 浄化センター草積込業務委託料 55 浄化センターばっ気沈砂槽清掃業務委託料 240 浄化センター脱離液配管高圧洗浄業務委託料 151
15	修繕費	1,129	修繕料 1,129
18	動力費	12,814	動力費 12,814
19	薬品費	2,097	薬品費 2,097
23	保険料	41	公共公用建物共済保険料 41
25	工事請負費	2,365	処理場等設備維持修繕工事 2,365
1	給料	6,220	職員2人 6,220
2	手当等	2,964	扶養手当 120 通勤手当 120 時間外勤務手当 212 休日勤務手当 10 期末手当 838 勤勉手当 698 職員退職手当組合負担金 933 管理職特別勤務手当 33
3	賞与等引当金繰入額	916	賞与引当金繰入額 770 法定福利費引当金繰入額 146
5	法定福利費	1,731	職員共済組合負担金 1,716

(単位：千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較
		4 減価償却費	72,204		72,204
		5 資産減耗費	5,198		5,198
	2 営業外費用		3,718		3,718
		1 支払利息	3,718		3,718
	3 特別損失		1,016		1,016
		4 過年度損益修正損	100		100
		5 その他特別損失	916		916
	4 予備費		1,000		1,000
		1 予備費	1,000		1,000

節		説明	
区分	金額		
		常勤職員公務災害補償負担金	15
6 旅費	118	普通旅費	118
8 備消耗品費	81	消耗品費	81
11 通信運搬費	20	郵送料	20
12 委託料	5,158	集落排水使用料収納事務委託料 漁業集落排水事業会計システム保守料 アドバイザリ業務委託料	1,367 1,591 2,200
13 手数料	56	浄化槽法定検査手数料 口座振込組戻手数料 ネットバンク利用料 再振込手数料	26 2 27 1
14 賃借料	64	船舶借上料 有料道路通行料 駐車場使用料	17 17 30
22 会費及び負担金	163	総合住民情報システム等負担金 日本下水道協会負担金	134 29
23 保険料	12	下水道賠償責任保険料	12
46 貸倒引当金繰入額	423	一般債権 破産更生債権	422 1
29 有形固定資産減価償却費	72,204	有形固定資産減価償却費	72,204
31 固定資産除却費	5,198	有形固定資産除却費	5,198
35 企業債利息	3,718	企業債償還利息	3,718
45 過年度損益修正損	100	過年度分集落排水使用料返還金	100
2 手当等	916	期末手当 勤勉手当 法定福利費	420 350 146
51 予備費	1,000	予備費	1,000

資本的收入及び支出
収 入

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比 較
1 資本的收入			65,807		65,807
	1 分担金		209		209
		1 分担金	209		209
	3 企業債		13,500		13,500
		1 企業債	13,500		13,500
	4 補助金		35,098		35,098
		2 県補助金	20,959		20,959
		3 他会計補助金	14,139		14,139
	5 他会計出資金		17,000		17,000
		1 他会計出資金	17,000		17,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 漁業集落排水受益者分担金	209	漁業集落排水事業受益者分担金	209
1 建設改良費等の財源に充てるための企業債	13,500	集落排水事業債	13,500
1 県補助金	20,959	漁業集落環境整備事業費補助金	20,959
1 一般会計補助金	14,139	一般会計補助金(不課税) 一般会計補助金(特定収入)	14,040 99
1 一般会計出資金	17,000	一般会計出資金	17,000

支 出

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比 較
1 資本的支出			61,219		61,219
	1 建設改良費		34,767		34,767
		1 管路設備新設改良費	1,932		1,932
		2 処理場設備新設改良費	32,835		32,835
	2 企業債償還金		26,452		26,452
		1 企業債償還金	25,527		25,527
		2 その他の企業債償還金	925		925

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
25 工事請負費	1,932	管路新設工事	1,932
25 工事請負費	32,835	処理場等設備改良工事	32,835
44 建設改良費等の財源に充てるための企業債	25,527	建設改良費等の財源に充てるための企業債	25,527
45 その他の企業債	925	その他の企業債	925

企業債明細書

(単位：円)

種類	発行総額	利率%	令和4年度末 未償還残高 (見込)	令和5年度中増減見込額	
				借入 見込額	元金償還 見込額
平成8年度大蔵省	6,600,000	2.70	1,374,251		329,868
平成9年度大蔵省	8,400,000	2.00	2,029,766		389,958
平成10年度大蔵省	41,700,000	2.10	12,075,274		1,908,920
平成11年度大蔵省	105,200,000	2.00	34,901,149		4,693,205
平成12年度財務省	50,300,000	1.60	18,321,987		2,164,558
平成12年度公営企業金融公庫	23,900,000	1.70	7,157,456		1,143,001
平成13年度財務省	128,200,000	2.20	54,388,816		5,527,962
平成14年度財務省	26,000,000	1.10	11,262,171		1,071,440
平成14年度公営企業金融公庫	26,100,000	1.35	10,007,032		1,192,772
平成14年度公営企業金融公庫	1,300,000	1.30	496,707		59,310
平成15年度財務省	11,700,000	2.10	5,904,423		482,474
平成15年度公営企業金融公庫	14,000,000	2.00	6,250,832		640,547
平成16年度財務省	8,500,000	2.00	4,606,803		343,288
平成16年度公営企業金融公庫	10,100,000	2.00	4,962,532		453,004
平成17年度財務省	4,000,000	2.20	2,350,387		158,026
平成17年度公営企業金融公庫	4,000,000	2.20	2,163,781		175,902
平成18年度財務省	2,700,000	2.20	1,690,870		104,359
平成18年度公営企業金融公庫	3,200,000	2.10	1,859,817		137,804
平成20年度財務省	3,100,000	2.00	2,156,737		115,619
平成22年度財務省	2,100,000	2.00	1,613,061		75,267
平成25年度公営企業金融公庫	7,000,000	0.40	887,286		887,286
平成26年度公営企業金融公庫	7,600,000	0.20	1,911,409		954,749
平成27年度公営企業金融公庫	3,500,000	0.10	1,312,500		437,500
令和2年度財務省	5,600,000	0.04	5,600,000		700,000
令和2年度公営企業金融公庫	5,600,000	0.04	5,600,000		700,000
令和2年度民間銀行	7,400,000	0.70	7,400,000		925,000
令和3年度財務省	6,200,000	0.20	6,200,000		0
令和3年度公営企業金融公庫	6,300,000	0.20	6,300,000		0
令和3年度愛知県山間市町村振興資金	3,500,000	0.01	3,500,000		0
令和4年度財務省	6,800,000	1.00	6,800,000		680,000
令和4年度公営企業金融公庫	6,800,000	1.00	6,800,000		0
令和4年度愛知県山間市町村振興資金	6,900,000	0.01	6,900,000		0
令和5年度財務省	6,700,000	1.00	0	6,700,000	0
令和5年度公営企業金融公庫	6,800,000	1.00	0	6,800,000	0
令和5年度愛知県山間市町村振興資金	2,200,000	0.01	0	2,200,000	0
計	570,000,000		244,785,047	15,700,000	26,451,819

令和5年度末 までの償還額 累計(見込)	令和5年度末 未償還残高 (見込)	令和5年度 支払利子 (見込)	償還最終 年 度	備考
5,555,617	1,044,383	34,892	令和8年度	管路新設事業
6,760,192	1,639,808	38,656	令和9年度	同上
31,533,646	10,166,354	243,612	令和10年度	同上
74,992,056	30,207,944	674,673	令和11年度	管路新設事業、処理場等設備改良事業
34,142,571	16,157,429	284,528	令和12年度	同上
17,885,545	6,014,455	116,839	令和10年度	同上
79,339,146	48,860,854	1,166,316	令和13年度	同上
15,809,269	10,190,731	120,946	令和14年度	同上
17,285,740	8,814,260	131,084	令和12年度	同上
862,603	437,397	6,264	令和12年度	同上
6,278,051	5,421,949	121,474	令和15年度	同上
8,389,715	5,610,285	121,829	令和13年度	同上
4,236,485	4,263,515	90,428	令和16年度	管路新設事業
5,590,472	4,509,528	96,996	令和14年度	同上
1,807,639	2,192,361	50,844	令和17年度	同上
2,012,121	1,987,879	46,640	令和15年度	同上
1,113,489	1,586,511	36,629	令和18年度	同上
1,477,987	1,722,013	38,336	令和16年度	同上
1,058,882	2,041,118	42,559	令和20年度	同上
562,206	1,537,794	31,887	令和22年度	同上
7,000,000	0	2,664	令和5年度	管路新設事業、処理場等設備改良事業
6,643,340	956,660	3,347	令和6年度	同上
2,625,000	875,000	1,202	令和7年度	同上
700,000	4,900,000	2,170	令和12年度	処理場等設備改良事業
700,000	4,900,000	2,170	令和12年度	同上
925,000	6,475,000	50,326	令和12年度	地方公営企業会計適用事業
0	6,200,000	12,400	令和13年度	管路新設事業、処理場等設備改良事業
0	6,300,000	12,600	令和13年度	同上
0	3,500,000	350	令和13年度	地方公営企業会計適用事業
680,000	6,120,000	66,300	令和14年度	管路新設事業、処理場等設備改良事業
0	6,800,000	68,000	令和14年度	同上
0	6,900,000	690	令和14年度	地方公営企業会計適用事業
0	6,700,000	0	令和15年度	管路新設事業、処理場等設備改良事業
0	6,800,000	0	令和15年度	同上
0	2,200,000	0	令和15年度	地方公営企業会計適用事業
335,966,772	234,033,228	3,717,651		

発議第 2号

南知多町議会の会議に関する規則の一部を改正する規則について

南知多町議会の会議に関する規則（昭和36年南知多町規則第4号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5年 3月 3日提出

提出者	南知多町議会議員	小嶋完作
賛成者	〃	片山陽市
	〃	鈴木浩二
	〃	山本優作

提案理由

議場改修工事に伴い、議席のマイク及び電子採決システムを活用するため、会議に関する規則の一部を改正するものである。

南知多町議会の会議に関する規則の一部を改正する規則

南知多町議会の会議に関する規則（昭和36年南知多町規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第49条第1項及び第53条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第67条第2項中「申し出」を「申出」に改める。

第80条の見出し中「起立」の次に「等」を加え、同条に次の3項を加える。

- 3 第1項及び第86条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムによる表決をとることができる。
- 4 電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とするものは賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。
- 5 電子採決システムによる表決において、議長が表決を終了する宣言をした時点で、出席議員が賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押していないときは、その出席議員は、棄権したものとみなす。

第87条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正

平成2年3月20日議会規則第1号
平成3年6月28日議会規則第1号
平成9年4月1日議会規則第1号
平成12年3月23日議会規則第1号
平成14年6月24日議会規則第1号
平成19年3月22日規則第4号
平成20年9月26日議会規則第1号
平成25年3月7日規則第2号
令和2年12月8日議会規則第1号
令和3年9月23日規則第51号

南知多町議会の会議に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第12条）
- 第2章 議案及び動議（第13条—第19条）
- 第3章 議事日程（第20条—第24条）
- 第4章 選挙（第25条—第34条）
- 第5章 議事（第35条—第48条）
- 第6章 発言（第49条—第63条）
- 第7章 委員会（第64条—第76条）
- 第8章 表決（第77条—第87条）
- 第9章 請願（第88条—第94条）
- 第10章 秘密会（第95条・第96条）
- 第11章 辞職及び資格の決定（第97条—第100条）
- 第12章 規律（第101条—第108条）
- 第13章 懲罰（第109条—第115条）
- 第14章 公聴会（第116条—第121条）
- 第15章 参考人（第122条）
- 第16章 会議録（第123条—第125条）
- 第17章 全員協議会（第126条）
- 第18章 議員の派遣（第127条）
- 第19章 補則（第128条）

附則

第1章 総則

（参集）

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席又は遅刻の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅刻するときは、その理由をつけ、当日の開議時刻

までに議長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

（議席）

第3条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

- 2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。
- 4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

（会期）

第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

- 2 会期は、招集された日から起算する。

（会期の延長）

第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。

（会期中の閉会）

第6条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

（議会の開閉）

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

（会議時間）

第8条 会議時間は、午前9時半から午後5時までとする。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。
- 3 会議の開始は、放送等で報ずる。

（休会）

第9条 町の休日は、休会とする。

- 2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会することができる。
- 3 議長は、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

（会議の開閉等）

第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

- 2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
- 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもって行う。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、署名して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案をそなえ、発議者が署名して、議長に提出しなければならない。

(秘密会の動議)

第17条 秘密会の動議は、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第18条 他の事件に先立って表決に付きなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から事件については文書により、動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。

第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要であると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終らなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を点検させなければならない。

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終ったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第33条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。

(選挙関係書類の保存)

第34条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第35条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第37条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第38条 会議に付する事件は、第91条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

3 提出者の説明又は第1項の委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第39条 委員会に付託した事件は、第76条(委員会報告書)の規定による報告書の提出をまつて議題とする。

(委員長及び少数意見の報告)

第40条 委員会の審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者で第75条(少数意見の留保)第2項の手続きを行ったものが少数意見の報告をする。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第1項の報告は、議会の議決により、又は議長において委員会報告書若しくは少数意見報告書を配布し、若しくは朗読したときは、省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第41条 委員長の報告及び少数意見の報告が終わったとき又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第42条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論及び表決)

第43条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第44条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査の期限)

第45条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終えることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

3 前2項の期限までに審査又は調査が終らなかったときは、その事件は、第39条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第46条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再審査又は再調査のための付託)

第47条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第48条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6章 発言

(発言の許可等)

第49条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の要求)

第50条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第51条 討論については、議長は、最初に反対者に発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

2 反対者がいない場合は、賛成討論を省略する。

(議長の発言及び討論)

第52条 議長が議員として発言しようとするときは、議席につき、発言し、発言が終了後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第53条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできない。

(質疑の回数)

第54条 質疑は、同一議員につき、同一の議題について2回を超えることはできない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第55条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第56条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければ

ばならない。

(発言の継続)

第57条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第58条 質疑又は討論が終ったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第59条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第60条 議員は、町の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

3 質問の順序は、議長が定める。

4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(緊急質問等)

第61条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第62条 質問については、第54条（質疑の回数）及び第58条（質疑又は討論の終結）第1項の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第63条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第7章 委員会

(議長への通知)

第64条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第65条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(委員の発言)

第66条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(委員外議員の発言)

第67条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員の議案修正)

第68条 委員が修正案を發議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第69条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第70条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第71条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第72条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が、法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

第73条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(閉会中の継続審査)

第74条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由をつけ、議長に申し出なければならない。

(少数意見の留保)

第75条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(委員会報告書)

第76条 委員会は、事件の審査又は調査を終ったときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。

第8章 表決

(表決問題の宣告)

第77条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第78条 表決を行う宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第79条 表決には、条件を付けることができない。

(起立等による表決)

第80条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

3 第1項及び第86条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要であると認めるときは、電子採決システムによる表決をとることができる。

4 電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とするものは賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

5 電子採決システムによる表決において、議長が表決を終了する宣言をした時点で、出席議員が賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押していないときは、その出席議員は、棄権したものとみなす。

(投票による表決)

第81条 議長が必要であると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名の投票)

第82条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。

(白票の取扱い)

第83条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第84条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第27条（議場の出入口閉鎖）、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）、第32条（選挙結果の報告）第1項、第33条（選挙に関する疑義）及び第34条（選挙関係書類の保存）までの規定を準用する。

(表決の訂正)

第85条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第86条 議長は、問題について、異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第87条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序については出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第9章 請願

(請願書の記載事項等)

第88条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

（請願の紹介の取消し）

第89条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

（請願文書表の作成及び配布）

第90条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

（請願の委員会付託）

第91条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 会議に付した請願の委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

（紹介議員の委員会出席）

第92条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（請願の審査報告）

第93条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

（1）採択すべきもの

（2）不採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、町長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

（陳情書等の処理）

第94条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第10章 秘密会

（指定者以外の退場）

第95条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第96条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第11章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第97条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表の提出があったときは、その旨議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第98条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第99条 法第127条第1項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第100条 前条の要求については、議会は、第38条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

第12章 規律

(品位の尊重)

第101条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第102条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさ及び情報端末の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第103条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第104条 議員は、会議中は、みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第105条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第106条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第107条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第108条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、

議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて、会議に諮って決める。

第13章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第109条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第96条(秘密の保持)第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰の審査)

第110条 懲罰については、議会は第38条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第111条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第112条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第113条 出席停止は、7日を超えることはできない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第114条 出席を停止された議員がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第115条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第14章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第116条 議会が法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第117条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第118条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第119条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第120条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第121条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。

ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第15章 参考人

(参考人)

第122条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人については、第119条（公述人の発言）、第120条（議員と公述人の質疑）及び第121条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

第16章 会議録

(会議録の記載事項)

第123条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録に掲載しない事項)

第124条 前条の会議録の副本には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第63条（発言の取消し又は訂正）の規定により取消し又は訂正した発言は、記載しない。

(会議録署名議員)

第125条 会議録に署名すべき議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

第17章 全員協議会

(全員協議会)

第126条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

- 2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。
- 3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18章 議員の派遣

(議員の派遣)

第127条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第19章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第128条 この規則の施行に関し、疑義が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。

附 則

この規則は、昭和36年7月15日から施行する。

附 則 (平成2年3月20日議会規則第1号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年6月28日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月23日議会規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月24日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年9月26日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月7日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年12月8日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年9月23日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

南知多町議会の会議に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会期中の閉会) 第6条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p>	<p>(会期中の閉会) 第6条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p>
<p>(開票及び投票の効力) 第31条 (略) 2 (略) 3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聴いて</u>議長が決定する。</p>	<p>(開票及び投票の効力) 第31条 (略) 2 (略) 3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聞いて</u>議長が決定する。</p>
<p>(発言の許可等) 第49条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。 2 (略)</p>	<p>(発言の許可等) 第49条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。 2 (略)</p>
<p>(発言内容の制限) 第53条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2・3 (略)</p>	<p>(発言内容の制限) 第53条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2・3 (略)</p>
<p>(委員外議員の発言) 第67条 (略) 2 委員会は、委員でない議員から発言の<u>申出</u>があったときは、その許否を決める。</p>	<p>(委員外議員の発言) 第67条 (略) 2 委員会は、委員でない議員から発言の<u>申し出</u>があったときは、その許否を決める。</p>
<p>(起立等による表決) 第80条 (略) 2 (略) 3 <u>第1項</u>及び第86条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めると</p>	<p>(起立による表決) 第80条 (略) 2 (略)</p>

新	旧
<p><u>きは、電子採決システムによる表決をとることができる。</u></p> <p>4 <u>電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とするものは賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。</u></p> <p>5 <u>電子採決システムによる表決において、議長が表決を終了する宣言をした時点で、出席議員が賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押していないときは、その出席議員は、棄権したものとみなす。</u></p> <p>(表決の順序)</p> <p>第87条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p>	<p>(表決の順序)</p> <p>第87条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p>

令和5年第2回南知多町議会定例会

請 願 一 覧 表

令和5年3月

受付番号 ----- 受付月日	件名・請願者等	紹介 議員	付託 委員会
1 ----- 2. 13	「平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大增税に反 対する意見書」の採択を求める請願 *****	内田 保	総務建設

令和 5 年 第 2 回 南 知 多 町 議 会 定 例 会			
請 願 文 書 表			
受理日	令和 5 年 2 月 1 3 日	紹 介 議 員	内 田 保
受理番号	請 願 第 1 号		
請 願 者 の 住所・氏名	知多郡南知多町***** *****		
件 名	「平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大增税に反対する意見書」の採択を求める請願		
付託委員会	総務建設委員会		
<p>(請願理由)</p> <p>いま日本は、「戦争か平和か」の歴史的岐路に立っています。政府は、2022 年年末に「安保関連 3 文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）」の改定を閣議決定しました。他国に直接の脅威を与え、先制攻撃も可能な「軍隊と武器」（敵基地攻撃能力）を持とうとするものです。2015 年の安保法制での「戦争国家づくり」を実践するもので、専守防衛をふみにじる憲法違反です。</p> <p>2023 年、共同通信社の 1 月 28 日～29 日の世論調査では、「2027 年以降の政府の防衛費約 1 兆円の増税方針」には、60.7%が反対しています。</p> <p>政府は、『専守防衛』に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならず」といいます。しかし、世界第 3 位の軍事大国になり、他国攻撃ができる長距離ミサイルを持つことが、周辺国の不信をあおり、脅威をあたえ、軍拡競争を過熱させることは明らかです。安保法制を実行して敵基地等を攻撃すれば、日本が攻撃されていなくても他国を攻撃することになり、相手の報復攻撃をまねき日本が戦場になりかねません。</p> <p>政府は、軍事費について 2027 年度までの 5 年間の総額を 43 兆円とし、27 年度には GDP（国内総生産）比で 2%と現在の 2 倍にするとしています。財源確保のために大增</p>			

税と国債発行を行うとしており、暮らしを直撃します。軍事費増で、いまでも不十分な教育費や社会保障費への国の支出が減りかねません。これらの結果、暮らしも経済も立ちいかなることは戦前の歴史が示しています。

不確実性が高まる国際情勢のもとで、憲法9条を持つ国としていま行うべきは「戦争の準備」ではなく、対話と外交によって「戦争をさける努力」です。それこそ政治の責任です。

この国のあり方を根本からくつがえし、暮らしを壊す大軍拡を、開かれた論議もなしに閣議決定ですすめたことは民主主義、立憲主義に反しています。

以上のことから、地方自治法第99条に基づき政府に対して以下の意見書を提出することを求めます。

記

・平和、いのち、暮らしを壊し国民に負担を押しつける大軍拡、大増税はやめてください。

・大軍拡などを決定した「安保関連3文書」改定を撤回してください。

令和5年第2回南知多町議会定例会

陳 情 等 一 覧 表

令和5年3月

受付 番号	受付月日	件名・陳情者等	送付委員会
17	11.24	設備工事の分離発注について（お願い） ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	総務建設
18	12.2	「保育・障害・高齢職場で働くすべての職員が賃金を引き 上げられる補助金を求める意見書」提出を求める陳情 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	総務建設
19	12.22	会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	総務建設
20	12.28	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子ど もたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	文教厚生